

平成30年

# 第1回定例輪之内町議会会議録

平成30年3月5日 開会  
平成30年3月16日 閉会

輪之内町議会

## 第 1 回定例輪之内町議会会議録目次

3月5日

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 議事日程                         | 1  |
| 本日の会議に付した事件                  | 2  |
| 出席議員                         | 2  |
| 欠席議員                         | 2  |
| 欠員                           | 2  |
| 説明のため出席した者                   | 2  |
| 職務のため出席した事務局職員               | 2  |
| 開会                           | 3  |
| 会議録署名議員の指名                   | 3  |
| 会期の決定                        | 3  |
| 諸般の報告                        | 3  |
| 議案上程                         | 3  |
| 町長提案説明、施政方針                  | 3  |
| 議第1号(提案説明・質疑・討論・採決)          | 15 |
| 議第2号(提案説明・質疑・討論・採決)          | 16 |
| 議第3号(提案説明・質疑・委員会付託)          | 18 |
| 議第4号(提案説明・質疑・委員会付託)          | 25 |
| 議第5号及び議第6号(提案説明・質疑・委員会付託)    | 27 |
| 議第7号(提案説明・質疑・委員会付託)          | 30 |
| 議第8号(提案説明・質疑・委員会付託)          | 33 |
| 議第9号から議第11号まで(提案説明・質疑・委員会付託) | 43 |
| 議第12号及び議第13号(提案説明・質疑・委員会付託)  | 49 |
| 議第14号(提案説明・質疑・委員会付託)         | 53 |
| 議第15号(提案説明・質疑・討論・採決)         | 57 |
| 議第16号(提案説明・質疑・討論・採決)         | 58 |
| 議第17号(提案説明・質疑・委員会付託)         | 60 |
| 議第18号(提案説明・質疑・委員会付託)         | 61 |
| 議第19号(提案説明・質疑・討論・採決)         | 63 |
| 議第20号(提案説明・質疑・委員会付託)         | 66 |
| 議第21号(提案説明・質疑・討論・採決)         | 67 |
| 議第22号(提案説明・質疑・討論・採決)         | 69 |
| 散会                           | 71 |

3月16日

|  |       |
|--|-------|
| 議事日程   | 7 3   |
| 本日の会議に付した事件  | 7 3   |
| 出席議員   | 7 3   |
| 欠席議員   | 7 4   |
| 欠員   | 7 4   |
| 説明のため出席した者   | 7 4   |
| 職務のため出席した事務局職員                                       | 7 4   |
| 開議   | 7 5   |
| 諸般の報告  | 7 5   |
| 一般質問   | 7 6   |
| 2番 古田東一議員  | 7 6   |
| 8番 森島光明議員  | 8 0   |
| 1番 上野賢二議員  | 8 4   |
| 9番 森島正司議員  | 9 1   |
| 議第3号から議第14号まで、議第17号、議第18号及び議第20号<br>(委員長報告・質疑・討論・採決) | 1 0 1 |
| 閉会   | 1 2 7 |
| 会議録署名議員  | 1 2 8 |

平成30年3月5日開会 第1回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成30年3月5日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明、施政方針
- 日程第6 議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議第2号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議第3号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議第4号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議第5号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第6号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第7号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第8号 平成30年度輪之内町一般会計予算
- 日程第14 議第9号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議第10号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議第11号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第17 議第12号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議第13号 平成30年度輪之内町水道事業会計予算
- 日程第19 議第14号 輪之内町浸水被害軽減地区である旨の標識を定める条例の制定について
- 日程第20 議第15号 輪之内町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第16号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第17号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第18号 輪之内町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第19号 輪之内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議第20号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第21号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第27 議第22号 輪之内町県営土地改良事業分担金の徴収方法につき承認を求める  
ことについて

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第27までの各事件

○出席議員（8名）

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 上野賢二 | 2番 | 古田東一 |
| 4番 | 高橋愛子 | 5番 | 小寺強  |
| 6番 | 田中政治 | 7番 | 北島登  |
| 8番 | 森島光明 | 9番 | 森島正司 |

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                        |      |                           |      |
|------------------------|------|---------------------------|------|
| 町長                     | 木野隆之 | 教育長                       | 箕浦靖男 |
| 参事兼<br>総務課長兼<br>危機管理課長 | 兒玉隆  | 教育参事                      | 松井均  |
| 会計管理者兼<br>住民課長         | 高橋博美 | 調整監<br>(産業・建設)兼<br>経営戦略課長 | 荒川浩  |
| 産業課長                   | 中島智  | 建設課長                      | 近藤豊和 |
| 教育課長                   | 中島良重 | 土地改良課長                    | 田内満昭 |
| 税務課長兼<br>会計室長          | 伊藤早苗 | 福祉課長                      | 菱田靖雄 |

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |       |      |
|--------|------|-------|------|
| 議会事務局長 | 田中久晴 | 議会事務局 | 西脇愛美 |
|--------|------|-------|------|

(午前9時00分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、平成30年第1回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定によって議長において、2番 古田東一君、5番 小寺強君を指名いたします。

---

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月16日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から3月16日までの12日間と決定いたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成29年度11月分、12月分及び1月分に関する出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（田中政治君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第5、町長提案説明、施政方針。

本日の上程議案について、町長から議案説明並びに施政方針を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

日ごとに暖かくなり、春の到来を感じる季節となってまいりました。中江川の桜も今年も見事な花を咲かせようと待ち構えております。議員各位には、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

さて、本日、ここに平成30年第1回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、何かと御多用のところを御出席いただき、御苦労さまでございます。

それでは、今議会開会に当たり、まずもって平成30年度を迎えるに当たっての私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

2月には、お隣の韓国で開催されました平昌オリンピック、これは北朝鮮の唐突と言える参加表明により政治オリンピックの様相を呈してまいりましたが、本来、競技に目を向ければ、金メダル4個を含むメダル13個を獲得する歴史的な活躍に日本中が歓喜の渦に包まれました。記録にも記憶にも残る各選手の活躍をたたえたいと思います。

また、西濃地方からは池田町の堀島選手がモーグルのフリースタイルスキーに出場しました。決勝で惜しくも転倒し、メダルの夢はかないませんでした。彼はまだ若いので次の北京オリンピックでの活躍を期待しております。

オリンピックでは華やかさに目を奪われがちではありますが、そこに出場するまでには各選手の日々の努力があったことを忘れてはなりません。このことは、我々公務員にも当てはまると自戒しております。日々の業務を懸命に行う中で、必ずや住民福祉の向上という花が咲くものと考えております。

さて、日本経済は、外部要因による株価の乱高下はあるものの、押しなべて上昇トレンドを維持しており、企業の業績も向上し、政権与党から経済界への賃金アップの要請等もあり、春闘では大幅なベースアップや一時金の引き上げの要求が労働側からも出されております。ぜひ企業の業績成果が労働者に還元され、個人消費の伸びにつながることを期待するものであります。

ただいま開会中の国会においては、長時間労働による過労死や自殺問題を踏まえ、労働時間の短縮や働き方の改革を進めようとしております。一方で、少子・高齢化により労働力不足が叫ばれています。労働力不足と長時間労働の短縮という、一見相矛盾する問題をどのように解消していくのか、働き方の意識変化とともに、まさに今後の日本が成熟した社会にどのようにソフトランディングできるのか、その可否を占う重要な課題となっております。公務員の定年も段階的に65歳に引き上げることが決定されておりますが、これからは、知識、経験を持った高い年齢層が社会全体の活躍維持に当たっての必須の条件になるのではと感じております。

人口減少を何とか食い止めようと、全国の自治体が地方創生事業や子育て支援事業を

展開しております。各自治体は、人口の奪い合いをし、下世話な言い方をすれば、「勝ち組」「負け組」が生じるのではないかと懸念されます。人口の減少は、さきに述べましたように労働力不足につながり、ひいてはGDPの低下にもつながってしまいます。今の政策が景気を高揚させ、税収を確保し、それをもって社会保障制度を維持しようとするのも選択肢の一つとして排除するものではありませんが、急激な人口減少、高齢化が世界でも類を見ないスピードで進み、若い世代が高齢者を支えるという年金や介護保険等の社会制度の根幹部分でシステム疲労を起こし、健全な運営に支障を来す時期が来るのではないかと心配をしております。今後の人口減少社会に的確に対応可能な社会保障制度を真剣に議論すべきであります。国民、町民が将来に不安を抱き、貯蓄というみずから防衛に走る状況は、必ずしも健全とは思われません。

安倍政権が言うところの国民希望出生率である1.8人が仮に達成されても、確実に人口は減少します。人口減少の甚だしい地域においては、経済合理の観点から、やがてスーパーマーケットやコンビニ、金融機関もなくなり、社会生活に相当な不便を強いる地域となってしまう可能性すらあります。

日本国内の人口が確実に減少をたどる中で、今後、国政レベルでどのような政策がなされるかはわかりませんが、目先の政策論争ではなく、百年の大計を考えるべきであります。

我々は、輪之内町の地域住民の安全・安心を確保していかなければなりません。安全・安心は、何も災害発生時における直接的な命の危険の回避のみではなく、日常生活の安寧を求める、別の言い方をすれば、生活全般の安全・安心を求める生存権の確保のための施策を当然に含むものでなくてはならないと思います。

皆様御承知のとおり、昨年10月には東海環状自動車道の養老ジャンクションから養老インターまでの間が供用開始されました。また、今月24日には、お隣の安八スマートインターチェンジが供用開始となります。当町を取り巻く交通インフラは、大きくさま変わりをいたします。我が輪之内にとっても地域発展の絶好の機会であり、これを生かさない手はありません。これまでにエフピコやすぎやま工業の企業誘致を進めてまいりましたが、現在進めております楡俣北部地区のほ場整備事業においても企業誘致のための用地を設定し、引き続き誘致に取り組んでまいります。

輪之内町で子育て支援を受けながら幼少期を過ごし、いざ就職という場面になったときに働く場所がなく、転出してしまうことは悲しいことでもあります。周辺の自治体も企業誘致には力を注いでおり、お互いが相乗効果を発揮して定住が促進されることも期待し、当町でも働く場所をしっかりと確保してまいります。

なお、かねてからの私の強い思い入れのある、(仮称)新養老大橋の架橋促進に向けても努力を惜しまない覚悟でございます。

さて、当町では、庁舎改修、仁木小学校の大規模改修、そして平成29年度には大藪小

学校の大規模改修を計画的に進めてまいりました。公共施設の長寿命化は、当町にとどまらず、全国の市町村、また国・県においても喫緊の課題であり、今後、多額の予算を要する重要な問題であります。当町でも公共施設等総合管理計画検討会議を開催して検討を進めておりますが、将来展望や財政計画等を踏まえて、適切に改修を実施していく必要があります。なお、平成30年度におきましては、輪之内体育センターの改修を行うほか、福東小学校の大規模改修に向けて実施設計を行うこととしております。今後におきましても、文化会館や町民センター、こども園の改修も必要となつてまいりますので、十分に検討を重ねてまいります。

近年、日本では、東日本大震災、熊本地震等も発生し、また突然火山が噴火し、死傷者が発生する等の事例が発生しております。残念ながら、日本は、地震、火山の活動期に入ったものと考えられます。ともすれば、我々は平常性バイアスが働き、南海トラフの巨大地震が必ず発生すると言われても、それを正常な日常生活の延長線上の出来事として捉えて、自分に都合の悪い情報を無視したり、自分は大丈夫、まだ大丈夫などと過小評価する方が多いのではないかと思います。これも心情としてはやむを得ないことかと思いますが、町民の皆さんの防災意識のなお一層の高揚を図ることが喫緊の課題であります。

災害に対する備えとして、目に見える形で大吉新田地内に防災拠点の整備を進めております。また、一人でも多くの方に防災に関心を持っていただくために、平成28年度から29年度にかけて防災士の養成講座も開催し、約200名の防災士も誕生させました。平成30年度には、中学校2年生を対象に防災士育成事業を学校の防災教育の一環として実施してまいります。各地で地震等の災害が発生し、多くの被災者の方が落胆し、生きる気力をなくしたときに、避難所等で黙々とボランティア活動をする中学生の姿に心が安らぎ、勇気づけられたという報道がよくなされています。若い世代の活躍は、希望の光となることが実証されております。

いざ災害が起きた場合に、中学生の力もかりたいという思いも当然ありますが、若いときから防災に関する知識や関心を高めることによって将来にわたって防災意識を持ち続けてもらうことや、家庭の防災力を高めてもらうことも期待し、防災士育成事業を展開してまいります。

また、若い世代にとってグローバル化がますます進むこれからの時代において、もはや英語は必須のものとなりつつあります。当町においては、平成32年度の英語教育新学習指導要領の改訂に対応するため、英語教育時間の拡充を前倒しで実施いたします。英語教育に携わる教員の研修を実施するとともに、英語サポート支援員を新たに配置し、指導体制の整備を図ります。既に中学生の英語検定受験料については助成を行っておりますが、新たに小学生を対象に英検5級以上の受験料を全額補助することといたします。サマースクールも開設し、夏休み中にもALTとの交流の機会を設け、コミュニケーション

ョン能力の向上を図ってまいります。もちろん、これによって日本中や世界中を股にかけて活躍する人材が生まれることを望んでおるところでございます。

さて、「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」をキャッチフレーズにしておりますけれども、住んでいてよかったと思えるには何が必要であるのかを考えたとき、もちろん、病気になったとき、あるいは介護が必要になったときに十分なケアが受けられる体制をとっていくことは必要であります。健康で毎日を過ごしていただくことが第一であると思います。このため、平成30年度からはわくわく輪之内マイレージ事業として、住民の皆様健康増進事業への積極的な参加を促すため、健康マイレージポイント制度を導入いたします。検診や健康教室等の参加者にはポイントを進呈し、ポイントがたまるとさまざまな景品と交換できる制度とし、住民の皆様が継続的に楽しく健康づくりに取り組んでいただける環境や仕組みを整備してまいります。

以上、所信の一端を申し上げましたが、平成30年度の新規主要事業につきましては、この後の新年度予算の提案説明の中でも触れさせていただきます。

平成30年度は全力で各種施策に取り組んでまいります。議員各位、また町民各位の御理解と御協力を切にお願いいたしますのでございます。

それでは、本日提出させていただきました議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、人事案件2件、平成29年度補正予算5件、平成30年度予算6件、条例8件、その他1件の合計22件でございます。

まず、平成30年度予算について御説明し、その後、順次議事日程に沿う形で御説明をいたします。

平成30年度の予算は、一般会計41億4,300万円、国民健康保険事業特別会計10億3,200万円、後期高齢者医療特別会計8,100万円、児童発達支援事業特別会計1,500万円、特定環境保全公共下水道事業特別会計6億8,200万円、水道事業会計2億4,300万円の総額61億9,600万円であります。

議第8号 平成30年度輪之内町一般会計予算につきましては、平成29年度当初予算と比較すると、金額にして2億100万円、率にして5.1%の増となっております。

それでは、歳出から順次新規事業を中心に、主要事業を交えながら御説明をいたします。

まず、議会費では、30年以上経過し、時折ふぐあいが発生する議場内の放送設備の改修工事費を計上しております。

総務費では、平成29年度に引き続き地方創生事業として、創業・第二創業等支援事業、就職・転職フェア開催事業、三世代同居・近居助成事業等を実施してまいります。また、平成30年度においては、新たに定住化促進調査事業として、集合住宅に入居されている方を対象に「住」に対する考え方を調査し、引き続き町内に居住してもらうための施策等を検討してまいりますとともに、新たに地域の魅力発信事業として、ラジオ番組を活

用して、町のイベント・観光情報を初めとするさまざまな町政情報を発信し、輪之内町の知名度を向上させ、来町者及び移住者の増加につなげてまいります。

輪之内町でもふるさと納税制度を実施しておりますが、寄附の受け付けから寄附金受領証明書の発行及び発送、返礼品発送の手配を一括して代行サービス事業者へ委託することとし、さらなる制度利用を推進してまいります。

また、住民の移動手段として運行しておりますデマンドバスにつきましては、順調にその利用者も増加しておりますが、住民の皆さんの声を聞きながら、今後とも改善できる点は改善し、さらなる利用者の増加を図り、年齢を重ねても気軽に外出できる町を目指し、住民の方に住んでいてよかったと言ってもらえるようにしてまいります。

人事関連では、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、平成32年度から会計年度任用職員制度が導入されることを踏まえ、平成30年度においては、条例、規則等の整備を行い、平成31年度から始まる職員募集のための準備作業を進めてまいります。

次に、民生費では、子育て支援の一環としての高校生世代までの医療費無償化に加え、平成30年度からは第3子以降のこども園の利用料も無料とし、さらなる子育て支援を推進してまいります。また、次世代育成支援行動計画である輪之内町子ども・子育て支援事業計画の改善に向けてのニーズ調査も平成30年度に実施いたします。

次に、衛生費では、人生100年時代とも言われ始めている超高齢化社会にあって、いかに健康で毎日を過ごすかが大切であることを認識し、平成30年度からは、さきに申し上げましたわくわく輪之内マイレージ事業を実施してまいります。また、従来より実施しております乳がん検診も拡張し、これまでの一方向撮影に加えて乳房内部を映し出す頭尾方向撮影を追加し、検診精度を高めることで、より正確にがんを発見することが可能となり、早期発見につなげることができるよういたします。

環境対策としては、町内河川の水質浄化を図るために、地域協働水質改善事業に引き続き取り組み、啓発活動を行うほか、河川環境改善への関心が高まるよう、外来種駆除を目的とした魚釣り大会を実施いたします。また、再生可能エネルギーの活用を推進するための太陽光発電助成事業も継続して実施してまいります。

農林水産業費では、現在進めております楡俣北部地区の経営体育成基盤整備事業、いわゆるほ場整備事業も地権者の御理解を得て順調に進んでおりますので、平成30年度には工事の実施設計を行ってまいります。

町の主要生産米であるハツシモの販路拡大も、引き続き進めてまいります。また、輪之内町のPRに資するため、かつて町内の醸造所で作られていた「鵜舟」の復刻をも計画をいたしております。

商工費では、地元を初めとする多くの方に協力をいただいて毎年実施しております本戸地区の田んぼアートの平成30年度のテーマを「戦国武将丸毛兼利」とし、より精度の高い魅力的な作品を制作し、他の市町村からの集客が見込めるようにしてまいります。

また、好評をいただいております輪之内町軽トラ朝市実施事業も継続してまいりますし、輪之内プレミアム商品券発行事業や、当町の最大イベントでありますふれあいフェスタにも引き続き補助金を支出して、町の商工業の発展に寄与してまいります。

土木費では、第2次緊急輸送道路整備事業として、アポロンスタジアム西側の県道安八・海津線の信号交差点から中江川の山中橋までの間の道路改良を実施いたします。また、橋梁の長寿命化を図るための詳細設計や補修工事も実施するほか、県道安八・海津線の松内地内から揖斐川の堤防道路へつながる町道整備に向けて地元との協議を進めてまいります。なお、県道安八・海津線との交差点は、信号機がなくても安全に通行ができるラウンドアバウト交差点にしたいと考えております。

公共下水道事業の進捗率は、現在、全体計画の約9割が完成しておりますが、残りの事業を計画的に推進するために下水道会計へ2億1,000万円を繰り出すこととし、あわせて接続率の向上を図るため、平成30年度においても住まいる住宅助成制度を存続し、住環境の向上を目指してまいります。

消防費では、第3分団第2班の小型動力ポンプ積載車1台と第1分団第2班の小型動力ポンプを更新いたします。防災対策としては、災害時の備蓄品購入、また非常食の購入も引き続き計画に従って実施いたします。また、Jアラート受信機を自動起動に要する時間の短縮等が可能となる新型受信機に移行するほか、同報系防災行政無線のスプリアス対応及びデジタル化に向けての実施設計を行うための予算計上もいたしております。

教育費では、ハード事業として、建築後約30年を経過し、老朽化が進んだ輪之内体育センターの全面改修を実施いたします。

ソフト事業では、さきに述べましたように、中学校2年生を対象に防災士育成事業を学校の防災教育の一環として実施するほか、英語教育にも力を注いでまいります。

学校給食センターにつきましては、現在、直営方式で行っておりますが、調理業務を平成30年9月から業者委託をすることとし、予算を編成いたしております。調理業務の委託契約は、債務負担行為をし、平成33年度までの3年間とする予定であります。なお、平成30年度分の契約予算は1,787万4,000円としております。安定的に学校給食を供給するためには、調理に必要な人員を常に確保することが必要であります。現在の限られた職員では、職員がインフルエンザ等の感染症に罹患し、休まざるを得なくなった場合等に不安があること等も考慮し、調理業務を委託するという選択をいたしたところであります。なお、輪之内町の給食はおいしいという現在の評判を落とすことのないよう、センターの所長は、今までどおり町職員が従事し、栄養士も引き続き県から派遣されますので、そのような懸念はないものと考えております。

次に、歳入の主なものについて御説明をいたします。

歳入予算額の中で最もウエートを占める町税につきましては、総額15億5,323万6,000円を見込んでおります。

税目別では、町民税では、法人分の増加が見込まれることから対前年2,304万5,000円の増収、企業誘致の成果から固定資産税は、対前年度4,726万1,000円の増収を見込んでおります。

地方交付税につきましては、これまでの決算額等を勘案し、平成29年度と比較し、1,000万円増の8億8,000万円としております。

また、繰入金につきましては、今年度も当初予算編成時において不足する財源を基金からの繰入金で調達することとしております。財政調整基金からの繰入金を4,013万4,000円の増額、公共施設等整備基金からの繰入額を8,328万9,000円の増額をしたことが繰入金総額の増額の主な要因となっております。

町債の発行につきましては、今年度は普通交付税の代替措置である臨時財政対策債を1億7,040万円、Jアラートの改修に伴う緊急防災・減災事業債を190万円発行する予定としております。

以上で、平成30年度の一般会計予算の概要説明を終わります。

続きまして、特別会計予算について御説明をいたします。

議第9号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算でございますが、御承知のとおり、平成30年度から国民健康保険事業の財政運営の責任主体が岐阜県になることにより、町の国民健康保険事業特別会計の予算の構成も一部変更しております。

平成30年度の予算総額は10億3,200万円で、前年度と比較して1億6,800万円の減であります。さきに申し上げましたとおり、平成30年度予算からは岐阜県が財政運営の責任主体となることから、各市町村の予算編成においては、岐阜県から県に納付すべき納付金の額が通知されます。これをもとに、歳出において納付金を計上し、その額は、医療給付費分は1億7,302万3,000円、後期高齢者支援金等分は6,127万9,000円、介護納付金分は1,897万3,000円であります。また、標準保険料率の算定に必要な保険料額が各市町村ごとに通知されますので、これに基づき徴収した保険税と一般会計から繰り入れる保険基盤安定繰入金の軽減分を合わせて、さきに述べた納付金として県に支払うこととなります。

保険税の賦課徴収や出産育児一時金、葬祭費の支給、特定健康診査につきましては、従前どおり町において実施することとされているため、必要な予算を計上いたしております。

平成30年度予算が大きく減額となっておりますのは、岐阜県が財政運営の責任主体となることにより、高額医療費共同事業や保険財政共同安定化事業等を予算計上する必要がなくなりましたので減額となっております。

議第10号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営しておりますが、その

中で市町村の役割となっております保険料徴収、市町村受託事業であるぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診に係る経費及び市町村負担金を中心として予算編成をいたしました。

平成30年度の予算総額は8,100万円で、市町村負担金の増加により、前年度と比較して600万円の増としております。

議第11号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算について御説明をいたします。

この特別会計は、輪之内町発達支援教室そらにおける心身の発達に支援が必要な就学前の児童を対象に、日常生活の基本的な動作指導や集団生活への適応訓練等に要する経費を計上いたしております。

開所10年目となる平成30年度の予算総額は1,500万円で、前年度と同額としております。

今後も、母子保健から就学へとつながる支援に努めてまいります。

議第12号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について御説明をいたします。

生活環境の改善に必要な下水道事業は、全体計画の約9割の整備が終了いたしました。引き続き下水道管渠整備を進め、将来に向け水域環境の保全と快適な暮らしを支えるべく取り組んでまいります。

平成30年度の予算総額は6億8,200万円で、前年度と比較して800万円の増としております。

なお、平成30年度の特定環境保全公共下水道事業債の発行額は、1億8,350万円を予定いたしております。

議第13号 平成30年度輪之内町水道事業会計予算について御説明いたします。

平成30年度の予算は、収益的支出及び資本的支出と合わせまして2億4,300万円で、前年度対比で2,700万円の減としております。これは、配水施設工事費の減によるものであります。

これからも安心して飲める低廉な水の安定供給に努めてまいります。

以上、平成30年度輪之内町一般会計及び特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

これよりは議事日程に沿う形で御説明をいたします。

まず、人事案件から御説明をさせていただきます。

議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、当町の人権擁護委員4名のうち3名の任期が平成30年6月30日で満了となることから、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるものであります。

議第2号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、

平成30年3月31日付で1名の委員の任期が満了いたしますので、委員の任期につき同意を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係を御説明申し上げます。

議第3号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億336万2,000円を減額するものであります。

今回の補正予算は、歳出においては、年度末を控え各事業費を精査し、不用額と判断できるものを減額するとともに、歳入については、それぞれの確定額または決算見込み額により補正を行うことを主な内容としております。

平成29年度当初予算においては、財源不足額を財政調整基金、土地基盤整備基金及び公共施設等整備基金からの繰り入れで補う予算構成でありましたが、年度末に近づいたことから各種事業予算を精査し、また本年度の歳入見通しを明らかにして予算を補正することにより、これら基金の繰入金のうち、財政調整基金2億5,033万円と土地基盤整備基金2,826万円の繰り入れを回避し、将来に向けて基金を留保することとしたほか、臨時財政対策債1億7,400万円の発行を取りやめ、将来の財政負担の軽減を図ることといたしました。

歳出予算の中で増額をお願いする主なものとしては、総務費では、財政調整基金、公共施設等整備基金及びふるさと応援基金の積立金の増額、民生費では、国保会計への保険基盤安定繰出金につきまして、保険料軽減分及び保険者支援分の負担金が確定したことにより増額いたしました。また、農林水産業費では、農地中間管理機構への農地集積に係る協力補助金を増額するほか、公債費において、平成22年度に借り入れを行った地方道路等整備事業債の繰り上げ償還金を増額いたします。

また、歳入の補正の主なものは、さきに述べました基金繰入金及び臨時財政対策債の減額補正のほか、税収の伸びにより、町民税、固定資産税、軽自動車税、地方消費税交付金を増額し、補正予算の財源等としてその一部を留保してまいりました繰越金を増額するものであります。

以上で、平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

続きまして、議第4号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総合に歳入歳出それぞれ4,055万6,000円を追加するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費の出産育児一時金補助金の申請件数が当初予算で予定した件数を下回る見込みとなったため減額し、諸支出金の償還金につきましては、国及び県の支出金等の精算により返納金が発生したことから増額をいたします。また、将来的に向かつて安定的に国保運営を行うために国民健康保険基金積立金を増額いたします。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金において国保制度の改革に伴うシステム改修に係る国庫補助金を増額し、共同事業交付金につきましては、保険財政共同安定化

事業交付金を減額いたします。また、一般会計からの保険基盤安定繰入金及び繰越金を増額するものであります。

議第5号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出差引予算の総額に歳入歳出それぞれ169万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入の後期高齢者医療保険料を収入見込みにより増額するほか、一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金を減額し、歳出において後期高齢者医療広域連合納付金を増額することです。その他、事務費については精査により、また健診費用委託料につきましては、受診者の確定により不用見込み額を歳出で減額し、関連する歳入を減額補正するものであります。

議第6号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万7,000円を減額するものであります。

内容は、歳入において障害児給付費の児童発達支援費、発達支援教室使用料を減額するとともに、繰越金を増額するものであります。歳出においては、消耗品等の事務費を減額するものであります。

議第7号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,395万4,000円を減額し、特定環境保全公共下水道事業債の限度額を1億8,350万円から1億2,960万円に引き下げるものであります。

歳出においては、年度末までの工事事業量を勘案し、下水道管渠工事費を減額するほか、浄化センターの維持管理業務委託料、光熱水費等の不用見込み額を減額するとともに、公債費の長期利子の償還金を減額いたします。

歳入においては、決算見込みにより下水道事業受益者負担金を増額し、下水道使用料、特定環境保全公共下水道費国庫補助金をそれぞれ減額いたします。また、繰越金を増額すること及び管渠工事量の減少により特定環境保全公共下水道事業債を減額いたします。

以上で、平成29年度輪之内町一般会計補正予算及び特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、条例関係、その他について御説明を申し上げます。

議第14号 輪之内町浸水被害軽減地区である旨の標識を定める条例の制定につきましては、水防法の一部改正により、輪中堤等の盛り土構造物が存する土地の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができることとなりました。当町においては、昭和51年の安八水害の折に浸水を阻止した輪中堤が存在いたしますので、当該輪中堤をこれからも保全していく町的意思表示として指定をしたいと考えております。なお、浸水被害軽減地区に指定した場合には、

浸水被害軽減地区である旨の標識を設置する必要がある、標識の基準は条例で定めるところとされていることから条例の制定を行うものであります。

議第15号 輪之内町防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、輪之内町防災会議の委員に議会代表も加えるべきではないかという意見が議会の全協で出されましたことを踏まえ、当該委員に町議会の議長を追加すべく改正を行うものであります。

議第16号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年8月8日の人事院勧告を踏まえ、昨年の12月議会で平成29年度から施行される部分について輪之内町職員の給与に関する条例の一部改正を行いました。今回は、平成30年4月1日から施行される部分について改正を行うことを主な内容としております。

議第17号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成30年4月1日より国民健康保険事業の財政運営の責任主体が岐阜県に移行することに伴い、国民健康保険税の課税額については岐阜県に納める国民健康保険事業費納付金に充てるためのものである旨に変更する等、必要な改正を行うものであります。

議第18号 輪之内町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例につきましては、議第17号で御説明したとおり、平成30年度から岐阜県が国保財政の運営主体となることに伴い、輪之内町が設置する国民健康保険基金について、その設置目的等を変更する必要があるため改正するものであります。

議第19号 輪之内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者であって国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとなるため、必要な条例改正を行うものであります。

議第20号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、こちらも平成30年度より国民健康保険事業の財政運営の責任主体が岐阜県に移行することに伴う改正であります。その内容は、国民健康保険運営協議会の名称の改正等を行うものであります。

議第21号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、平成30年4月1日から適用される損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象が改正されたことに伴い、改正を行うものであります。

議第22号 輪之内町県営土地改良事業分担金の徴収方法につき承認を求めることにつきましては、楡俣北部地区における県営土地改良事業を実施するに当たり、輪之内町県営土地改良事業分担金徴収条例の規定により、地元分担金の徴収の時期及び方法について議会の承認を求めるものであります。

以上で提案説明を終わらせていただきます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中政治君）

日程第6、議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）

それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を求める。平成30年3月5日、輪之内町長。

推薦をする方につきましては3名ございまして、まず1人目の方でございまして、住所は輪之内町大藪1028番地の11、お名前が高木清江様、生年月日は昭和27年12月10日でございまして、現在、人権擁護委員4期目を務めていただいております。

2人目の方は、住所は輪之内町四郷1802番地、お名前が山田實順様、生年月日は昭和26年6月16日でございまして、現在、人権擁護委員2期目を務めていただいております。

3人目の方は、住所は輪之内町中郷新田2067番地、お名前が加藤京子様、生年月日は昭和25年8月20日で、現在、人権擁護委員1期目を務めていただいております。

任期につきましては、3名の方とも平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間でございます。

人権擁護委員の推薦につきましては、町議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、人権擁護につきまして理解がある社会事業家、教育者等云々とございまして、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦すると定められております。

推薦いたします3名の方は、この要件を満たしてございまして、各地区の小・中学校で人権の擁護について直接・間接にかかわってこられたり、小学校の支援員として長年勤められたりし、その知識も十分にあることから推薦するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第1号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（田中政治君）**

これで討論を終わります。

これから議第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、これを適任者と認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任者と認めることに決定いたしました。

---

**○議長（田中政治君）**

日程第7、議第2号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

**○教育課長（中島良重君）**

それでは、議第2号について御説明させていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第2号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。輪之内町教育委員会の委員中、1名が平成30年3月31日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、下記の者を任命したいので、議会の同意を求める。平成30年3月5日、輪之内町長。

委員の住所は、輪之内町大藪712番地、氏名、田中俊弘氏、生年月日は、昭和19年6月23日生まれでございます。任期は、平成30年4月1日から平成32年9月30日まででございます。

経歴を申し上げます。田中俊弘氏は、岐阜薬科大学大学院薬学科修士課程を修了後、教職につかれ、平成20年3月に退職、教育者としての経験により、平成22年4月から輪之内町教育委員に就任され、現在に至っております。

任期中には教育長職務代理としても勤務され、教育、行政、地域など幅広い知識・経験により、教育に対して躍進的な御意見をいただいております。また、平成29年12月6日には、岐阜薬科大学名誉教授にも就任されております。

今回、任期が2年6カ月である理由は、平成26年6月20日公布の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則により、平成27年4月1日施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、4年という規定にかかわらず、当該委員の任期満了の日が特定の日に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとするという経過措置に基づくものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、説明いただきましたけれども、任期についてですけれども、今、任期が偏らないように任期をずらすという趣旨だったと思うんですけれども、あの方の任期というのはどのようになっているのか、ちょっとその辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

そのほかの委員の方につきましては、お名前が市橋肇委員につきましては、4年間で平成33年6月末まで、市橋修委員につきましては、2年間で平成31年9月末まで、野村誓子委員につきましては、1年で平成30年9月末までとなっております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

確認ですけれども、その後は4年ごとになっていくということによろしいでしょうか。

○議長（田中政治君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

はい、4年間でございます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第2号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長(田中政治君)

日程第8、議第3号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○調整監(産業・建設)兼経営戦略課長(荒川 浩君)

それでは、議第3号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)について御説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

議第3号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)。平成29年度輪之内町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億336万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億295万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成30年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の4ページから8ページの第1表は、先ほど第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

9ページの第2表 地方債補正につきましては、1. 臨時財政対策債の発行を取りやめるため1億7,400万円を減額し、発行限度額をゼロ円に変更するものでございます。これは7月に行いました普通交付税の本算定で発行可能額1億7,406万2,000円が確定し、9月議会で借入限度額、予算額ともに2,470万円減額して1億7,400万円でお認めいただいたところでございますが、今回の補正予算において歳入歳出を精査したところ、町債の発行を取りやめても財源のめどが立ったことから、全額を減額することで実質公債費比率の上昇の抑制につなげようとするものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で説明をいたします。別添の事項別明細書をお願いいたします。

まず、全般的なことについて御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成29年度の事業がほぼ完了に近づいてまいりましたので、各課それぞれ事業の進捗状況と予算の執行状況との精査を行い、主に不用額を計上するものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

歳出予算の補正につきましては、予算の増額をお願いしたいものについて、その概要を説明いたします。

31ページをお開きください。

目8の基金費の節25. 積立金の1. 財政調整基金積立金144万9,000円、3の公共施設等整備基金積立金2,000万円は、歳入歳出全体額の調整や、来年度に実施予定の福東小学校の大規模改修事業や防災拠点の整備事業など、大型事業へ対応するために基金に積み立てしようとするものでございます。また、13. ふるさと応援基金積立金252万6,000円は、今年度は3名の方より252万6,770円の寄附を受けたことにより、これを基金に積み立てようとするものでございます。

次に、33ページをお開きください。目10. 生活安全対策費の節19. 負担金、補助及び交付金の2. 補助金の102. 市町村自主運行バス運行費補助金18万8,000円は、名阪近鉄バス株式会社が運行している輪之内・羽島線、南北線、デマンドの3系統の今年度の運行金額の確定により不足額を計上するものでございます。

次に、39ページをお開きください。目1. 社会福祉総務費の節23. 償還金、利子及び割引料の101. 社会福祉事業給付金精算還付金353万7,000円は、平成28年度に交付を受けた臨時福祉給付金事業費及び事務費国庫補助金について、精算によりましてその超過分を返還するために計上するものでございます。

次は、その下にあります目5. 国民健康保険費の節28. 繰出金の1. 国民健康保険事業特別会計繰出金の101. 保険基盤安定繰出金2,050万円は、国保財政の基盤安定を図る目的で被保険者への保険料の軽減を行っておりますが、保険料の均等割額の7割軽減者の増加が主な要因で、保険料軽減分では当初見込みより1,314万円、保険者支援分でも756万

円増加したことにより計上するものでございます。

次に、40ページをお開きください。目1. 高齢者福祉総務費の節13. 委託料の109. ケアプラン委託料25万8,000円は、件数が5件増加する見込みであることから不足額を計上するものでございます。

次に、41ページをお開きください。目4. 介護保険費の節23. 償還金、利子及び割引料の1. 償還金の101. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金精算還付金56万5,000円は、平成27年度に安八郡広域連合が実施した社会保障・税番号制度システム関連のシステム整備について、安八郡3町が広域連合に必要な費用を負担金として支払い、3町が国庫補助金の交付を受けましたら一部で精算が生じたので、その超過分を返還するために計上するものでございます。

次に、45ページをお開きください。目1. 農業委員会費の節1. 報酬の2. 委員等報酬の101. 農業委員会委員報酬132万5,000円は、国の農地利用最適化交付金の額が確定し、今年度の定額報酬及び均等割額が決定したことにより不足額を計上するものでございます。

次に、その下の目2. 農業総務費の節19. 負担金、補助及び交付金の2. 補助金の101. 機構集積協力金補助金613万4,000円は、農事組合法人の営農組合等が農地中間管理機構を通じて新たに集積をする土地を対象に、営農組合等に集積協力金を、土地を預ける地権者には経営転換協力金及び耕作者協力金を交付いたしますが、対象となる面積の増加が主な要因で不足額を計上するものでございます。

次に、55ページをごらんください。目2. 教育振興費の節23. 償還金、利子及び割引料の1. 償還金の101. 子ども・子育て支援交付金精算還付金179万4,000円は、平成28年度に交付を受けた国庫補助について精算により、その超過分を返還するために計上するものでございます。

次に、58ページをお開きください。目1. 社会教育総務費の節11. 需用費の1. 消耗品費4万5,000円と節25. 積立金の11. 加納良造学術文化振興基金積立金4万5,000円は、基金運用益の増額に伴いまして増額をするものでございます。なお、当該積立金の金額につきましては、当基金条例の第3条の運用により生じた益金のうち、2分の1に相当する金額は基金に繰り入れるものとするという規定により行うものでございます。

次に、60ページをお開きください。公債費の目1. 元金及び目2. 利子につきましては、冒頭でも御説明申し上げましたが、実質公債費比率の上昇を抑制し、財政健全化を図ることを目的に町債の繰り上げ償還を実施するために計上するもので、対象となる町債は、平成22年度に借入期間20年で発行した松原道路改良事業に充当した地方道路等整備事業債で、借入金額は7,520万円、借入利率は1.0%、借り入れ後7年目の償還を終えた現在の元金の残高は6,074万2,375円でございますので、元金は6,074万3,000円、一括返済を平成30年3月30日に考えておりますが、今年度分の最後の償還となった平成29年11月30日からこの3月30日までの利子が20万1,780円発生いたしますので、利子20万2,000円を

計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

歳入の補正につきましては、町税の税収見込みのほか、算定基礎となる歳出事業費の確定等により連動する国・県支出金、原資とする補助金や交付金の確定による補正が主なものでございます。

歳入のうち増額補正をする、主な1,000万円以上のものを順次説明いたします。

戻って恐縮でございますが、4ページをお開きください。

町民税の目2.法人1,911万6,000円は、法律及び行政改革による法人税割額の増加により、現年課税分では1,800万円を、徴収実績に基づき滞納繰越分では111万6,000円を増額するものでございます。

次に、目1.固定資産税の6,435万6,000円は、大規模な倉庫の建築による家屋の増収、企業の積極的設備投資により償却資産増収があったことから、実績により増額をするものでございます。

次に、9ページをお開きください。目1.地方消費税交付金の2,447万8,000円は、2月7日付で県の税務課から3月分の交付見込み額の通知を受け、増額をするものでございます。

次に、18ページをお開きください。上の段の目2.民生費県負担金のうち、2.国民健康保険費負担金1,169万5,000円は、歳出の39ページ、社会福祉費の国民健康保険費で御説明申し上げましたが、保険料軽減分に対して国及び県より助成を受けておりますが、保険料軽減分では当初見込みより増加した1,314万円の4分の3に相当する985万5,000円、保険者支援分でも増加した736万円の4分の1に相当する184万円を増額するものでございます。

次に、24ページをお開きください。目1.繰越金の2億644万3,000円を増額は、補正予算時にその財源として充当してまいりましたが、今回は歳入済み額にあわせて留保しております残りの分全部を計上したものでございます。

次に、26ページをお開きください。目5.雑入は1,244万8,000円を増額補正しておりますが、主なものとして、節3.経営戦略雑入のうち、2.市町村振興宝くじ収益金交付金は、29年度の交付見込みより519万3,000円を増額を、次に節6.福祉雑入のうち、次ページの8.後期高齢者医療広域連合還付金は、平成28年度分の療養費の精算により626万7,000円を増額が主な要因で、合計1,244万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、先ほどとは逆に、歳入のうち減額補正をお願いする主な1,000万円以上のものを御説明いたします。

戻って恐縮でございますが、16ページをお開きください。上の欄の目1.民生費国庫負担金のうち、3.児童手当費負担金は、手当の支給実績の見込みにより、1.被用者児童手当交付金、ゼロから3歳未満児でございますが、これを720万3,000円、3.非被用者児童

手当交付金を317万円減額することが主な要因で、合計1,097万円を減額するものでございます。

次に、23ページをお開きください。目1.財政調整基金繰入金2億5,033万円、目2.その他特定目的基金繰入金の1.土地基盤整備基金繰入金2,826万円の減額は、歳入歳出の調整において、繰り入れを取りやめても財源のめどが立ったことから繰入金の全額を中止するために計上するものでございます。

最後に、28ページをお開きください。目1.総務費債の臨時財政対策債1億7,400万円の減額は、冒頭議案の第2表、地方債補正でも説明いたしましたが、町債の発行を取りやめても財源のめどが立ったことから全額を減額し、実質公債費比率の上昇の抑制等を目的に計上するものでございます。なお、この臨時財政対策債につきましては、御案内のように、借り入れをしなくても、後年度において全額分が理論上、普通交付税で措置される性格のものでございます。

以上で、平成29年度の輪之内町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回、1億円の補正予算で、最終補正ということで財源が余ったということですがけれども、全体的に当初予定していた事業でほぼ目的どおり達成しているというふうな理解なのか。

この減額の理由は、予算がたくさんあったということですがけれども、当初予算で歳入の過小見積もりとか、そういうことはなかったのかどうか。

十分、予算の目的が達成したかどうかということ、全体的な評価というのはどういうふうにされているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○調整監（産業・建設）兼経営戦略課長（荒川 浩君）

まず、当初予算に対して事業は完遂できたか、全体的な評価というか、総括的な見解を述べよということでございます。

当初予算編成時には、各課とも地域住民の皆様の要望をお聞きしながら、その中で取捨選択し、予算後にも勘案しながら、できることから事業編成をしてまいりました。そ

して、各種事業も完了間近となった現在、各種精査して、全体的には減額補正として計上させていただいております。

十分な事業成果があったかについてでございますが、まず基本的に不執行事業については、何らかの理由があるものを除いて不執行事業はないという認識をいたしております。事業計画にもたれ確実に執行してきたものと考えております。

何らかの理由があるものというふうに言いましたけれども、例えば大きなものとして、事項別明細書の49ページにあります土木費の目3. 道路新設改良費で工事請負費2,830万円の減額をしておりますが、これは当初予算で説明いたしておりますが、本戸地内における安八町との連絡道路の施工を予算化しておりましたが、これにつきましては、安八町側の取り付け道路の発注見通しが立っておりませんので、協議した結果、次年度に見送ることとしておりますので、今回は全額減額しております。

これ以外に確認したところ、一応当初予算に上げさせていただきました事業は、全く不執行という事業はないというふうに認識をしております。

いずれにいたしましても、今回、当初予算に対して3,904万4,000円の減額といたしましたが、これも各種事業執行段階において入札執行など適正な競争や、少しでも無駄を省き経費節減に努めた結果というふうに認識をしております。

また、歳入において過小見積もりではなかったかということでございますが、それぞれ各課予算ヒアリングの中で精いっぱい出してもらわないと困るというようなことで、理想としては繰入金を積まなくても、税収とか、そういうのでプライマリーバランスがきちり確立すればいいんでございますけれども、そういった事態にはならなかった。その前提にあるのは、歳入はかた目に、予算割れしては事業が執行できませんので、事業を執行してお金が払えないという事態に陥りますので、かた目に見ておるといのがずうっとこれまでのトレンドでございますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに考えております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

それから、臨時財政対策債というのは地方交付税の代替措置というか、そういうふうな制度のもので、本来地方交付税として当町に交付されるべきものだというふうに思っておるわけですがけれども、これが今回減額になっておるといことですがけれども、こういうのは借金といっても全額後年度に地方交付税算入されるということで、自主財源のうちだというふうに理解しておるわけですがけれども、こういうことを考えれば、もっと町民の要求実現のためにいろんな事業をやってもよかったんじゃないかというような感じもするわけですがけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（田中政治君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○調整監（産業・建設）兼経営戦略課長（荒川 浩君）

先ほど臨時財政対策債の性格を述べられました、まさに性格的にはそのとおりでございます。ただ、一つ懸念されるのは、実質公債費比率と財政指標をあらわすときには、それはあくまでも借金のほうに入られますので、一番理想は借り入れをしなくても回せるというのが理想でございますので、今回、たまたまそういった、財政的に理想に近づいた形になったというところでございます。

それと、今後、そういった財源をして積極的な事業展開ができるのではないかとこのことではございますが、先ほども申し上げましたけれども、当初予算編成時にはプライマリーバランスは保たれておりますけれども、その財源は基金繰入金から、繰入金の3億1,059万円が先ほど言いましたように臨時財政対策債等の起債、総額2億2,530万円を入れないと財源が確保できない状況でございました。このように、町民の皆様の御要望に少しでもお応えするべく、なるべく可能な限り財源を確保しながら29年度もスタートしたわけでございます。

これは表現が適切かどうかわかりませんが、今回、減額補正をしたんですけれども、例えば先ほど申し上げられました臨時財政対策債分とか、こういった今回補正の減額分をお金があるからどんどん使ってしまうと、後年度に国からお金がちゃんと来るから、借金してどんどん事業をやろうと行ってどんどん事業をふやせば、確実に近い将来、基金は枯渇しますし、財政指標の悪化は加速的に進むというふうに考えております。

今後においても、福東小学校の大規模改修や防災拠点の整備など大型事業も控えております。そして、その他にも老朽化しているこども園の整備を初めとして、公共施設の改修やその設備関係の改修も視野に入れて財政運営をしなければいけないというふうに考えております。

しかし、私どもとしてはかたくなに何としても基金を崩さずに財政運営を行っていくというつもりはございません。借金をしてでもどうしてもやらなければならないことや緊急を要する案件は、優先的に取捨選択しながら事業費をつぎ込むことも必要だというふうに考えております。

今、町長の施政方針にもありましたけれども、少子・高齢化が進みまして人口減少が加速的に進むと高齢化率がどんどん上がり、生産年齢が減少して税収が落ち込むと予想される中で、そうした私たちの子供の世代に良好な財政状況をつくりたいというふうに考えておりますので、その辺は何とぞ御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第3号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第9、議第4号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）

それでは、議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

議第4号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成29年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4055万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,358万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

11ページ、12ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。

詳細につきましては事項別明細書にて御説明を申し上げます。国保の事項別明細書の歳出の部、8ページをお開きいただきたいと思います。

款1. 項1. 目1. 一般管理費につきましては、国庫補助金308万円が確定いたしましたので、財源内訳を変更するものでございます。

同じく目2の連合会負担金197万円の増額につきましては、国保連合会負担金額の確

定によるものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。款2.項4.目1.出産育児一時金の378万円の減額につきましては、当初20名分を計上しておりましたけれども、1月末時点で7件の申請がございますので、4件分を残しまして9件分を減額しております。

10ページでございますが、款7.項1.目2の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、補正はございませんが、国保連からの共同事業交付金通知によりまして額が確定しましたので、財源内訳を変更するものでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。款10.項1.目3.償還金の1,216万1,000円の増額につきましては、平成28年度の特定健診負担金の額確定と療養給付費等負担金の額確定によりまして不足額を補正するものでございます。

12ページの款10.項2.目1.財政調整基金費の3,197万8,000円につきましては、不用額、精算額等を精査いたしまして、繰越金及び基金からの利子分と合わせまして今後の国保健全運営のために基金に積み立てる補正でございます。

続きまして、歳入でございます。3ページをお願いいたします。

款3.項2.目2のシステム開発費等補助金308万円の増額につきましては、歳出でも申し上げましたが、国保システム開発の補助金が確定したことによります補正でございます。

4ページをお願いいたします。款7.項1.目2.保険財政共同安定化事業交付金1,248万3,000円の減額補正につきましては、国保連からの確定額通知によるものでございます。

5ページの款8.項1.目1の利子及び配当金1万円の補正につきましては、基金利子の確定によるものでございます。

6ページをお願いいたします。款9.項1.目1.一般会計繰入金1,797万9,000円につきましては、保険基盤安定繰入金の増額ほか、出産育児一時金の法定繰入分の減額を差し引き補正するものでございます。

7ページ、款10.項1.目2のその他繰越金3,197万円につきましては、平成28年度からの繰越金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

質疑に入る前にちょっと確認ですが、私の聞き間違いかわかりませんが、連合会負担金のところで197万円とおっしゃったように聞いたんですが、19万7,000円ということですから、どうでしょうか。私が聞き損なったならいいんですが。

住民課長 高橋博美君。

**○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）**

「19万7,000円」の誤りでございます。訂正させていただきます。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第4号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○議長(田中政治君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長(田中政治君)

日程第10、議第5号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)及び日程第11、議第6号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○福祉課長(菱田靖雄君)

それでは、議第5号と第6号について御説明をさせていただきます。

議案書の13ページをお開きください。

議第5号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。平成29年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,669万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の14ページ、15ページが「第1表 歳入歳出予算補正」で、款項別の補正額をお示ししたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書の3ページをごらんください。

歳入から御説明をさせていただきます。

款1. 項1. 目1の特別徴収保険料と、その下、目2の普通徴収保険料は、それぞれ211万1,000円と129万円の増額でございます。平成29年度保険料の現年度分と滞納繰越分につきまして、それぞれの収入見込み額に合わせる増額でございます。

4ページをごらんください。款3. 項1. 目1の保健事業費委託金につきましては、96万円の減額でございます。2つの保健事業、ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診の今年度の受診実績から収入見込み額を算出しまして、それに合わせる減額でございます。受診件数につきましては、ぎふ・すこやか健診が455件、ぎふ・さわやか口腔健診が16件でございます。

5ページをごらんください。款4. 項1. 目1の一般会計繰入金につきましては、130万8,000円の減額でございます。後期高齢者医療特別会計の歳出の見込みから事務費繰入金の減額、それから後期高齢者医療保険料の軽減額の確定、軽減額は1,782万6,000円でございますが、すなわち保険基盤安定繰入金の確定による減額でございます。

6ページをごらんください。款5. 項1. 目1の繰越金につきましては、22万7,000円の増額でございます。28年度決算による繰越金22万8,900円でございますが、その留保分を計上したものでございます。

7ページをごらんください。款6. 項4. 目1の雑入については33万9,000円の増額です。28年度に後期高齢者医療広域連合へ支払いました保健事業費負担金、負担金の額は186万5,000円でございますが、その精算により過払い分の返還を受けたものでございます。

次に、歳出を御説明させていただきます。8ページをごらんください。

款2. 項1. 目1の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、270万円の増額でございます。歳入のほうに後期高齢者医療の保険料がございましたが、広域連合に納付すべき保険料の見込み額と保険基盤安定繰入金の確定による増額でございます。

9ページをごらんください。款3. 項1. 目1の保健事業費につきましては、100万1,000円の減額でございます。ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診に係ります国保連合会への手数料や健診費用の委託料など、関連経費の不用額を計上したものでございます。受診件数につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の御説明を終わらせていただきます。

引き続き、平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）の御説明をさせていただきます。

議案書の16ページをお開きください。

議第6号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）。平成29年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,458万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の17ページと18ページが「第1表 歳入歳出予算補正」で、款項別の補正額をお示ししたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。児童発達支援事業特別会計補正予算の事項別明細書、3ページをごらんください。

歳入から御説明をさせていただきます。

款1. 項1. 目1の児童発達支援費は188万7,000円の減額でございます。発達支援教室さらでは、心身の発達に支援が必要な就学前の児童を対象に、日常生活の基本的な動作訓練、集団生活への適応訓練を提供しております。その訓練につきまして、国保連合会からサービス報酬を受け取っているもので、収入見込みに合わせるものでございます。

4ページをごらんください。款2. 項1. 目1の児童発達支援使用料は7万4,000円の減額でございます。発達支援教室さらの利用に当たりまして、保護者から利用者負担金をいただいておりますが、その収入見込みに合わせるものでございます。

5ページをごらんください。款5. 項1. 目1の繰越金につきましては、154万4,000円の増額でございます。28年度決算によるということで216万9,000円でございますが、その留保分を計上したものでございます。

続いて、歳出の御説明をさせていただきます。6ページをごらんください。

款2. 項1. 目1の児童発達支援事業費につきましては、41万7,000円の減額でございます。間もなく年度末事業完了の時期を迎えるに当たりまして、発達支援教室さらの利用状況、それから予算の執行状況を精査しまして不用額を計上したものでございます。

以上で、児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）の御説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第5号及び議第6号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議第6号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第12、議第7号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

それでは、説明をさせていただきます。議案書19ページをお開きください。

議第7号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成29年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,395万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,004万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成30年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

続きまして、次の20、21ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

22ページ、「第2表 地方債補正」につきましては、下水道の補助金決定に関連し、起債対象事業費の減額となりますので、5,390万円を減額し、起債限度額を1億2,960万円と変更するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。事項別明細書、3ページをお開きください。

歳入から説明させていただきます。

款1. 分担金及び負担金、目1. 下水道受益者負担金322万1,000円の増額は、受益者の件数及び前納者の増加によるものでございます。

4 ページをお願いいたします。款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は、本年度の実績により4万円の減額をしております。

項2. 使用料422万5,000円の減額は、大口利用者の事業所廃止に伴う料金収入の減少等でございます。

5 ページの款3. 国庫支出金、項1. 国庫補助金は、下水道事業の補助金決定により2,500万円を減額するものでございます。

6 ページ、款4. 財産収入、項1. 財産運用収入2万3,000円の減額は、基金利子の減少に伴うものでございます。

7 ページの款5. 繰入金、項1. 基金繰入金の1,000円の減額につきましては、当初、基金の取り崩しに備えておりましたが、不用とするものでございます。

8 ページ、款6. 繰越金、項1. 繰越金2,766万9,000円の増額は、前年度に留保しておりました繰越金を計上するものでございます。

9 ページ、款7. 諸収入、項2. 雑入につきましては、平成28年度分の消費税確定により消費税還付金165万5,000円を減額するものでございます。

10 ページ、款8. 町債、項1. 町債5,390万円の減額は、先ほど国庫支出金で申し上げましたような事業費の減少によるものでございます。

次に、歳出でございますが、11ページをお開きください。

款1. 公共下水道費、項1. 特定環境保全公共下水道費、目1. 特定環境保全公共下水道建設費4,972万9,000円の減額は、下水道受益者負担金の前納者増加による報奨金の増額と、下水道管渠布設工事の補助金決定に伴い、減額をするものでございます。

また、目2. 浄化センター管理費314万1,000円の減額は、需用費及び委託料の不用額を計上しております。

目3. 特定環境保全公共下水道事業整備基金費につきましては、補正はございませんが、財産収入の減少に伴う財源内訳の変更でございます。

12ページをお願いいたします。款2. 項1. 公債費、目1. 元金につきましては、補正はございませんが、財源内訳の変更でございます。

目2. 利子108万4,000円の減額は、平成28年度借入金等の減少によるものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回、5,300万ほどの減額ということですが、町長の提案説明で9割方下水道整備が済んでおるといっていただけでも、一日も早く完成してほしいというのが町民の願いだろうというふうに思っておるわけですが、5,300万円の減額というのはどういふ理由によってこれが減額になったのか、この説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

5,300万円ほどの減額のもとでございますが、先ほど歳入のほうで御説明させていただきました国庫補助金の採択確定に伴いまして、おおむね5,000万ほどの補助対象事業費が減額となった。それと、あわせまして補助対象事業に付随する単独費の分を合わせまして5,300万ほどということでございます。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この予定どおりできなかったというのは、国のほうが認めなかったということのようだったと思いますけれども、なぜ当初予算どおり事業が進まないのか。当初予算で過大見積もりをしておったのかどうか。なぜ、この予算どおりに執行できなかったのかということ、どういう理由があるかということ、御説明願いたいと思います。

○議長（田中政治君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

御質問のように、当初予算で過大見積もりとか、そういったことはございませんが、国の要望採択時におきましては、今、要望に関しまして、総額で1億7,500万円の補助の要望を毎年させていただいておるところでございます。それで、28年度採択枠につきましては、補正予算もございましたが、それを抜きまして1億7,500万円に対しまして1億1,000万円の補助採択、また29年度につきましては、同じく1億7,500万円の要望をしておるところでございますが、1億500万円ということで、予算上、29年度予算は全額つかないであろうという見込みもございまして1億3,000万で予定しておりましたが、1億500万の結果に終わったということで、下水道事業も町長の説明の中でもありましたように、約9割方面整備を終えておるところでございますが、一年でも早く全域が整

備を終われるように努力しておるところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思ひます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第13、議第8号 平成30年度輪之内町一般会計予算を議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、説明させていただきます。

議第8号でございますけれども、予算書のほうの1ページをお願いいたします。

議第8号 平成30年度輪之内町一般会計予算。平成30年度輪之内町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億4,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条としまして、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。

次のページへ行っていただきまして、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書き

の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。平成30年3月5日提出、輪之内町長でございます。

3ページから7ページにつきましては、歳入歳出それぞれの款項の予算額を記載しております。

8ページをごらんください。債務負担行為につきましては、農業企業化資金利子補給から学校給食調理業務委託までの5項目を定めてございます。

9ページにつきましては、平成30年度の地方債について定めておりますけれども、臨時財政対策債につきましては1億7,040万円、緊急防災・減災事業債は190万円、合計しまして1億7,230万円を限度額として定めております。

それでは、歳入歳出につきまして事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

歳入から説明をいたしますので、15ページをごらんください。

歳入につきましては、平成29年度予算と比較しまして増減の大きいもの、また主要なものについて説明をさせていただきます。

町税につきましては、町民税は、法人の業績が好調であることから、前年度と比較して2,304万5,000円の増収を見込んでおります。

また、固定資産税につきましては、企業誘致の効果により4,726万1,000円の増収を見込んでおります。

16ページの軽自動車税及び町たばこ税につきましては、軽自動車税は126万5,000円、町たばこ税は188万7,000円の増収を見込んでおります。

24ページの地方交付税につきましては、地財計画や過去の地方交付税の決算額を考慮いたしまして1,000万円増の8億8,000万円を計上いたしております。

26ページの分担金及び負担金のうち、分担金の農林水産業費分担金でございますけれども、これは金額は625万円でございますが、現在進めております楡俣北部地区の経営体育成基盤整備事業である県営土地改良事業に係る地元の分担金を計上したものでございます。なお、本日の議会におきまして、議第22号として分担金の徴収の時期及び方法につきましては、議案の提出をさせていただきます。

27ページの使用料及び手数料のうち、民生使用料の児童福祉使用料につきましては、町長の提案説明にございましたとおり、平成30年度から第3子以降のこども園の利用料を無料にするということによりまして839万4,000円の減額としております。

29ページの国庫支出金のうち、国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては、国民健康保険費負担金の保険基盤安定負担金を実績によりまして334万5,000円増額をしたこと及び児童発達支援事業給付費負担金600万円を増額したことによりまして674万4,000

円の増としております。

30ページの国庫補助金でございますけれども、この中で総務費国庫補助金につきましては、社会保障・税番号システム整備費補助金267万3,000円を計上したことが増額の主な要因となっております。

また、土木費国庫補助金につきましては、橋梁点検及び補修、それから西幹線道路の舗装に係る道路整備事業交付金を396万1,000円増額しました。

教育費国庫補助金につきましては、輪之内体育センターの改修に対して交付されます学校施設環境改善交付金433万4,000円を計上しております。

31ページの委託金につきましては、土木費委託金の福東排水機場管理委託費を324万円増額しておりますけれども、これは平成30年度に排水機場の操作卓の改修を実施することに伴って通常分に上乗せをして交付されるものでございます。

32ページの県支出金のうち、県負担金の民生費県負担金につきましては、国庫負担金と同様であります。保険基盤安定負担金を過去の実績によりまして1,069万6,000円としております。

県補助金につきましては、農林水産業費県補助金の機構集積協力補助金を2,170万円減額しておりますけれども、これは農地中間管理機構への農地の集積に関する補助金対象事例が減少しておるということに伴うものでございます。

38ページの繰入金の基金繰入金につきましては、平成30年度も財源不足を補填するために基金から繰り入れることといたしまして、財政調整基金繰入金につきましては4,013万4,000円の増額、公共施設等整備基金繰入金につきましては、8,328万9,000円の増額としております。なお、ふるさと応援基金繰入金につきましては、寄附をしていただいた方の意向に沿う形で中学校の備品購入に充てるため、繰り入れを行うものでございます。

42ページからの諸収入のうち雑入につきましては、建設雑入で福東排水機場の操作卓の改修に関連しまして県土連から交付金を受け取ることによりまして、歳入の雑入全体としては2,676万9,000円の増となっております。

44ページの町債につきましては、平成30年度は前年度より5,300万円少ない1億7,230万円としております。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきますので、45ページをごらんください。

議会費につきましては、議会の運営に係る経費を計上しております。なお、平成30年度には、経年劣化が目立ち始めました、この議場の放送設備の改修を実施することとして1,008万円を計上しております。

46ページの総務費の一般管理費につきましては、各種委員の報酬、臨時職員の賃金ほか一般的な経費を計上しておりますが、対前年度196万円の減額としております。

47ページの人事管理費につきましては、主に職員の人件費や福利厚生費についての経費を計上しております。

48ページの広報費でございますけれども、こちらは毎月の広報紙の発行に要する経費を中心にして計上しておりますが、平成30年度の新規事業として情報発信業務委託料でございますが、90万8,000円を計上しております。これは提案説明にございましたように、ラジオ番組で毎月1回、町の施策や観光情報等を放送して、輪之内町の知名度を向上させ、輪之内町へ来町者、あるいは定住者を増加させることを願って実施するものでございます。それから、広報費の中にホームページ運用保守委託料とか、ホームページCMS使用料、ホームページ用サーバーの借り上げ料が計上してございますけれども、こちらは従来企画費のほうで計上しておりましたが、広報活動の一環であるということから、予算をわかりやすくするために広報費のほうへ移行しております。

文書費につきましては、例規及び文書等の通信運搬に係る経費を中心に計上しておりますが、平成32年度より導入されます会計年度任用職員制度の実施に向けまして条例や規則等を整備するために委託料として226万8,000円を計上しております。また、マイナンバー制度が導入されまして個人情報の厳正な管理が求められておりますので、個人情報取り扱い内部監査要領等、本格的に整備するために委託料410万4,000円を計上しております。

49ページの財政管理費につきましては194万8,000円減額となっておりますけれども、こちらは平成29年度に実施しました固定資産台帳管理システム導入が完了いたしましたので減額ということになっております。

会計管理費につきましては、内容及び予算額ともほぼ前年並みとしております。

50ページの財産管理費につきましては、内容はほぼ前年度と同じでございますけれども、平成30年度に岐阜県の史跡として指定されております大藪洗堰に隣接する駐車場の舗装工事を実施することとしております。

51ページからの企画費につきましては、地方創生事業として、昨年度に続きまして就職・転職フェアの開催、それから三世代同居・近居助成金、創業・第二創業助成金をそれぞれ計上しております。また、こちらも提案説明にありましたように、平成30年度にはアパート等の集合住宅にお住まいの方を対象にしましてアンケート調査を実施するというようにしております。その結果を踏まえまして定住者を増加させる方策を検討するというので、委託料として86万円を計上しております。また、企業誘致した企業が支払った固定資産税を対象とした企業立地促進奨励金につきましては、今年度は1億1,000万円を計上しております。

53ページの生活安全対策費につきましては、交通安全、それから消費者行政、自主運行バスに関する経費を計上しておりますが、デマンドバス等の公共交通に関する予算としましては、市町村自主運行バス運行費補助金3,000万円、地域間幹線系統確保維持費

補助金220万円、地域公共交通会議補助金94万8,000円を計上しております。

54ページの電子計算費、それから55ページの諸費及び公平委員会費につきましては、内容、予算額ともほぼ前年並みでございます。

56ページの税務総務費につきましては、内容については前年度と同じであります。

なお、賦課徴収費につきましては、平成30年度からコンビニ収納システムを導入することによりまして、必要な予算を計上しております。

58ページの戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍システム・住基連携サーバーを更新するために備品購入費で81万円と、サーバーの更新に係るシステム構築委託料として91万8,000円を計上いたしました。また、マイナンバーカードや住民票に旧姓併記ができるように総合行政情報システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの改修を行うための委託料として267万3,000円を計上しております。

60ページの選挙費につきましては、平成31年度に岐阜県議会議員選挙が予定されますので、当該選挙の準備費用を計上しております。

61ページの統計調査費では、平成30年度の主な統計としては、工業統計調査及び住宅土地統計調査を実施することとしております。

62ページの監査委員費につきましては、監査委員の報酬を計上しております。

続きまして、民生費でございますけれども、63ページの社会福祉総務費では、人権施策推進指針、こちらは現在つくってございますけれども、これの改定に取り組むということによりまして、委員報酬37万5,000円と策定業務委託料251万3,000円を計上しております。

64ページの障がい者福祉費につきましては、内容及び予算等もほぼ前年並みとしておりますけれども、町の主要な行事、あるいはイベントに手話通訳者を配置するための手話通訳者派遣委託料、これを新たに54万4,000円計上しております。

65ページの国民年金費につきましては、年金生活者支援給付システムの改修費用として14万6,000円を計上しております。

福祉医療費につきましては、制度は前年度と変わるものではございませんけれども、予算を精査いたしまして、若干減額をしておるところでございます。

66ページの国民健康保険費につきましては、国保会計への繰出金を計上しております。保険基盤安定繰出金につきましては、これまでの実績を勘案しまして1,872万円の増としております。

67ページの高齢者福祉総務費につきましては、高齢者福祉全般にわたる経費を計上しておりますが、前年度と比較しまして851万6,000円の減となっております。この減額の主な要因としては、あすわ苑老人福祉施設事務組合負担金が389万2,000円の減、後期高齢者医療給付費負担金が299万円の減となったことによるものでございます。

69ページの老人保護費につきましては、施設入所のための経費を計上しております。

ふれあいセンター管理費では、趣味の家の漏水補修、あるいは事務室の天井の修理、陶芸用の電気炉の設置が平成29年度に完了することによりまして538万4,000円の減となっております。

70ページの介護保険費につきましては、安八郡広域連合への負担金を主なものとして計上しております。

71ページの児童福祉総務費では、放課後デイサービスの利用者が最近急増しております、29年度予算におきましても年度途中で増額補正をさせていただいたという経緯もございますけれども、そういう形で増加しておりますので、児童発達支援事業給付費を1,200万円増額しております。

手当事務取扱費は、前年度と同額でございます。

児童手当費は、297万2,000円の減としております。

72ページの児童福祉施設費につきましては、認定こども園に要する経費を計上しておりますけれども、平成30年度に行います工事の内訳としましては、3こども園のプール用日よけの設置工事、それから大藪こども園の樹木剪定工事、それから福束こども園の時計台の改修工事と防水工事を予定しております。

73ページの母子福祉費の町母子福祉会事業への補助金につきましては、前年度と同額としております。

74ページの災害救助費につきましても、前年度と同額でございます。

75ページの衛生費の保健衛生総務費につきましては、保健センターの空調機の改修が全て完了いたしましたので、4,189万6,000円の大幅な減額としております。なお、町長の提案説明の中でございましたわくわく輪之内マイレージ制度に係る景品代、あるいは啓発代、スタンプカードの印刷費等は、需用費の中で計上しております。

77ページの予防費につきましては、各種健康診査や予防接種における費用を前年度並みに計上しております。平成29年度から実施しております、ピロリ菌の有無を確認するABC検診も今年度も継続して実施してまいります。なお、平成30年度からは乳がん検診の方法を変更することとしております。

78ページの環境衛生費につきましては、各補助金について実績を勘案した上で計上した結果、243万3,000円の減としております。

80ページの清掃総務費につきましては、西濃環境整備組合の負担金が167万5,000円の増となっております。

美化推進費につきましては、一般廃棄物の処理やリサイクルに係る経費を計上しておりますけれども、災害時における災害廃棄物の処理計画の策定が平成29年度に完了いたしますので、334万1,000円の減となっております。

81ページの廃棄物処理施設費につきましては、南波にございます一般廃棄物の最終処分場に係る経費を計上しておりますけれども、最近搬入量が減少しておりますので、45

万円の減額としております。

続きまして、農林水産業費について御説明をいたします。

82ページの農業委員会費につきましては、こうした農業委員会の制度につきましては、29年度に見直しがございましたが、平成30年度の予算については前年度並みということで計上しております。

農業総務費につきましては、歳入で御説明をしたとおり、機構集積協力金補助金の対象となる事例が減少したことによりまして2,170万円を減額しております。備品購入費の149万8,000円につきましては、こちらは大型プリンターを購入する経費でございます。

83ページの農業振興費につきましては、従来、ここにふれあいフェスタの補助金がございますけれども、それを30年度から商工費に移行したということで減額をしております。

耕種農業費につきましては、西美濃農業協同組合の輪之内育苗センターの操作盤の改修と、それから営農組合の農業用機械の投入に関する補助金として元気な農業産地構造改革支援事業補助金を1,008万2,000円計上しておりますので大幅な増額となっております。

畜産振興費につきましては、最近畜産農家が減少しておりますので、獣医師の委託料を削減しております。

84ページの園芸振興費につきましては、ほぼ前年度並みとしております。

町民センター管理費につきましては、音響の設備の更新と長机等の備品の整備が29年度に完了しましたので、365万1,000円の減としております。

農地総務費につきましては1,081万3,000円の減額となっておりますけれども、こちらの主な要因としましては、楡俣北部地区のほ場整備事業について29年度に準備作業や計画測定が完了しましたので、その計画策定等に要した予算を減額したことによって減額となったということでございます。なお、あじさいまつりの補助金につきましては、従来、この科目に計上してございましたけれども、平成30年度からは商工費のほうへ移行しております。

86ページの商工費の商工総務費でございますけれども、こちらにつきましては、街路灯事業の委託費を増額したことによりまして115万9,000円の増額となっております。

商工振興費につきましては、今年度もプレミアム商品券の発行事業を継続すべく305万円の補助金を計上しております。

観光推進費につきましては、田んぼアートの充実のための設計委託料を114万6,000円増額いたしましたほか、こちらの科目のほうにふれあいフェスタ及びあじさいまつりの補助金を移行しております。

続きまして、88ページの土木費の土木総務費につきましては、ほぼ前年度並みの予算計上としております。なお、木造住宅耐震化促進事業補助金は202万2,000円、住まいる

住宅助成金は250万円、雨水貯留施設設置補助金は9万円、耐震シェルター設置補助金は150万円ということで計上しております。

90ページの道路橋りょう総務費につきましては、前年度と同額であります。

道路維持費につきましては、工事請負費を平成29年度と比較しまして3,200万円増額をしております。なお、防災・安全社会資本整備総合交付金事業として実施いたします西幹線道路の舗装改良工事費2,100万円も含んで計上しております。

道路新設改良費につきましては、6,250万円の大幅な増額となっております。提案説明にございましたように、西側の県道安八・海津線の松内地内から揖斐川堤防道路へ連結する道路につきまして、調査設計料を2,500万円計上しております。それから、平成29年度に施工を見送りました安八町につながる本戸連絡道路の改良工事費3,000万円を計上しておりますし、第2次緊急輸送道路整備事業として実施いたします中郷新田の道路改良の工事費3,000万円も計上しておるところでございます。

橋りょう維持費につきましては、橋梁補修の詳細設計委託料及び橋梁補修工事費を計上しまして、620万円の増額としております。

91ページの用悪水路費につきましては、ほぼ前年度並みの予算としてございます。

92ページの河川総務費につきましては、老朽化した福東排水機場の操作卓改修に関連しまして設計委託料100万円、修繕工事費を3,100万円計上したことによりまして大幅な増となっております。

93ページの都市計画総務費につきましては、前年度と同額。

公共下水道費につきましては、下水道特別会計への繰出金を計上しておりますが、前年度対比2,500万円減の2億1,000万円を平成30年度の予算として計上しております。

消防費につきまして御説明をいたしますので、94ページでございますが、非常備消防費につきましては、大垣消防組合負担金が418万4,000円の増額となっております。なお、平成30年度には、南分署の水槽付ポンプ自動車を更新される予定と聞いております。

95ページの消防施設費につきましては、第3分団第2班の小型動力ポンプ積載車と第1分団第2班の小型動力ポンプを更新することといたしまして、1,308万1,000円の増となっております。

96ページの防災費につきましては、2年間実施しました防災士養成事業を一旦休止いたしまして、平成30年度は中学生の防災士養成を実施することといたしました。また、Jアラートの受信機を自動起動に要する時間の短縮が可能となる新型受信機に移行するよう国のほうから言われておりますので、その工事費として197万7,000円を計上しております。また、同報系防災行政無線のスプリアス対応及びデジタル化に向けての実施設計委託料として221万4,000円を計上しております。

97ページの水防費につきましては、水害対策として前年度並みの予算計上しております。

防災センター管理費につきましては、大藪の防災センターの西側の駐車場の舗装が平成29年度に完了しましたので、531万9,000円の減となっております。

続きまして、教育費について御説明をいたします。

99ページの教育委員会費につきましては、前年度と同額としております。

事務局費につきましては、英語教育に係る経費、中学生のカナダ派遣に関する経費等を計上しておりますけれども、英語教育にさらに力を注ぐということから、サマースクール講師及び英語教育支援員の謝礼、それから英語教育の教員の研修委託料等を計上しております。

101ページからのプラネットプラザ管理費におきましては、合併浄化槽を下水道に接続するために浄化槽の最終清掃委託料404万5,000円、接続工事費250万円を計上したほか、図書館天井照明の取りかえ工事費90万円、文化会館自家発電設備改修工事費226万2,000円を計上しております。

104ページの小学校管理費につきましては、小学校の施設管理等に要する経費を計上しておりますが、平成30年度には福東小学校の大規模改修工事の実施設計委託料として982万8,000円を計上してありますし、大藪小学校プールのトイレの改修工事費として471万2,000円と大藪小学校のプールサイドのシート張りかえ工事費540万円を計上しております。また、南海トラフ巨大地震等に備えまして、3小学校に緊急地震速報装置を設置するために備品購入費で77万8,000円を計上しております。

105ページの教育振興費につきましては、学校支援員に係る経費や留守家庭児童教室に係る経費を計上しております。また、小学生を対象に英検5級以上の受験料を全額補助するために、英語検定受験料補助金として12万円を計上しております。

107ページの中学校管理費につきましては、中学校の施設管理等に要する経費を計上しておりますけれども、平成30年度には南舎の和式トイレの改修工事費として135万7,000円、駐輪場屋根塗装工事費として114万5,000円を計上しております。また、中学校におきましても、備品購入費で緊急地震速報装置を導入するというようにいたしております。

108ページの教育振興費につきましては、平成29年度から開始しました英語検定3級以上の受験料補助金として35万7,000円を計上しております。それから、中学校2年生を対象とした防災土育成事業につきましては、防災土養成講座開催委託料59万円、防災土養成講座受験料及び登録料補助金として84万円を計上しております。また、吹奏楽の楽器の購入経費として備品購入費に214万3,000円を計上しております。なお、この財源としては、ふるさと納税制度で積み立てた基金からの繰入金で充てることとしております。

110ページの奨学金につきましては、前年度と同額としてございます。

111ページの社会教育総務費、こちらもほぼ前年度並みで計上しております。

113ページの保健体育総務費では、部活動以外の練習等の指導者として社会人コーチをお願いすることといたしまして、謝礼として80万円を計上しております。

体育施設費につきましては、輪之内体育センターの大規模改修工事の監理業務委託料として271万1,000円と工事請負費1億1,892万6,000円を計上しております。

114ページの学校給食費につきましては、こちらも提案説明にございましたように、平成30年9月から調理業務を民間にすることを前提として予算計上しております。したがって、臨時職員の賃金を減額し、調理業務委託料1,787万4,000円を計上しております。

続きまして、116ページの公債費につきましては、平成29年度と比較しまして2,084万4,000円の増となっております。

117ページの予備費につきましては、前年度と同額としてございます。

以上で、平成30年度の輪之内町一般会計予算の概要説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

**○議長（田中政治君）**

9番 森島正司君。

**○9番（森島正司君）**

景気がよくなっていることのようなのかもしれませんが、個人の町民税も、さらに法人町民税も伸びが大きくなっているということですが、固定資産税も大幅にふえておるわけですが、この景気の動向というのは現実には我々庶民の立場ではなかなか実感できていないわけですが、具体的な数字で何かあらわれているのかどうか。どのようにこの景気がよくなってきているのか、それがなかなか末端までは回ってきていないような気がしてしょうがないわけですが、その辺をどのように理解しておられるのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（田中政治君）**

参事 兒玉隆君。

**○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）**

ただいまの御質問の内容は、景気がいい、いいという言葉はお聞きされていますが、なかなかそれが一般の国民までには伝わっていない、町民までにはなかなか実感としていないということを御指摘されたのかというふうに思いますけれども、平成30年度の予算につきましては、最近の動向、あるいは各種企業等へのヒアリング等を踏まえまして予算計上をしたということでございますので、町民の方の実感はともかくとしても、数字

としては増収になる見込みであるということで、昨年度に比べまして増額ということで計上させていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第8号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 平成30年度輪之内町一般会計予算については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をさせていただきました。

---

○議長（田中政治君）

日程第14、議第9号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、日程第15、議第10号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び日程第16、議第11号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を一括議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、議第9号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算について御説明をいたします。

予算書のほうは129ページをごらんいただきたいと思います。

議第9号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算。平成30年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、6,000万円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上し

た予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。  
平成30年3月5日提出、輪之内町長でございます。

131ページから134ページにかけては、歳入歳出それぞれの款項の予算額を計上したものでございます。

国民健康保険につきましては、その財政の責任主体が平成30年度から岐阜県となります。予算編成の考え方は、先ほどの町長の提案説明のとおりでございます。

それでは、歳入について御説明をいたしますので、137ページをごらんいただきたいと思っております。

款1. 国民健康保険税につきましては、医療給付費分、介護納付金分及び後期高齢者支援金分の現年課税分につきましては、県から示された国民健康保険事業費納付金の金額及び標準保険料の算定に必要な保険料率額をもとに計上したものでございます。国民健康保険税につきましては、平成29年度と比較しますと、一般被保険者国民健康保険税につきましては、2,711万3,000円の減、退職被保険者等国民健康保険税につきましては、943万8,000円の減となっております。

139ページの款3. 国庫支出金と140ページの款4. 療養給付費等交付金につきましては、こちらは財政の運営主体である県に交付されるため、市町村では過年度分の科目存置のみとしております。

141ページの款5の県支出金のうち、項1の県負担金でございますけれども、こちらも国庫支出金と同様、過年度分のみの科目存置としております。

また、項2の県補助金につきましては、財政調整交付金がなくなりますけれども、歳出で計上します療養諸費、高額療養費及び移送費に相当する額が県から町のほうに交付されるということになりますので、大幅な増額となっております。

143ページの款7. 繰入金につきましては、これまでと同様でございますが、一般会計から保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金等を繰り入れるためのものでございます。

なお、制度改正によりまして、歳入では前期高齢者交付金及び共同事業交付金を廃止しております。

続きまして、歳出の御説明をいたしますので、149ページをごらんください。

款1. 総務費につきましては、まず御説明をさせていただきます。

一般管理費につきましては、職員の人件費のほか事務費を計上しております。平成29年度と比較して160万5,000円の減となっておりますけれども、こちらは国保制度改革に対応するための主要なシステム改修が平成29年度に完了したことによるものでございます。なお、レセプト点検につきましては、市町村で相変わらず事務として実施するということになっておりますので委託料を計上しております。

連合会負担金、国保連合会負担金は、ほぼ前年度並みとしております。

150ページをごらんください。賦課徴収費につきましては、平成30年度以降も保険税の賦課徴収はそれぞれの市町村で行うということにされておりますので、保険税の賦課徴収に係る電算処理委託料等を計上しております。

151ページの款2の保険給付費の療養諸費につきましては、一般被保険者療養給付費が1,088万円増加しておりますけれども、退職被保険者の減少による医療費の減によりまして、前年度対比678万4,000円の増にとどまっておりますのでございます。退職被保険者の適用につきましては、御承知のとおり、平成27年4月をもって終了しております。現在、経過措置の期間中ではございますので、退職被保険者の数は、毎年減少しておりますのでございます。

152ページの高額療養費につきましては、ほぼ前年度並みを見込んでおります。

153ページの移送費につきましては、科目存置ということでございます。

154ページの出産育児諸費につきましては、出生者が減少してまいっておりますので、210万1,000円の減ということにしております。

155ページの葬祭諸費につきましては、前年度と同様、20件分の葬祭費を計上しております。

156ページから158ページにかけての款3.国民健康保険事業費納付金でございますけれども、こちらのほうは制度改正によって新設をした科目でございます。県が財政運営を行うことから、町で徴収した保険税と一般会計からの保険基盤安定繰入金の軽減分を含めて県へ納付するというものでございます。

159ページの款4の保健事業費につきましては、引き続きそれぞれの市町村で実施する特定健診の費用を計上したものでございますけれども、前年度対比164万8,000円の減としております。平成29年度には第3期特定健診実施計画を策定するための委託料を計上しておりましたけれども、こちらのほうは計画の策定が終わりましたので、平成30年度は計上がないということによって減額になるということでございます。

163ページの款6.諸支出金の基金費につきましては、基金の積立金を1,702万円計上しておりますけれども、こちらのほうは歳入の収入状況によって額の変動の可能性を含んでおるということを御承知おきいただきたいと思います。

なお、平成29年度まで予算計上しておりました後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金及び共同事業拠出金につきましては、制度改正によりまして廃止をしております。

続きまして、議第10号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたしますので、予算書の175ページをお願いいたします。

議第10号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算。平成30年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,100万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成30年3月5日提出、輪之内町長でございます。

177ページから178ページにつきましては、歳入歳出それぞれの款項の予算額を記載しております。

それでは、歳入歳出の概要につきまして事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、歳入から御説明をいたしますので、181ページをごらんください。

款1. 後期高齢者医療保険料につきましては、県の広域連合の試算値をもとに計上しておりますけれども、傾向として普通徴収保険料が減少し、特別徴収保険料が増額する見込みとしております。

182ページの款2. 使用料及び手数料につきましては、前年度並みの計上としております。

183ページの款3. 国庫支出金につきましては、保険料軽減特例の見直しに伴い、システム改修に対する高齢者医療制度円滑運営費補助金でございます。

184ページの款4. 後期高齢者医療広域連合支出金につきましては、ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診の委託料を計上しております。ほぼ金額としては前年度並みとしております。

185ページの款5. 繰入金につきましては、一般会計からの事務費、保険基盤安定及び保健事業費の繰入金を計上しておりますけれども、前年度と比較しまして大きな増減はございません。

186ページの款6. 繰越金、187ページからの款7の諸収入につきましては、前年度同額としております。

続きまして、歳出の御説明をいたしますので、189ページをごらんください。

款1. 総務費につきましては、事務費を前年度並みに計上しております。

190ページの款2. 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収した保険料を広域連合へ納付する負担金が主なものでありますけれども、歳入の保険料の増額に伴い、こちらのほうも増額しております。

191ページの款3. 保健事業費につきましては、広域連合から委託されますぎふ・すこやか健診等を実施するための経費でございますので、ほぼ前年度並みとしております。

192ページの款4. 諸支出金につきましては、前年度同額としております。

続きまして、議第11号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算の説明をさせていただきますので、予算書の195ページをお願いいたします。

議第11号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算。平成30年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出

予算」による。平成30年3月5日、輪之内町長でございます。

197ページから198ページにつきましては、歳入歳出それぞれの款項の予算額を記載しております。

それでは、歳入歳出の概要につきまして事項別明細書で御説明をいたします。

歳入から御説明をいたしますので、201ページをごらんください。

款1. 障害児給付費につきましては、利用者負担額の軽減分を含めて児童発達支援費を前年度同額で計上しております。

202ページの款2. 使用料及び手数料、203ページの款3の繰入金、204ページの款4. 財産収入につきましては、前年度同額でございます。

205ページの款5. 繰越金につきましては、3,000円の増としております。

206ページの款6. 諸収入につきましても、こちらもほぼ前年度並みとしております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

207ページの款1. 総務費につきましては、自主事業の経費及び各種負担金を計上しておりますけれども、ほぼ前年度並みとしております。

208ページの款2. 児童発達支援事業費につきましては、職員の人件費及び事務費を計上しておりますが、こちらもほぼ前年度並みの予算計上としております。

以上で説明を終了させていただきます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

**○議長（田中政治君）**

9番 森島正司君。

**○9番（森島正司君）**

国保会計の財政調整基金で1,700万の積み立てが上がっておるわけですけれども、当初予算で上げるというのはどういう目的なのか。

必要経費を賄うために、後から保険税が計算されるというふうに思っているわけですが、この基金積立分も保険税に入ってくると思うわけですが、この辺はどういう考え方でやるのか。

そして、この基金をどこまで、最終目標はあるのかどうか、基金の限度額というのは、現在の条例ではあるはずですが、これをクリアしているのかどうかということもお伺いしたいと思います。

**○議長（田中政治君）**

参事 兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

当初予算からなぜ積立金を計上したのかというお話でございますけれども、これは歳入歳出の予算を計上したときに、当然どこかでバランスをとらなくてはいけないということになりますので、積立金を積み立てることにしたということでございますが、先ほども説明の中で申し上げましたとおり、歳入の収入状況によっては、当然積立金の額が減ってくるということになるということでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

基金を積み立てる目的は何かということなんですよね。なぜこの当初予算から1,700万を積み立てなきゃいけないのかということをお聞きしたわけですが、要は保険税というのは、必要経費を賄うために国や県からの補助金、あるいはその不足分を税金で賄うということになっているはずですが、その経費に最初から積立金を入れるというのは趣旨に反するのではないかと思うわけですが、その辺はどういうふうにお考えなのかということをお伺いしたいんです。

○議長（田中政治君）

住民課長 高橋博美君。

○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）

予算で当初から積み立てるのはなぜかということでございますけれども、これは当初は、今年度まではやっておらんかったんですけれども、制度改正により県が保険者になるということで、保険料とか、その他保険給付費等がシミュレーションで算出された額が県のほうから数字としてやってまいりますので、それらを全て歳入歳出予算で計上いたしましたところ、歳入のほうが多過ぎて歳出が少ないということで、一旦基金に積み立てるというものでございまして、この金額につきましては、年度に入りましてから新しく保健事業を行うときの費用とか、また国保税等の収入不足、それから県へ納めます納付金等がふえた場合に基金から繰り入れまして支払うといったことで、基金費は必要であるというものでございます。当初からの基金積み立ては、歳入歳出を差し引きしました、そのバランスをとるための計上でございます。

それから、基金の限度額はあるのかという質問がございましたけれども、これにつきましては、現時点では給付費と総額の12分の2に相当する額ということでうたっておりますけれども、給付費等は30年度からは発生いたしませんので、この条文はそぐわないということで、またこの後、条例改正のほうでも出てまいりますけれども、ということから、どれだけまで積むのかという条文はございませんけれども、まだ平成30年度から新しく始まるという制度でございますので、今後どういった状況になるかわかりませ

んけれども、そういった国保被保険者のために使う費用でございますので、上限については今後の状況を見て、保険税のほうに充てるのか、保健事業に充てるのか、その辺は今後の検討課題だと思っております。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第9号から議第11号までは、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、議第10号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び議第11号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

（午後0時10分 休憩）

（午後0時56分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（田中政治君）

日程第17、議第12号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び日程第18、議第13号 平成30年度輪之内町水道事業会計予算を一括議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をさせていただきます。

予算書の215ページをお願いいたします。

議第12号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算。平成30年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。平成30年3月5日提出、輪之内町長でございます。

217ページから219ページにつきましては、歳入歳出それぞれの款項の予算額を記載しております。

220ページをごらんください。平成30年度に発行します特定環境保全公共下水道事業債は、1億8,350万円を限度額として定めております。

それでは、歳入歳出の概要につきまして事項別明細書にて御説明をいたします。

歳入から説明しますので、223ページをごらんください。

款1. 分担金及び負担金につきましては、下水道事業受益者負担金を平成29年度と比較して133万1,000円増額をいたしました。

224ページの款2. 使用料及び手数料につきましては、手数料は前年度と同額でございますけれども、下水道使用料につきましては、接続戸数の増加から270万円の増を見込んでおります。

225ページの款3. 国庫支出金につきましては、下水道整備に係る国庫補助金を前年度と同額計上しております。

227ページの款5. 繰入金につきましては、平成30年度は基金のほうから1,000万円、一般会計からは2億1,000万円の繰り入れを予定しております。

228ページの款6の繰越金につきましては、平成29年度の決算見込みから2,000万円の増としたところでございます。

229ページの款7. 諸収入につきましては、消費税還付金を400万円で見込んでおります。

230ページの款8. 町債につきましては、さきに御説明をした限度額の上限の1億8,350万円を計上しております。

続きまして、歳出の概要について御説明をいたしますので、231ページをごらんください。

款1. 公共下水道費の特定環境保全公共下水道建設費につきましては、工事請負費を前年度同額で3億3,000万円としております。

232ページの浄化センター管理費につきましては、105万4,000円を増額して計上しておりますけれども、主なものとしては、維持管理業務の委託料を83万円増額したことによるものでございます。

234ページの款2. 公債費につきましては、起債の償還金と一時借入金の利子を計上し

ておるところでございます。

続きまして、水道会計について御説明をいたしますので、241ページをごらんいただきたいと思っております。

議第13号 平成30年度輪之内町水道事業会計予算。

第1条、平成30年度輪之内町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。給水戸数については2,912戸。年間総給水量は121万8,984立米。1日平均給水量は3,339立米。主要な建設改良事業としては、配水管改良事業として1億1,450万3,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入につきましてはですが、款1の水道事業収益としては1億3,260万2,000円、そのうち営業収益は1億1,406万6,000円、営業外収益は1,853万6,000円でございます。支出につきましては、款1の水道事業費につきましては1億785万4,000円、うち営業費用としては9,986万9,000円、営業外費用は705万8,000円、予備費として92万7,000円でございます。

242ページへ行っていただきまして、第4条ですが、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,194万8,000円は過度分損益勘定留保資金1億1,194万8,000円で補填するものとする。）ということでございます。収入につきましては、款1の資本的収入につきましては2,319万8,000円、内訳として、工事負担金が319万8,000円、補償金が2,000万円でございます。支出につきましては、款1の資本的支出でございますが1億3,514万6,000円、内訳として、建設改良費1億1,460万9,000円、企業債償還金2,053万7,000円でございます。

第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第3条予算内での各項間での流用、第4条予算内での各項間での流用でございます。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費483万3,000円でございます。

第7条、棚卸資産の購入限度額は、30万円と定める。平成30年3月5日提出、輪之内町長でございます。

それでは、262ページの収支予算明細書によりまして収益的収入から御説明をいたします。

款1.水道事業収益、項1.営業収益の給水収益につきましては、一般用の給水戸数は、平成29年度と比較して29戸増加する見込みとしており、7万9,000円の増収を見込んでおります。

その他営業収益につきましては、前年度並みを見込んでおります。

263ページの項2.営業外収益につきましては、消費税及び地方消費税還付金が減少す

る見込みであり、前年度と比較して109万9,000円の減で計上いたしました。

続きまして、支出について御説明をいたします。

264ページの款1. 水道事業費、項1. 営業費用の原水及び浄水費につきましては、水源地の維持管理費用を計上しておりますが、動力費を減額しております。

配水及び給水費につきましては、量水器は8年に1度取りかえる必要があり、平成29年度には大藪地区の各家庭の量水器の取りかえをいたしました。平成30年度につきましては、福東地区の量水器の取りかえを行うこととしております。

265ページの総係費につきましては、ほぼ前年度並みで計上しております。

266ページの減価償却費につきましては、構築物の減価償却費を246万2,000円増額しております。

267ページの項2. 営業外費用につきましては、消費税及び地方消費税を減額しております。

続きまして、資本的収入及び支出につきまして御説明をいたします。

268ページの款1. 資本的収入の項1. 工事負担金、それから項2の補償金は、前年度並みで計上しております。

続きまして、支出でございますが、269ページの款1. 資本的支出の項1. 建設改良費につきましては、配水施設の工事が減少することにより、2,620万円の減としております。

項2. 企業債償還金につきましては、償還表に基づき返還すべき額を計上したところでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

**○議長（田中政治君）**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第12号及び議第13号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び議第13号 平成30年度輪之内町水道事業会計予算については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたします。

○議長（田中政治君）

日程第19、議第14号 輪之内町浸水被害軽減地区である旨の標識を定める条例の制定についてを議題といたします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をいたします。議案書の24ページをお願いいたします。

議第14号 輪之内町浸水被害軽減地区である旨の標識を定める条例の制定について。輪之内町浸水被害軽減地区である旨の標識を定める条例を次のように定めるものとする。平成30年3月5日提出、輪之内町長でございます。

こちらの制定の趣旨につきましては、町長の提案説明にもございましたが、再度申し上げさせていただきますと、水防法が一部改正されました。その改正によりまして、輪中堤でありますとか、帯状の盛り土構造物が存在する土地の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定をするということが法律上できるようになったわけでございます。

当町には町の北部方面に、昭和51年の安八水害の折に浸水を阻止した輪中堤が存在します。その輪中堤を町といたしましてもこれからも保全していくという意思表示として、水防法による浸水被害軽減地区として指定したいと考えたところでございます。

なお、輪中堤を浸水被害軽減地区に指定した場合には、水防法の第15条の7第1項の規定によりまして標識を設置する必要があるということになっております。その標識の設置の基準につきましては、国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定めるということになってございますので、今回、条例制定をお願いするものでございます。

議案書の25ページを見ていただきたいと思います。

こちらが設置しようとする条例の中身でございます。

まず、第1条につきましては、条例の趣旨を定めておりますが、先ほど申し上げたとおりでございます。

第2条につきましては、標識に明示する内容を定めるものでございまして、ここがございますように、第1号から第4号の内容を定めるということでございます。こちらのほうは国土交通省令とほぼ同じ形にしております。

第3条につきましては、設置場所について規定をしておりますけれども、住民に見やすい場所に設置するものということとしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この標識といいますか、浸水被害軽減地区と指定されることによって得る利益とは何か。

それから、恐らくこうなってくると制限がふえると思うんですね。輪中堤を改良しようと思っても許可が要るとか、そのような制限なんかも出てくるのではないかと思うわけですけど、そういうものはあるのかどうか。

これを指定することによるメリットとデメリットというものを明らかにしていただきたいと思います。

○議長（田中政治君）

危機管理課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

この制度は、水防法の改正によって新しくできた制度でございます。それで、当該指定をした地域に民間の土地等がある場合については、その土地の形状等をさわろうとしたときに、水防管理者のほうへ届け出をするというようなことになってございます。あくまでも届け出でございますので、許可とは違うということでございます。

それで、今、指定しようとしております輪中堤ですが、一部民間の方が所有してみえる土地もございますけれども、今、輪之内町が考えておりますのは、町有地の部分について指定をしたいということを考えております。それと、あと県道が途中で横断しておりますので、その県道部分については県のほうと協議し、あわせて一体として指定をしていきたいということを考えておるところでございます。

したがいまして、今回指定することについてデメリットというお話が今ございましたが、デメリットはないものというふうに考えております。

それから、今度メリットという話になりますけれども、表立ってこういうメリットがあるとかということではないですが、先ほども申し上げましたように、町としてこの輪中堤を、実際に51年に水をせきとめた、この輪中堤をこれからも保全していくということを住民の方にもお知らせするというような考えのもとに指定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この目的は何のためにと、要するに輪中堤を保全するためだというふうな説明だったと思いますけれども、これは国の指定になるわけですね。指定されることによって何のデメリットもないというふうに言われましたけれども、指定されれば簡単にこの形状を変えることはできなくなるような気がするんですけども、要するに、この高さとか、そういうことも規定されてくるだろうと思いますし、あるいは堤防のどこかを切り割って、例えば道路をつくろうと思っても、そういうことは制限されるとか、そういうことは全くないということでもいいのかどうか。

メリットについて、何のためにこれをやるのか。やることによるメリットが、ちょっと今はそういうことを伺えないんですけども、そういう規制が恐らく出てくるんじゃないかというようなことは想定できるんですけども、町民にとって大事にしるよということをPRするだけのことであって、この指定することによって国とか県のほうから助成金があるとか、そういうことでもないということであれば、何のためにこういうことをやるのかと。

それと、これは標識をつくるのには、その経費は町の負担になるわけですね。その辺も、これはそういうものを国や県のほうで面倒を見るとか、そういうようなことはどうなっているかということもちょっとはつきりしてもらいたいと思います。

#### ○議長（田中政治君）

危機管理課長 兒玉隆君。

#### ○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

今回の指定を誰がするのかということで、森島議員は国とおっしゃいましたけれども、これはそれぞれの水防管理者が指定すると、輪之内町の場合は、輪之内町長が指定をするということになるということでございます。

それで、先ほど来申し上げておりますように、これは水防法の改正によって新しくできた制度ということでございます。水防法、法律の改正の趣旨を考えれば、全国にこういった輪中堤とか、あるいは洪水を防ぐような標高の高い構築物等があったときに、これをなくすことによって新たな水害をもたらすというようなことを回避するために、そういうものについて指定をしておいて、何かそこをさわろうとするときには届け出制度を導入して、従来からあるそういった輪中堤を保存し、水害の軽減に役に立ててもらいたいという、そういった趣旨から法律改正がなされたものというふうに理解をしておるところでございます。

それで、国や県のほうからの金銭的な支援とか、そういったメリットはあるのかというお話でございますけれども、そういったものはございません。なので、先ほど来言いましたように、輪之内町には輪中堤がある、その輪中堤が実際に水害を防いだという実績もある。これは全国でも報道等によって周知されておるということもございます。その輪中堤を、特段金銭的にはメリットはないんですけども、これからも保存をしてい

くということで、浸水被害軽減地区ということに指定をして、当然町が指定すれば、その軽減地区は保全していく必要があるということで、町としては指定して、これからも保全していきますよという意思表示として、今回、指定をしようということで、ひいては、指定をすれば町のほうではこの輪中堤を、極端な話、取り崩すとか、そういうことではないよということで住民の方にも安心感を与えるものではないかということで考えておるところでございます。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

仮にこの輪中堤の高さを1メートルぐらい下げて天端を広くするとか、道路幅を広くするというようなことも、案といたしますか、そういう考え方もあるだろうと思うんですけども、その高さを決めてしまうと、そういうことも不可能になってくるというようなふうに思うわけですけども、そう大した、町民にとってもメリットというものは余り考えられないような気がするわけですけども、そういう例えば堤防を下げて道を広げるということではできるのかどうか、確認しておきたいと思います。

○議長（田中政治君）

危機管理課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

当然、天端道路を広げるとかということは、将来に向かつてはあり得ることかも知りません。その場合には、浸水被害軽減地区という指定をした以上は、その堤防の高さとか、それをどのあたりまで保つべきかというような検討を十分にしておいて、万が一、洪水になったときに支障がないような範囲内での道路拡張とか、そういうことにつなげていくということかと思えます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第14号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第14号 輪之内町浸水被害軽減地区である旨の標識を定める条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第20、議第15号 輪之内町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明いたします。議案書は26ページをお願いいたします。

議第15号 輪之内町防災会議条例の一部を改正する条例について。輪之内町防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年3月5日提出、輪之内町長でございます。

こちらのほうは、昨年8月22日に開催されました輪之内町議会の全員協議会におきまして、輪之内町防災会議の委員に議会の代表も加える余地はないかという意見が出されたことを踏まえまして、委員について規定をしております条例第3条第5項、新旧対照表は1ページをごらんいただくとわかりやすいかと思いますが、第3条の第5項で委員の構成を決めておりますけれども、ここに町議会議長を追加するというものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第15号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第15号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第15号 輪之内町防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

---

○議長（田中政治君）

日程第21、議第16号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。

議第16号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年3月5日提出、輪之内町長でございます。

今回の条例改正の趣旨につきましては、昨年8月8日の人事院勧告を踏まえまして、12月の議会では平成29年度から施行される部分について条例改正をさせていただきましたが、今回は平成30年4月1日から施行される部分について改正を行うことを主な内容としております。

新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思います。

第22条の改正を行うこととしておりますけれども、こちらのほうは人事院勧告に関連するものではございませんけれども、地方公務員といいますが、これは国家公務員と異なりまして労働基準法が適用されるということでございます。したがって、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を労働基準法に準拠した算出方法に改めるための改正でございます。

第23条の4でございますが、こちらは今回の条例改正で附則の第29項から第32項までを削除することといたしておりますので、それに伴う改正と、それから若干書きぶりについて改正するところがございますが、こちらのほうは国の一般職の給与法の書きぶりに合わせて字句の訂正等をするということでございます。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。第23条の7の改正でございますけれども、こちらのほうは勤勉手当に関する規定の改正でございます。

第1項につきましては、先ほど申し上げましたように、今回、附則の第29項を削除するというようにしておりますので、必要な改正を行うというものでございますし、第2項につきましては、字句の訂正と人事院勧告で示された勤勉手当の支給率、0.1カ月分

でございますが、それを平成29年度には既に人事院勧告が出された時点で6月の勤勉手当は支給済みでございましたので、その0.1カ月分は12月の勤勉手当で引き上げるということにしておいたわけでございますけれども、平成30年度からは、その0.1カ月分を6月と12月にそれぞれ0.05カ月分、均等に分けて支給するというふうに改正するということでございます。

それから、附則のところでございますけれども、附則につきましては、これまで55歳以上の給料表で6級以上の職員について給料月額等を1.5%減額して支給していた制度がこの3月31日で廃止をされるということでございますので、附則の第29項から第32項までを削除するということでございます。

それから、議案書の29ページに戻っていただきまして、この改正条例の附則のところでございますけれども、附則の第1条におきましては、30年4月1日から施行するというようにしてございまして、附則の第2条につきましては、人事院の勧告どおり、平成27年1月1日に昇給が抑制された職員の昇給の回復措置を定めるものでございます。

また、附則の第4条でございますけれども、給与条例のほうの附則第29項を削ることによりまして関係の規定を整理するというものでございますが、輪之内町職員の育児休業に関する条例の附則第4項、こちらをこの給与条例の改正に合わせて削除するということでございます。こちらのほうは、新旧対照表は10ページとなっております。10ページは簡単な新旧対照表でございますが、附則の第4項を見ていただきますと、ここに給与条例附則第29項の規定により云々というのがございまして、給与条例のほうでこの附則第29項を削除することによって、育児休業等に関する条例においてもその部分を削除するということでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

**○議長（田中政治君）**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第16号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第16号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

---

○議長(田中政治君)

日程第22、議第17号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長(伊藤早苗君)

それでは、議第17号について御説明させていただきます。議案書の31ページをお開きください。

議第17号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年3月5日、輪之内町長。

本議案は、議案提出に際しまして3月2日に開催されました国保運営協議会におきまして御審議をいただいております。

それでは、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国民健康保険加入者の高齢化や医療費の増大を背景に、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成27年5月に国民健康保険法が改正されました。この改正により地方税法が改正され、それに伴う今回の輪之内町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、国民健康保険制度改革に伴う国民健康保険税の課税額についての改正でございます。

それでは、お手元の新旧対照表のほうで御説明させていただきますので、新旧対照表の11ページをお願いいたします。

第2条、課税額についての規定でございます。国民健康保険の新制度においては、県が財政運営の責任主体となります。よって、平成30年度以降は県が市町村ごとに国保事業費納付金というものを決定し、その額を町が県に納付するということとなります。よって、その納付に要する費用等に充てるための課税となります。

現行の課税については、町の運営する国民健康保険に要する費用を目的といたしてお

りますので、今回、その課税目的の改正でございます。

国民健康保険税を県の納付金に充てるための基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金等課税額について、それぞれ1号から3号として定義の見直しをしております。

また、次のページを見ていただくと、第2項から第4項につきましては、前条の改正に合わせた改正でございます。

次に、附則を説明させていただきます。議案のほうへ戻っていただいて、改め文の33ページをごらんください。

附則の第1. 施行期日では、この条例は平成30年4月1日から施行するものとし、第2の適用区分につきましては、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

**○議長（田中政治君）**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第17号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第17号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

**○議長（田中政治君）**

日程第23、議第18号 輪之内町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

**○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）**

議案書の34ページをお願いいたします。

議第18号 輪之内町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年3月5日提出、輪之内町長。

今回の条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法の一部改正により基金設置の目的を変更する必要があるため、国民健康保険基金条例の一部を改正するものでございます。

改正の詳細につきましては、新旧対照表のほうで御説明させていただきたいと思っております。新旧対照表の14ページをお願いいたします。

基金の設置につきましては、現行では国民健康保険の保険給付、前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、病床転換支援金等、介護保険法による納付金に不足を生じたときの財源その他保険事業に要する費用に充てるため、国民健康保険基金を設置するということになっております。

しかし、平成30年4月1日からは市町村が必要な保険給付分につきましては、県からの交付金で賄われ、それ以外の前期高齢者納付金以降の納付金や支援金は、県が一括して支払いと交付を受けますので市町村の保険業務でなくなることから、市町村の基金設置につきましては、国民健康保険事業の健全な運営に資するために設置するというふうに改正するものでございます。

また、第2条第2項では、基金積立額を保険給付費総額の12分の2相当となっておりますけれども、第1条の改正理由と同様に、県が一括して行う国保事務となりまして、市町村が取り扱わなくなる事務ということになることから、この全文を削除するものでございます。

なお、附則で、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

**○議長（田中政治君）**

9番 森島正司君。

**○9番（森島正司君）**

今、委員会付託されますので、またそちらのほうでお伺いしますけれども、基本的なことで、この限度額が今まではあったものがなくなるということで、その根拠はどうなるのでしょうか。

それともう一つ、健全な運営というのはどういうことを言われるのか、その辺のところをちょっと伺いたいと思っております。

○議長（田中政治君）

住民課長 高橋博美君。

○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）

まず、限度額についてでございますが、これにつきましては、条文を撤廃ということで限度額がなくなる。その都度必要な部分、健全な国保運営をしていくために必要な額ということで、町長が定めるというような形になるかと思えます。

それから、では、その健全な運営とはどういうことかということでございますが、これは県への納付金とか、保険者の保健事業等にこの基金を充てるということで、国保の被保険者に係るもの以外には使わないという保健事業に充てるというものでございます。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第18号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第18号 輪之内町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第24、議第19号 輪之内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

それでは、議第19号について御説明をさせていただきます。議案書の36ページをごらんください。

議第19号 輪之内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年3月5日提出、輪之内町長でございます。

新旧対照表のほうで御説明をさせていただきますので、新旧対照表の15ページをごら

んください。

今回、改正をお願いする条例第3条につきましては、後期高齢者医療の保険料徴収について、輪之内町が保険料を徴収すべき被保険者を規定している条文でございます。

今回の改正理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行によりまして、高齢者の医療の確保に関する法律に新たな住所地特例の規定として第55条の2が新設されることによるものでございます。

住所地特例といたしますのは、病院への入院、施設への入所にあわせて住所を移動した場合も、移動後の住所地ではなく、引き続き移動前の住所地の保険制度に加入するというものでございます。

これまで後期高齢者医療制度では、既にこの制度に該当している方、つまり後期高齢者医療の被保険者になってから施設入所等を理由とする住所移動につきましては、法第55条の規定により住所地特例が適用されてまいりました。このたび、先ほど申し上げました法第55条の2が新設されることによりまして、後期高齢者医療制度の被保険者になる前の国民健康保険の被保険者で住所地特例の適用を受けていた方が75歳年齢到達等によりまして、移動後の住所地で後期高齢者医療制度に該当した場合についても、国民健康保険のときに適用されておりました住所地特例を引き継ぎ、移動前の住所地が加入している後期高齢者広域連合の被保険者とするという扱いになりました。

今まで御説明したことを踏まえまして、まず新旧対照表の右側、現行欄をごらんください。具体例を交えて御説明をさせていただきます。

条例第3条第1号では、輪之内町が保険料を徴収すべき被保険者は、輪之内町に住所がある被保険者ということをお定めております。しかしながら、岐阜県外、例えば名古屋市などの施設に入所し、施設の場所に住所を移した場合も、法第55条の住所地特例の規定によりまして、従前どおり輪之内町に住所を置く被保険者と同じ扱いにする。つまり、愛知県ではなく、岐阜県の後期高齢者広域連合の被保険者とする。その保険料徴収については、条例第1号の規定にかかわらず、条例第2号から第4号に該当する住所地特例の被保険者についても輪之内町が保険料を徴収するということをお定めております。

新旧対照表の左側、改正案のほうをごらんください。

15ページから16ページにわたり、1号から5号までございます。

さきに第5号の規定について御説明をさせていただきます。

これは、先ほど御説明をいたしました法第55条の2の新設によりまして追加する項でございます。具体的には、もともと輪之内町国民健康保険の被保険者で県外の、例えば名古屋市の施設などに住所を移し、住所地特例の適用を受けていた方が75歳に年齢到達した場合は、これまでは愛知県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となっておりました。それが30年4月以降につきましては、岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者とす

るという扱いになりますので、輪之内町が保険料を徴収する被保険者ということを規定するものでございます。

条例の第2号から第4号につきましては、下線部の法第55条の2の準用規定を盛り込むことで、今の条例第5号の規定により岐阜県後期高齢者医療広域連合の被保険者となった後も、その方がその後に施設入所等を理由とする住所移転をした場合につきましては、法第55条の規定による住所地特例を適用し、輪之内町が保険料を徴収する被保険者とするという改正でございます。

なお、現在、輪之内町国民健康保険被保険者の方で岐阜県外の住所地特例者はおられませんので、今回の改正によりこれに該当する方はいないということを申し添えさせていただきます。

次に、附則の改正でございます。16ページをごらんください。

附則の第2条につきましては、後期高齢者医療制度が創設されました平成20年度の特例措置を定めたものでございますが、この条文につきましては、既に使命を終えていること、さらには国の準則でも削除となっておりますので、このたび削除することとし、第3条を第2条に繰り上げるものでございます。

なお、この条例改正につきましては、平成30年4月1日の施行でございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第19号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第19号 輪之内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○議長（田中政治君）

日程第25、議第20号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

#### ○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）

それでは、議案書の38ページをお願いいたします。

議第20号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年3月5日提出、輪之内町長。

今回の条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法の一部改正によりまして国保の保険者が県と市町村になることから、その事務や運営につきまして、県と市町村、それぞれを明確に区分するための字句の改正等を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。新旧対照表の18ページをお開きいただきたいと思っております。

現行では、「この町が行う国民健康保険」という字句が右側、この目次の第1章と第1章の冒頭、また第1条の見出し並びに第1条の冒頭と4カ所に掲載がございます。これを「輪之内町が行う国民健康保険の事務」という字句に改めるものでございます。

また、同じく現行のほうで「国民健康保険運営協議会」という言葉がございますが、これも目次の第2章と第2章の冒頭、第2条の見出し並びに第2条の冒頭に掲載がございますけれども、新たに県の国民健康保険運営協議会が発足することから、県と市町村を区別するために、「輪之内町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」という名称に改めるものでございます。

また、第10条では、財産管理の方法を現状に合わせまして、有価証券を会計室で保管し、現金を町指定金融機関で管理する旨の改正を行います。

議案書の39ページに戻りますが、附則といたしまして、第1項で施行期日を平成30年4月1日からとしまして、第2項では、当条例の改正によりまして関連します輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表中にございます「国民健康保険運営協議会」を「輪之内町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に字句を改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ます。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第20号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第20号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第26、議第21号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明させていただきます。議案書の40ページをお願いいたします。

議第21号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年3月5日提出、輪之内町長でございます。

今回の条例改正の趣旨でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令がございまして、その政令の一部が改定されたことにより、条例の改正を行うものでございます。

その内容は、損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象を改正するというところでございます。

新旧対照表のほうで御説明をいたしますので、21ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の改正でございますけれども、こちらのほうは今回の政令の改正とは関係のないところでございますが、昨年度の政令改正時に改正漏れがあったので、今回の改正に

あわせて改正するというものでございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと思います。第5条につきましては、補償基礎額について規定をしておりますけれども、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合には、扶養親族に係る加算額を上乗せして補償基礎額を定めることとしておるところでございます。この扶養親族に係る加算額の算定につきましては、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員に適用される給与法でございますけれども、その法律で定める扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定めることとされております。その額は、給与法に定める扶養手当の支給額を日額換算したものとされております。それで、平成30年度から適用される給与法の扶養手当の支給額が変わりますので、それに合わせて30年度から支給される支給額から算出した額に改正をするというものでございます。

配偶者につきましては、現行333円ということになっておりますけれども、配偶者に係る扶養手当が減額されるということになりまして、217円に改めるということでございます。

22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、扶養親族に配偶者がいる場合は267円、いない場合は333円という現在の規定でございますが、これを一律に333円に改めるものでございます。

それから、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、それから60歳以上の父母及び祖父母、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び重度心身障害者については、扶養親族に係る配偶者及び子がいる場合は217円、いない場合は300円と現行は規定しておりますが、それを一律217円に改めるという改正でございます。

こちらのほうの改正条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございまして、附則におきましては経過措置を定めておるというものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第21号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第21号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○議長（田中政治君）

日程第27、議第22号 輪之内町県営土地改良事業分担金の徴収方法につき承認を求めることについてを議題といたします。

土地改良課長から議案説明を求めます。

田内満昭君。

#### ○土地改良課長（田内満昭君）

それでは、御説明させていただきます。議案書の45ページをごらんください。

議第22号 輪之内町県営土地改良事業分担金の徴収方法につき承認を求めることについて。輪之内町県営土地改良事業分担金徴収条例第4条の規定により、下記のとおり輪之内町県営土地改良事業分担金の徴収方法を定めたいので、議会の承認を求めます。平成30年3月5日、輪之内町長でございます。

県営土地改良事業の地元分担金につきましては、輪之内町県営土地改良事業分担金徴収条例第4条において分担金の徴収の時期及び方法は、議会の承認を得て町長が定めると規定していることから、本案件を提出いたしました。

対象となる事業は、下記のとおりです。

初めに、事業の名称は、県営土地改良事業榎俣北部地区で、施工場所は、輪之内町榎俣地内です。経費の賦課基準は、県営土地改良事業榎俣北部地区に係る工事費の12.5%相当額を受益者に面積割で賦課するものとします。この事業の経費は、国が50%、県が27.5%の割合で負担します。町は、土地改良事業の経費の分担に関する要綱に基づき10%負担しますので、地元には残りの12.5%を賦課させていただくものです。

次に、徴収の時期は、各年度ごとに、工事に着手した日の翌日から、その年度の出納閉鎖期日までの間とします。現在、平成30年度新規採択を目指して県の審査を受けておりますが、予定工期は平成30年度から35年度までの6年間としておりますので、各年度の事業費に応じて徴収させていただきます。

徴収の方法は、金銭とし、輪之内町税条例の例によるものとします。

なお、地元が負担する分担金は、農地の集積目標を達成することにより交付されます国の補助金を充て、実質負担がゼロとなるよう計画してまいります。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第22号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第22号 輪之内町県営土地改良事業分担金の徴収方法につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

○議長（田中政治君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、輪之内町議会会議規則第46条第1項の規定によって3月15日までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号から議第14号まで、議第17号と議第18号及び議第20号について

は、3月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。各常任委員長は、3月16日に委員長報告をお願いいたします。

---

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をします。

定例会最終日は午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦労さまでございました。

（午後2時05分 散会）



平成30年3月5日開会 第1回定例輪之内町議会

第2号会議録 第12日目

平成30年3月16日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第3号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）

議第4号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第5号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第6号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）

議第7号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第8号 平成30年度輪之内町一般会計予算

議第9号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算

議第10号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算

議第11号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算

議第12号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議第13号 平成30年度輪之内町水道事業会計予算

議第14号 輪之内町浸水被害軽減地区である旨の標識を定める条例の制定について

議第17号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第18号 輪之内町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について

議第20号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成30年第1回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各事件

○出席議員（8名）

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 上野賢二 | 2番 | 古田東一 |
| 4番 | 高橋愛子 | 5番 | 小寺強  |
| 6番 | 田中政治 | 7番 | 北島登  |
| 8番 | 森島光明 | 9番 | 森島正司 |

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                          |         |                             |         |
|--------------------------|---------|-----------------------------|---------|
| 町 長                      | 木 野 隆 之 | 教 育 長                       | 箕 浦 靖 男 |
| 参 事 兼<br>総務課長兼<br>危機管理課長 | 兒 玉 隆   | 教 育 参 事                     | 松 井 均   |
| 会計管理者兼<br>住 民 課 長        | 高 橋 博 美 | 調 整 監<br>(産業・建設)兼<br>経営戦略課長 | 荒 川 浩   |
| 産 業 課 長                  | 中 島 智   | 建 設 課 長                     | 近 藤 豊 和 |
| 教 育 課 長                  | 中 島 良 重 | 土 地 改 良 課 長                 | 田 内 満 昭 |
| 税 務 課 長 兼<br>会 計 室 長     | 伊 藤 早 苗 | 福 祉 課 長                     | 菱 田 靖 雄 |

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |       |         |
|--------|---------|-------|---------|
| 議会事務局長 | 田 中 久 晴 | 議会事務局 | 西 脇 愛 美 |
|--------|---------|-------|---------|

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、平成30年第1回定例輪之内町議会第12日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第3号、議第7号、議第8号、議第12号から議第14号まで及び議第17号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第3号から議第6号まで、議第8号から議第11号まで、議第18号及び議第20号についての審査報告がありました。

また、大藪小学校大規模改修工事特別委員会委員長から審査報告がありました。

これより、大藪小学校大規模改修工事特別委員会委員長に審査の報告を求めます。

大藪小学校大規模改修工事特別委員会委員長 北島登君。

○大藪小学校大規模改修工事特別委員長（北島 登君）

おはようございます。

それでは、大藪小学校大規模改修工事特別委員会の委員長報告を行います。

平成29年5月17日開会の第1回臨時輪之内町議会において当委員会に調査・研究を付託されました案件について、6月13日を初めとし、9月8日、12月11日、3月6日の計4回にわたり協議会室において、全委員出席のもと、執行部側から町長、教育長、参事、教育参事、会計管理者及び関係課長、担当者出席のもとに審査及び現地視察を行いました。

その経緯と結果を報告いたします。

まず、教育課長から工事の内容及び進捗状況の説明を受けました。

主な質疑は、屋上の防水シートは、建築してから現在まで改修されていないのかに對しまして、部分的には補修しているとの答弁でございました。

テレビアンテナは必要かに対して、災害の場合、視聴できるように残してあるとのことでした。

雨水貯水タンクの容量はどのくらいのものか、また町で補助しているものと同じであるかに対して、容量は200リッターで、町の補助対象と同じであるとの答弁でございました。

教室の黒板付近にコンセントが1カ所しかないので増設してはどうかに對しまして、コンセントの増設がなされたことを確認いたしました。

校長室のエアコンの室内機の設置位置が悪い、南側から北に向かって設置してはどうかの質問に対しまして、その後、エアコンの吹き出し口の方向等の設置状況が南から北に変えられたので、それを確認いたしました。

工事の完成時期はいつごろになりそうかに対し、現場は2月末ごろまでに完成見込みであるとのことをごさいました。

3月6日に開催いたしました第4回特別委員会の中の主な質疑は、太陽光の非常用照明について、1階の階段付近に照明がなく、照明器具が必要でないかとの質問でしたが、現地を確認した結果、2階と3階の階段の非常照明の明かりが1階まで届いており、新たに1階に設置する必要はないとの報告を受けてまいりました。

2階のキュービクル天井と屋上の塗装の手直しをする必要があるとの指示に対して、後日、手直しを施工したとの報告を受け、14日に現場確認をいたしました。

そのほか問題も見当たらず、工期内をもって全てが完成する見込みであり、大藪小学校大規模改修工事特別委員会を終結いたしました。終わります。

**○議長（田中政治君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
本日の報告によって大藪小学校大規模改修工事特別委員会を終結いたします。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

**○議長（田中政治君）**

日程第2、一般質問を行います。  
順次発言を許します。  
輪之内町議会会議規則第55条の規定によって質問は3回までといたします。  
2番 古田東一君。

**○2番（古田東一君）**

それでは、トップバッターで質問させていただきます。  
防犯の町宣言を。

町長就任以来、11年、3期目任期は、残りわずか1年余りとなりました。一番の業績結果は、何といても福東排水機場4号ポンプの設置であります。公約の「安全・安心な輪之内づくり」の成果であり、町長の政治力だけでは早期に設置できなかった事案であります。次いで、難問題であった斎場問題の解消が2番目であり、3番目には高齢者

等の足となるデマンドバスの運行と、住民には至って好評であります。ほかにも私の耳に入ってくる町民評価はいろいろありますが、またの機会に回します。

先月に30年度予算の概要を示され、重点施策に、町長就任のときから掲げてこられた「もっと、もっと」のキャッチフレーズの中に「安全・安心なまちづくり」がありますが、先般も私が質問いたしましたことがあります。福東大橋の渋滞緩和策を早期にやりますの公約は、今回はなぜか外されております。働く通勤者、市民病院へ診察に向かう弱者の人等、住民が今切実に望んでいるのはこの問題であり、いかに町長の力といえども簡単に解決できない問題であることは痛切に感じておられるものと思います。渋滞解消に苦難が伴うことは、私も百も理解しております。19年地方選挙当時、軽々しく公約に掲げられた後遺症であります。渋滞緩和解消策はもう諦められたのか、お答えください。

最近、町内各地に空き巣、こそ泥の被害が頻発していると耳にします。町内南北に通る地方道219号線、220号線、東西に走る大藪大橋、福東大橋間の30号線、南濃大橋・道の駅からの町道31008から22014号線、乙姫像付近（町道33625号線町境）に犯罪防止看板を掲げ、防犯カメラを設置し、通過者に当町は至るところに犯罪防止の目が光っていることを喚起し、防犯の町宣言をしてはどうか、提案をいたします。

次に、防犯カメラ設置に助成金条例制定を。

各家庭への被害防止に、防犯（監視）カメラ設置助成金条例制定を提案いたします。集落にある防犯灯、電柱等にも、地域住民、区民の要請により順々に取りつけ、各戸、各カ所に防犯カメラが設置してあることを外来者が気づくと、不審者は心理的に警戒し、犯罪抑制効果につながるものと考えます。

廃棄物置き場や車からによる道路へのポイ捨て等、廃棄物不法投棄防止にも予防効果があると考えます。

町長の初期からの公約にある「安心・安全のまちづくり」につながる施策に合致するものであります。個人の人権の侵害との声も出るかと存じますが、公益優先の考えで進めていただきたいものです。以上であります。

#### ○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

おはようございます。

今、古田東一議員からは防犯の町宣言をと防犯カメラ設置に助成金条例制定をと、2項目の御質問をいただきました。関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

まず、福東大橋の渋滞緩和策についてでありますけれども、御質問の中で福東大橋の渋滞緩和対策を諦めたのかという御質問がございました。決して諦めたわけではございません。昨年6月の議会答弁と重複いたしますけれども、その公約の実現に向けて要望

活動も継続して行っておりますし、今までのこの渋滞緩和に関する成果といたしましては、平成21年度に国道の横曽根交差点の改良、左折レーンの設置、そして24年度には、左折レーンを右折もできるように、国道の南北にある横断歩道のうち、北側の横断歩道を廃止し、国道への流れを改善、あわせて福東大橋西詰交差点の拡幅をしていただき、一步一步ではありますけれども、渋滞緩和のための整備を進めていただいているところでもあります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、根本的な渋滞緩和と申しますか、渋滞の解消には至っていないと、これは認めざるを得ないと思っております。

御存じのように、羽島・養老線は、揖斐川、古宮川、水門川といった河川上に設置されておりますので、交差点付近の改良には非常に物理的な制約がございます。したがって、その抜本的な解消策というのは困難をきわめております。でありますけれども、まだまだできることに関しては一步ずつ前へ進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

そんな状況から考えますと、福東大橋に集中する交通動線を分散させる、そのことが渋滞解消にとって非常に有効であろうと考えまして、福東大橋と今尾橋の間に（仮称）新養老大橋を架橋すべく、関係自治体の協力をいただきながら建設促進に取り組んでいるところであります。

その意味においては、福東大橋の渋滞解消と新養老大橋の設置要望というものはセットで私としては考えております。そして、平成30年の所信表明の中で申し上げましたけれども、新養老大橋の架橋実現に向けて、促進について努力をするということもはっきり申し上げておりますので、その意味においては、これはセットで進めるべきものと考えております。

新たなバイパス設置に伴って交通の分散が図られ、ひいては福東大橋の渋滞緩和にもつながると思われることから、引き続き道路網整備を関係機関とともに実施し、総合的な渋滞緩和に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、最近、町内各地で空き巣、こそ泥等の侵入窃盗の被害が頻発していると耳にされているとのことであります。少しデータを調べてみました。

岐阜県警が公表している資料によりますと、侵入窃盗の認知件数は、空き巣が平成27年中に6件、平成28年中及び平成29年中は、それぞれ3件となっております。忍び込みは、平成27年中3件、平成28年中及び平成29年中はゼロ件、事務所荒らしは、平成27年中は2件、平成28年中1件、平成29年中ゼロ件となっております。減少傾向にはあります。もっとも、この数字は県警が認知した件数であります。実際に被害届を提出されない方もおられる可能性もありますので、さらに多くの被害があるのかもしれない。ただ、統計上はこういう数字であるということでもあります。

さて、議員の御提案は、これら侵入窃盗を未然に防ぐために、町内幹線道路の町内へ

の入り口に防犯カメラ及び防犯看板を設置して、防犯の町宣言をしてはどうかという内容でございます。もちろん、この提案については、防犯対策の一環になり得るものではないかと思いますが、町内入り口に仮に防犯カメラを設置した場合、その映像を常時どのように監視するのか。映像に映った車両等のうち、誰が犯罪をたくらんでいるのかを特定することは非常に困難であり、また防犯カメラが設置してあることを誰もが知っているはずのコンビニ等においても、相変わらず強盗被害が報道されているところでありませぬ。これらのことを考えれば、防犯カメラの設置のみでは犯罪の完全な抑止にまでは至らないのではないかと考えるところでございます。もちろん、犯罪が発生した後の犯人の検挙につながる資料提供をするという意味においては、有効な手段であることは疑いなくあります。

したがって、現段階においては、犯罪被害の抑止効果、防犯カメラに映った映像の監視、カメラの維持管理経費等、検討すべき事項が幾つもありますので、防犯カメラの設置については、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

窃盗被害も、言ってみれば降って湧いたような災害なのかもしれません。そうであるならば、自然災害と同様に、自助・共助という部分も、もう少し注目されていいのかもしれない。

侵入盗を万が一室内で発見した場合に、それが強盗に豹変し、強盗殺人に展開することも考えられます。したがって、まずは自助の部分として、侵入盗に入られないように防犯対策を各個人で万全にさせていただくことが肝要であると考えております。戸締まりをしっかりと行う、サッシの鍵を二重にする、またガラスが割られないようにフィルムを張る、また夜間不安であれば室内の明かりをつけておく、人感センサー付きのライトを設置する、大きな音がする防犯砂利を敷き詰める等々、二重、三重の対策をしておくことが大切であると考えております。

共助としては、家をあける際には近所に声をかけておくことも重要であると考えますし、日ごろから近隣とのコミュニケーションを密にして、不審者情報等を共有することも大切であろうと考えております。

また、個人または区における自助として設置される防犯カメラに対する助成制度を設けてはどうかという提案をいただきました。現在、何件のお宅に防犯カメラが設置してあるのか、また何人の方が防犯カメラを設置しようと考えていらっしゃるのか、今のところ数字がつかめておりませぬ。せっかく助成制度を設けても、その制度を利用していなければ、助成制度を設けているという単なる自己満足にすぎなくなってしまう。もちろん、御提案の防犯カメラによる犯罪の抑止力を否定するものではありませんので、今後も犯罪件数の推移、それから住民の皆さんの声を聞きながら、この件については前向きに検討してまいりたいと、そんなふうに思っております。

なお、最後に申し上げたいのは、窃盗被害もさることながら、振り込め詐欺等の特殊

詐欺被害が多発しているということでもあります。空き巣や忍び込みといった人目に触れるリスクを冒す犯罪よりも、容易に多額の現金を搾取できる知能犯が増加しております。平成29年中の振り込め詐欺等を含むにせ電話詐欺の被害額は、岐阜県全体で3億3,319万円にも上っております。中でも大垣警察署管内は、被害額4,724万円で、被害件数、被害額ともに県下ワーストワンとなっております。町といたしましても、特殊詐欺被害の防止のために県警や防犯協会とも協力しながら啓発活動をしてまいりたいと思っております。

安全・安心は、住民生活のかなめであります。この部分について手を抜かず、鋭意進めてまいりたいと思っております。どうか御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、古田議員の御質問の答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（田中政治君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

福東大橋の渋滞緩和策には、それなりに努力をいただいていることはよくわかりました。

防犯カメラ設置を、なぜ私、助成金を与えたらよいかと提案したのは、町内には個人で電気工事等の関連する零細業者が数十件あるかと存じます。その方たちの多少なりとも仕事のお手伝いになればよいかと思っております。提案したわけですが、前向きな答えをいただきましたので、以上です。別に返事はよろしいです。

○議長（田中政治君）

次に、8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

おはようございます。

障がい者福祉について質問いたします。

国境を越えて世界中の皆さんがスポーツを通し平和と融和を図る祭典、冬のオリンピックが終わり、そして今、パラリンピックが開かれております。中には、夏・冬両パラリンピックに出場する日本選手も見えます。まさに感動と勇気を与え、時には涙する場面もあります。

さて、きょうは聴覚障がい者福祉について伺いますが、30年度、障がい者福祉費の中で新しく手話通訳者の派遣をしていただくことは、まさに聾者の社会参加の機会をふやす朗報であります。

そこで、災害時に広報無線の聞こえない聾者の方にはどのように伝えられるのか、メールやファクスでの対応はできないのか。

また、手話奉仕員養成講座の予算も組まれております。聾者が来庁されたとき、手話

で対応すれば安心されますし、コミュニケーションも図れると思いますが、いかがでしょうか。

以上、見解をお伺いします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

森島光明議員からは障がい者福祉について2点の御質問をいただきました。順次、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の災害時における広報無線の聞こえない聾者の方への伝達方法についての御質問であります。

町では、災害の危険が差し迫ったとき、あるいは災害が発生した際には、一度に多くの方に情報を伝えることができる防災行政無線の同報系による伝達が最も有効な方法であると考えております。しかしながら、議員の御心配のとおり、聴覚障がい者の方にとっては、付き添いの方がいらっしゃる場合等には、音声による情報伝達では伝わりませんので、当町においては地域防災計画上、複数の広報手段を定めているところであります。

その中に位置づけられた電子メールによる伝達として、現在、メール配信サービスを行っております。このメール配信サービスは、携帯電話に一斉メールを配信するシステムであります。聴覚障がい者の方が携帯電話をお持ちであれば、登録をさせていただいて、ぜひ御利用をいただきたいものと考えております。メール配信サービスでは、気象庁の発表に伴い、自動的に大雨、洪水、暴風の気象警報や特別警報、震度情報を配信するほか、災害時には、役場から災害情報や避難情報を配信することとしております。これらサービスの周知を今後も図ってまいりたいと考えます。

また、コミュニティチャンネルである輪之内スマイルチャンネル、これは12チャンネルのことでありますが、このテレビ放送で情報を流すことともしてしております。この輪之内スマイルチャンネルでは、実はふだんから河川監視カメラで撮影した各河川の画像配信を行っているほか、災害時には、画面上をL字になって表示されます、いわゆるL字の部分の文字放送で常時災害情報を放送することとしております。ぜひ輪之内スマイルチャンネルへの加入をお願いしておきたいと思います。

なお、災害時に通信回線が支障なく使える状況であれば、ファクスによる一斉通信もできますので、聴覚障がいの方でファクスをお持ちであれば、ファクス番号を登録していただくよう御案内をしてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目でございます。御質問の趣旨は、耳の不自由な方が来庁されたときに備えて、職員も手話通訳ができるようにしてはどうかということかと思っております。

バリアフリーが叫ばれる現代の社会でございますので、障がいのある人、ない人、と

もに地域社会で生活していく、いわゆる共生社会を目指すために、障害者差別解消法が平成28年4月に施行されました。その中で行政の責務という規定がございますが、社会的障がいの除去について負担が過度である場合を除き、必要かつ合理的な配慮をしなければならないとされたところであります。

また、一方では、障がい者の方の社会参加が進んでおります。そんな中で、耳の不自由な方が福祉施設や養護学校だけでなく、日常のあらゆる場面で健常者と同等のサービスを受けるために、手話通訳者が社会的にも必要とされるところであります。

現在、耳の不自由な方への支援については、地域生活支援事業で提供されるサービスの一つに意思疎通支援サービスというものがございます。これは、病院への通院、社会参加活動及び官公庁での手続などの際に、手話通訳者が同行するサービスであります。このサービスの利用者は、事前申請が必要となりますが、年間、約10件ほどの御利用をいただいているところでございます。

なお、現在、役場の窓口対応としては、主として筆談によるコミュニケーションを実施しております。先ほどの議員の御質問のとおり、各窓口にも手話でのコミュニケーションができる者がいれば、耳の不自由な方の不安が解消される、そして手続の円滑、それから相談が可能になると、そんなふうに思われます。

その手話奉仕員の養成についてであります。住民を対象とする養成講座を周辺市町との共同事業として一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会に委託をし、毎年実施しておりますが、手話言語の取得については長期間にわたる研修や実際の経験が必要となるなど、その取得に至る過程が非常に、できないということじゃないんですが、なかなか手間暇がかかって非常に難しい部分があるということも言われております。そうではありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、耳の不自由な方にも安心して来庁していただくためには、将来的には町職員の手話通訳者の常設についても検討していく必要があるものと受けとめております。

当面の対応としては、先ほど申し上げましたが、県の聴覚障害者協会に委託して実施している手話奉仕員養成講座の受講を勧奨するとともに、聴覚障がい者を相手とする話し方や聞こえ方、筆談の方法などを学ぶ、いわゆる聴覚障がいの基礎知識を習得させることも考えてまいりたいと思います。

以上、なかなか完璧な対応というのが現状では困難な状況もありますが、一步一步、やっぱり共生社会に向かってバリアを取り除いていくことは非常に大事なことでありますので、その点には手抜かりのないように進めてまいりたいと考えております。

先ほど議員のほうからもおっしゃられました、いろんなイベントへの手話通訳者の派遣というものも、その一步として捉えていただければ幸いです。

以上で、森島光明議員の御答弁とさせていただきます。

(8番議員挙手)

○議長（田中政治君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

役場へ見えたときに、筆談でよくやられるんですが、筆談は何か断片的で感情が伝わらないということがありますので、そう何人も見えなくてもいい、1人か2人でもいい、手話で話せる人があればいいのかなど。

それと、20年ほど前に福祉で講演会をやられました、町民センターで、それが障がい者施設の園長さん、そのときに手話通訳がありました。ところが、その他の講演の仕方は、ここの中に何人耳の聞こえん人が見えるんだと、10分ばかりで帰ってしまわれた、講演を放棄して、そんなこともありました。そんなことで、そういった行事での手話通訳の仕方に何か考えがあればお聞きしたいと思います。

それと、昨年、私のうちへある工事業者が見えて、その中に一人聾者の方が見えた。昼食のときも、休憩でお茶を飲むときも、五、六メートル離れたところで一服してみえる。ですから、その方は会話ができないから、みずから離れたところへ行かれたと思うんですが、こっちへ来て一緒に一服しようやと言ったことがありますが、会話ができないから、そういう自分から避けておられるのかもしれませんが、障がい者の社会参加が進む中で、ややもすると分け隔てとか、社会的障壁があるのかもしれませんが、その中でお互いに障がい者への理解を持って、ある人もない人も生き生きと暮らせる社会づくりをしていく必要があるかなと思います。

手話が言語であるということで、またコミュニケーションをとる手段でもあると思いますが、手話言語条例についてはどのような考えがあるのか、お聞かせ願います。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

今、いろいろ現状認識も踏まえて再質問をいただきました。認識において議員とその認識を異にするものではないということだけ、まず申し上げておきます。

それと、今、いろんな事例を引かれましたけれども、やっぱり10年前、20年前と比較しますと、やはり法律上もそういう28年の障がい者の方への障害者差別解消法というのでもできた状況を考えますと、かなり認識の変化もあったものと、そんなふうに思っております。

そういう意味では、健常者、それから障がいをお持ちの方自身のその意識をどのように変えていくのか、まさしく「共生社会」という言葉は、その理想像をあらわした言葉だろうと考えております。

今、障がい者差別に関する条例等についてのお話もございました。その部分については、いろんなもののニーズ、それから社会の変化の状況を捉えながら、そういうものに

ついて必要であるか否かも含めて鋭意検討してまいりたいと思いますし、それが必要であるならば、それは対象者の多寡にかかわらず社会参加を保障するという意味で大事なものであらうと考えておりますので、真正面から取り組んでまいりたいと、そんなふうに思いますので、この行政の意識も踏まえて、どうか御理解をいただきたいなど、そんなふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

次に、1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

おはようございます。

続いて質問いたします。

人口減少対策について。

全国的に人口減少、特に少子・高齢化による若年層の人口減少が危惧され、大きな課題となっております。国レベルでいろいろな施策・対策が実施されている中、地方各自治体においては、まちの存続にかかわる非常に大きな問題として捉え、少しでも人口減少に歯どめがかけられればと、あの手この手と対策に全力で取り組んでおりますが、極めて困難な課題であります。

人口減少の要因は、多種多様あると思いますが、大きな要因は、若者の未婚率の上昇と若者の転出超過であると考えます。若者の未婚率の上昇により、出産適齢期の夫婦の数が減少し、その結果、出生数が低下しています。その対策として、婚活イベントの開催・支援、子育て支援・優遇措置の拡充など、子供を産み育てやすい環境づくりなどがあります。若者の転出超過は、人の移動であり、国自体の人口減少には直接関係はありませんが、地方自治体にとっては死活問題であり、最重要課題であります。その対策として、地域の活性化と魅力発信、雇用の場の確保、若い世代の移住・定住を促す住宅施策・支援など、Iターン・Uターンの促進が上げられます。

本町におきましては、いち早く人口減少対策として多くの施策を実施してきており、現在のところは大きな減少には至っておりませんが、平成27年10月にまち・ひと・しごと創生人口ビジョン、平成28年3月にはまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、今後を見据えた人口減少対策にさらなる危機感を持って取り組んでいただいております。

本町の人口は、平成30年3月1日現在、9,791人で、このところ、年々微減してきております。

そこで、別紙のとおり、広報わのうちにて昭和29年の輪之内町発足からの人口並びに世帯数の推移を調べてみますと、人口は、平成9年に9,000人を超え、年々上昇して、平成25年8月の9,998人をピークに、以後、徐々に減少しております。世帯数は、人口の増減にかかわらずふえ続けて3,284世帯となり、町発足時の2倍強に増加しております。平均世帯人数は、町発足時の5.71から減少の一途をたどり、この3月1日現在では

2. 98人となり、ついに3人を割りました。3世代同居世帯率は県内1位と聞いておりますが、確実に世帯人数は低下してきております。

このことから、人口減少に歯どめをかけるには、世帯人数、3世代同居世帯をふやす住宅施策が必要と考えます。現在、民間開発の住宅は、本町、他市町にかかわらず、駐車場二、三台を備えた50坪未満の敷地面積がほとんどです。これでは子供が成長し、結婚しても、増築もできず、同居はまず無理です。増築可能なゆとりある敷地を有した住宅の推進を、比較的地価の低い本町独自の住宅施策として考えてみてはどうか。

もちろん、住宅施策を進めるに当たっては、核家族社会が進む中、どれだけの住民意識、ニーズがあるのかを見きわめる必要があります。来年度の新規事業の定住化促進調査事業にこの件も加えて調査していただければと思います。

また、町で推進するのか、民間開発を誘導するのか、大藪地区に偏った地域性も考慮する必要があります。他市町で実施されている若者定住促進住宅新築・購入補助や、民間賃貸住宅家賃補助等の制度も考えていく必要があるかと考えます。

それから、本町には、空き家、空き地、荒廃地、遊休農地はどのくらい存在するのか。それらをしっかりと把握した上で、利用価値も含めた有効活用を検討していく必要もあるかと思えます。

今後の人口減少対策について町長の御見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

ただいま上野賢二議員から人口減少についての御質問をいただきました。

御案内のように、2008年以降の日本の人口減少、今後も加速的に進んで、それに伴って消費・経済力の低下は、日本社会の各分野において大きな重荷になるであろうと、そんなことが懸念されております。

人口の減少は、地域によって状況や原因が異なっておりますけれども、大きな要因としては、大都市における超低出生率、そして地方における都市圏への人口流出、それに加えての低出生率、これが日本全体の人口減少につながっているのではないかと、そんなふうにとめられております。

そんな中、皆さんも御承知かと思えますけれども、日本創成会議の人口減少問題検討分科会の座長であった増田寛也氏の著書「地方消滅」、いわゆる増田レポートではありますが、このレポートというのは、人口減少問題に警鐘を鳴らすという意味では非常にショッキングなものでございました。このことは記憶に新しいところであります。

そのような状況下、上野議員が言及されたとおり、当町としても人口減少に対して非常に危機感を有し、平成27年度にまち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略を

策定し、ソフト事業を中心に2年間事業展開をしてまいりました。

その取り組みの一端を申し上げますと、人口減少に歯どめをかけるべく直接的な事業として、三世帯同居・近居助成事業、移住・定住促進事業、また間接的には、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込むという好循環を確立させていくために、従来から取り組んでいる企業誘致事業でありますとか、就職・転職フェアの開催事業、創業・第二創業助成事業、育児休業助成事業、また若い世代が安心して結婚・出産・子育ての希望をかなえるべく、婚活サポート事業、不妊治療助成事業、そして以前から実施、継続しております高校生世代までの医療費無償化等々を人口減少抑止策の政策パッケージとして取り組んでまいりました。今後も各種施策において、当然のことながら、その効果を見定めて不断の見直しをしながら進めてまいりたいと考えております。

さて、先ほど議員が言及されました当町の人口の推移についてでございます。それは提示資料のとおりでございますけれども、直近の岐阜県の統計データ、29年7月の更新分によりますと、残念ながら3世代同居率は、県下第2位に後退しております。1位は白川村であります。

さて、議員からは2点の御提案をいただいたものと受けとめております。

まず1点目、ゆとりある敷地を有した町独自の分譲地施策推進の御提言をいただきました。議員も言及されておりますとおり、この施策には切り口として、市場調査の必要性、そして町で推進するのか、また民間開発を誘導するのか、そして開発地区の偏りをどう考えるのか、それを考察しながら進める必要がございます。

その前提としては、現実の市場のデータというものを押さえていく必要があるかと考えております。そこで、過去4年間の当町における民間事業者による分譲地の開発件数を見ますと、過去4年間では4件、区画数は21区画、開発総面積は6,505.39平米で、そのうち住宅区画の平均面積は、1区画当たり240.59平米、約73坪の規模となっております。また、開発地域は、いずれも大藪地区となっております。もちろん、このほかにも進行中のものがございますけれども、完成したのものとしてはこういう状況でございます。

次に、今後の全国的な住宅市場の動向についてであります。大手銀行系のシンクタンクの見通しが公表されておりますが、今後10年間の住宅着工戸数は、過去5年間よりも25%の減少見通し、さらに総人口の下振れ・上振れケースを推計いたしますと、下振れした場合は、過去5年間よりもさらに下がって34.5%の減少、上振れしても14.3%の減少と、いずれにしても減少傾向ということになっております。

さらに、住宅残存率を低目に推計、住宅残存率とは何か、建てかえ需要の増加ということでもありますけれども、こういったものを比較すると、今後10年間には、過去5年と比較して7.1%の上振れがあるかもしれないけれども、一方で空き家が著しく増加する

であろうと、そんな推計データも公表がされているところでもあります。

したがって、当町において民間事業者が行う分譲住宅開発、このトレンドに従っていきますと、おのずと鈍化してくるんじゃないかなと、そんなふうに推測をしております。

参考までに、当町で把握しております空き家の件数、現在、53件というふうになっておりますが、この数も先ほどの推計データに従えば、やはり残念ながら増加していきたくないと、その傾向は否めないものと考えております。

これらの全国的なトレンドデータとあわせて、当町の30年度事業において集合住宅にお住まいの皆様を対象にした住宅ニーズ調査を実施いたしますので、このデータをもとに総合的に分析を進めてまいりたいと考えております。

次に、町で推進するのか、民間開発を誘導するのか、あわせて開発地区の偏りをどう考えるかについての考察も必要になってまいります。

先ほどの全国的なトレンドデータにもあるように、民間開発は鈍化してくると考えるのが経済合理としての帰結だろうと考えておりますが、これについては、もう少し町内というよりも広域的に、かつ専門的な市場分析も踏まえて、時間をかけてその分析をしていく必要があるだろうと、そんなふうに思っております。

したがって、町で推進するという選択肢についても、先ほど来申し上げており、総合的に分析結果を慎重に見きわめた上で、将来を見据えた単純な経済合理だけではない政策判断が必要だろうと、そんなふうに思っております。

また、開発地区の偏りをどう考えるかということですが、現状では民間が行う開発について地区を指定するということは、残念ながらできません。町で行う分譲施策の場合ですが、議員からは、当該物件として、空き地、荒廃地、遊休農地の把握をしつかりした上でとの御提言をいただきました。当町が遊休農地として把握している面積は5万7,598平米、これは29年12月現在の農業委員会の調査でございますが、ただ、これ全てが転用可能な農地ではございません。荒廃地については存在しておりませんし、空き地については、現在、調査中の状況でございます。

開発地域の選定については、町内においても人口減少が著しい地区に誘導するのも一つの方策であると思いますが、輪之内都市計画における用途区域の設定についても射程距離に置いて考えていく必要があります、今後の喫緊の検討課題だろうと、そんなふうに思っております。

そして、あわせて考えていかなければならない要因というのは、やはり受け入れる地元との関係も、やっぱりどのように調整していくのか、ある意味、地元住民の方がどのように受け入れていただけるのかという協議も前提として必要になってくるだろうと、そんなふうに思っております。

次に、若者定住促進住宅の新築・購入補助や、民間賃貸借住宅の家賃補助等の制度の

創設の提言をいただきました。こうした類いの施策は、地方創生を機に、既に導入している他市町村が散見されております。こういった市町村の事業効果を検証しながら、単に人口減少対策だけではなく、そこに住民ニーズが高い福祉・教育部門の当町ならではの優位性を付加した施策をパッケージとしてPRしていくことが必要であり、一方から見れば同じ施策でも、やはり輪之内ならではのより魅力あるものとして差別化を図っていく、それな中で施策を打っていくべきではないかと考えております。

言わずもがなでありますけれども、国全体の人口をどの水準で維持していったらいいのか、これがまさしく今問われている展開となっております。各地域における人口対策が地域における人の取り合い、地域間で人を取り合うというような、そんな状況にならないような均衡のとれた国の施策というものを、やっぱり求めていく部分があるかと思っております。

さはさりながらといいますか、そうは言いつつも、各自治体の成功例が国の施策に反映されれば、当該自治体の施策の貢献度は高まるのも事実でございます。

以上、議員から御提案のありました施策を考察するときに、人口減少対策として、ハード面、ソフト面を兼ね備えた総合的な対策を講じていく必要については、議員と方向性を同じくしていると申し上げておきます。

今後は、今進めておりますソフト面について不断の見直しを図りながら継続して進めること、またハード面については、土地の選定や事業手法、例えば民間のデベロッパー、デベロッパーというのは土地やまちを開発することを主業とする不動産会社のことでありますが、そういったデベロッパーと共同で進めるなど、さまざまな手法を模索しながら、また加えて空き家の有効利用も含め、施策としてコンセプトをしっかりと準備した上で総合的に対応し、実現に向けて鋭意努力をしております。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上で、上野議員に対する答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

質問の中でもお話をさせていただきましたが、住宅施策、一概に言っても非常に、これは簡単にできることではありませんし、非常に開発には難しい部分が多々あるかと思っております。幾らいい施策だろうと思ってやっても、やっぱりそれだけの意識、そういった家族と一緒に住もうというニーズがなければ全く意味のないものになってしまうので、そこら辺の調査は非常に重要なあというふうに思っております。

それで、この人口減少と大きく考えますと、いろんな直接要因が考えられるんですが、

根っこは大家族社会が崩壊していく、核家族化が進行したと、これでほとんどの社会的な問題は、ここから出てきておるんじゃないかなというふうに思うんですね。だから、親と一緒に住みたくないとか、そういった風潮から、こういう家族制度が崩壊したということが本当に根源にあるんじゃないかなというふうに思います。

それで、いかにこれを従来の家族同居、3世代同居世帯をふやしていくかということが一番の課題だろうと思うんですが、当町で三世代同居・近居助成ということで、これは本当に非常にいい施策だと私は思っております。ただ、金額が30万と、これを思い切って1単位上げるぐらい足すというぐらいの施策を打つと、かなりインパクトが強く出てくるんじゃないかなと、30万円じゃなくて。いただけるからといって、なかなかそこまでいかないのではないかなと。

これはよく大きなことを言って、今の社会的に子供を産んだら1,000万やったらどうだとか、いろんな話がありますが、これも同じようなことで、新たに3世代同居で住宅を買われるという方には何百万出すとか、そのぐらいの思い切ったことをやれば効果が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、そういった予算の関係もございますので、いろんなほかの施策をちょっと削ってでも、こちらにちょっとどーんと大きな花火を打ち上げたらどうかなというふうに個人的に思うわけですが、そこら辺のところの御見解、町長、どうですか。

#### ○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

ただいま上野議員からいろんな提案、御意見もいただいたところでございます。

まず、何点かありますが、この答弁のほうもパッケージになろうかと思っておりますので、どうか御容赦いただきたいんですが、まず住宅施策に関して公共事業としてやるのであれば、当然ニーズの把握というのが大前提になりますので、そこはきちっと踏まえながらやってまいりたいと思っております。

それから、最近の人口減少についての上野議員の御認識を披瀝していただきました。大家族から核家族化というのは、ひいてはいろんな意味で結果として人口減少につながってきているんじゃないかということだろうと思いますが、これはいろんな学者の分析があろうと思っておりますけれども、いわゆる農村型社会から工業化社会へ向かって、やっぱり家族が離れて、これは実は社会学者の現状認識とも絡んでくる部分でいろいろな御意見があろうかと思っておりますけれども、やはり工業化社会の中で勤めに出るという形が農村社会のほうから、だんだん少し社会状況として変わってきている。したがって、大家族というよりは、いわゆる核家族の単位にならざるを得ないという社会認識があったのかなと思っておりますが、どうもこれって考えてみますと、農村型社会から工業を中心とする社会、今、また脱工業化と言われて、また新しい展開の中での産業構造が新たに構築され

ようとしております。そのときに、またどんな家族の形態というものが出てくるか、私どもはちょっと予測がしかねる部分がございます。ただ、人間の属性として、やっぱり家族は一緒にいたほうが、いわゆる家族という範囲をどう考えるかの問題ですけれども、一緒にいたほうがいいのか、それが3世代同居がいいのかどうかという話になってこようかと思っております。

今の状況では、いずれも核家族化に向かった状況が大きく変化をしていない以上は、やっぱりもっともっと核家族化が進展していくのかと思っておりますけれども、その核家族化による、いわゆる社会構造に対するデメリットというものがだんだん出てきている部分がありますので、それをどの程度で予定調和させるかという話になってくるんだろうと思っております。それは、まさしく今、要するに物をつくる社会の中で、工場で実働しなければいけない部分から頭で考える頭脳労働に変化する、脱工業化の状況を見ておりますと、これは別に、そこに現実に労働を提供するということから、頭の労働ですからどこに行っても、時空間を超えて労働ができるという状況になってまいりますと、また違う住まいの考え方が出てくると思っておりますので、それをどう捉えていくかということかなと、今、ちょっとふっと思いながら考えておりました。

この部分をどう考えていくかということの中で、先ほど同居・近居というものをもっと促進するのであれば、1桁違う公費の投入も考えられるんじゃないかという御提言をいただきました。今まで我々は、全てのバランスの中で同居・近居に対する助成というのはそのぐらいから始めるのかなということをやっておりましたけれども、なかなか政策効果が上がっておりません。ただ、これは非常に難しい問題でありますので、そういった御意見があることを踏まえながら、どうあるべきかを検討してまいりたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(1番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

再度の御答弁、ありがとうございます。

いずれにしても、各自治体がいろんなあの手この手でやっていくわけございまして、ほかがやっていることは我が町もやっていかないと、あつちはやっているけれども、うちはやっていないということがあってはなりませんので。それにプラス、いかに輪之内独自のものを、インパクトがあるものを、政策を打ち出して、輪之内はいいなあと、住むんだったら輪之内がいいなあというようなことを思っただけのような政策をこれからも随時調査・研究していただいて、進めていただければと思っております。

先ほど核家族化でということをお話しましたが、ちょっとつけ加えさせていただくと、このことによって社会で、今の3世代で住むということで、例えば保育の問題、それか

らお年寄りも、やっぱり孫の面倒を見ていると元気で健康寿命が延びるんじゃないかと思えますし、いろんなことに影響がしてくるんじゃないかと。今の社会的な問題と言われている部分は、ほとんど僕はそこから、根元はそこじゃないかなというようなことを最近思っておるわけですね。

そういったことを踏まえて、先ほど申し上げました三世代同居・近居助成について、さらなるインパクトがあるものにしていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。よろしく申し上げます。

#### ○議長（田中政治君）

次に、9番 森島正司君。

#### ○9番（森島正司君）

最後になりましたけれども、お尋ねいたします。

今までたびたびお伺いしてきたことですが、改めてお伺いさせていただきます。まず、大樽川の水質改善についてお尋ねいたします。

平成27年度に中江川上流部に水質浄化対策として浄化用井戸を設置いたしました。ところが、中江川上流部以外ではほとんど目に見えた水質改善は見られません。本気で大樽川の水質を改善しようとするなら、第2、第3のポンプ場が必要であります。

しかし、中江川の方式では、建設費に約1,000万円もかけながら、地下水という貴重な水資源を単に川に流すだけで、ほかに何にも利用することができません。しかも、その維持費として電気代が基本料金だけで毎月3万7,900円、ポンプを稼働すれば、その電気代は、多いときには月額で六、七万円にもなるということであります。このような施設は、これ以上ふやすことは難しいのではないのでしょうか。

本来なら福束用水を活用するのが最も有効な手段だと思いますが、なかなかその気になってもえません。そこで、次の手段として、福束輪中土地改良区や関係営農組合などと建設費や利用権などについて協議しながら、ほ場整備事業で建設されたポンプ場の活用を検討してはどうでしょうか。

間もなく楡俣北部地区ほ場整備事業が始まるということですが、楡俣北部で建設されるポンプ場からの水を流すことができるようにしたら、大樽川の最上流部に流入するものであり、もしこのポンプ場から渇水期に水が供給されるようになれば、上大樽地区内の大樽川の水質改善効果は期待できるのではないのでしょうか。

また、本戸のたいしょう池は、あじさいまつりのときは水が流されていますが、ふだんはとめられています。たいしょう池に隣接して設置されているかんがい用のポンプ場が有効に活用できるようになれば、中江川の最上流部からの清流の供給となり、カワバタモロコの保護・育成にも貢献できるのではないのでしょうか。

そのほか、西江川、中西江川上流域の既存のポンプ場なども必要に応じて協議しながら活用できるようにしてはどうでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

続きまして、12月議会でもお尋ねしました介護保険料第7期保険料についてお伺いします。

12月議会で第7期介護保険料改定に当たって、1億3,000万円もの基金があれば、当面、保険料の引き上げの必要ないのではないかと、また高額所得者の応分の負担で低所得者の負担軽減を図るべきではないかと町長の見解をお伺いしました。

これに対し町長は、必要以上の基金は必要ないこと、3年間で均衡させるというのが基本的なことであるということをお認めいただきました。また、所得階層別の負担率については、過去においては国の基準と異なる基準を採用したこともあることを明らかにしていただきました。その上で、これらの事項を含めて広域連合議会の中で議論を深めるべき問題だと述べられました。

しかし、議会では、執行部から提案された議案に対して審議し、その可否を決めることが主任務であり、提案されていない事項は、審議はできません。

先日、私は広域連合事務局へ行って基金の状況や第7期保険料についてお伺いしてまいりました。その結果、今年度の決算見込みで年度末基金残高は、前年度より約4,300万円増の1億7,300万円にもなるということでした。その上、さらに新年度予算で基金積立金3,800万円を計上しているということでもあります。

町長は、必要以上の基金は必要ないこと、3年間で均衡させるというのが基本的なことであることを認めながら、このような異常な基金の積み増しをどのように説明されるんでしょうか。広域連合執行部の副連合長としての町長の見解をお伺いいたします。

また、今回の保険料値上げは、第1段階から第4段階は100円、第5段階、6段階は200円、そして7段階から9段階は300円の値上げとなっていますが、値上げ率で見ると、第1段階が41.7%であるのに対し、第9段階は3.26%と、低所得者に重い負担を負わせるものとなっています。このことについて町長の胸は痛まないんでしょうか。高額所得者に応分の負担を求め、低所得者の軽減を図るべきと思いますが、町長の見解を改めてお伺いいたします。

なお、第5期においては最高段階の所得階層500万円以上の被保険者数は218人でしたが、第7期においては、この500万円以上の階層というのは何人になっているか、教えていただきたいと思います。

また、保険料の普通徴収者は何人で、収納状況はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

**○議長（田中政治君）**

町長 木野隆之君。

**○町長（木野隆之君）**

森島正司議員から2項目の質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。まず、1点目、大樽川の水質改善についてでございますが、大樽川の地域協働水質改

善事業、これは平成24年度に森林環境税の補助事業採択を受けたところでございます。

これによって大樽川の汚れた水の浄化への取り組みを始めたところでございますが、大樽川自体を一度に浄化するという事は、課題が多過ぎます。町民アンケートの結果、町民の皆さんが最も目にする中江川をモデル河川として水質改善に取り組むこととしたところでございます。

御承知のとおり、大樽川には、源流のほか4支川が流れ込んでおります。これら河川の汚れの原因と対策を協議していただくために、輪之内町地域協働水質改善協議会というものを設立し、水にかかわる町内関係団体、企業、県からは環境や土木関係の方に委員をお願いし、岐阜大学の先生を学識経験者としてお迎えし、指導やアドバイスをいただいているところでございます。

何度目かの河川水質検査の結果、見た目は汚れているんだけど、水質として特に問題になるような点はない。汚れているように見える原因というのは、農地から出る鉄分によって茶色く濁ることであると、それが主たる原因であることが判明いたしました。

その後も、どれくらいの量の水を流すと希釈効果があらわれるのか等の調査も行い、モデル河川である中江川上流に水質浄化用の井戸を平成28年3月に設置し、希釈方法での水質浄化を開始いたしましたところでございます。

この井戸につきましては、4月から9月までのほ場のかんがい期は、河川の水が泥水で濁っているため、くみ上げての放流は行わず、10月から3月までの非かんがい期にくみ上げ放流を行い、排水機に余分な費用がかからないよう、排水樋門が自然に開く干潮時に合わせて行うことにしております。

電気代につきましては、水質浄化のための電気であり、農事用電源の契約ができないことから、毎月の基本料金も必要となりますが、くみ上げ放流した際や自噴水が放流されているときは役場前においても中江川の底が見えるほどの透視度となっております、その効果は十分にあらわれていると受けとめております。

御質問の中にございました、ほ場整備事業で建設されたポンプ場の活用を検討してみてもどうかという御提案でございます。ほ場整備区域内の揚水ポンプにつきましては、全てが農業用施設として設置されたものであり、本来、水質浄化のために利用することは目的外使用になってしまうということを御理解いただきたいと思っております。

また、これら施設は農業用電源の契約でありますので、非かんがい期である10月から翌5月までは電源を切っておりますので、使用できる状態にはなっておりません。

楡俣北部のほ場整備地区に設置される揚水ポンプも、本戸のたいしょう池にある揚水ポンプも、同様の理由で水質浄化には使用できる施設ではないものと理解をしております。

いずれにいたしましても、中江川の水質浄化用井戸については、今後も、かんがい期や雨天等、効果の見込めない時期に余分な費用をかけないように効率的な運用に努めて

まいりたいと思っております。

それから、御質問の2点目の介護保険第7期の保険料についてお答えをさせていただきます。

第7期の保険料につきましては、介護保険事務を所管する安八郡広域連合の議会において、平成30年度から平成32年度の3年間における介護保険給付費、所得段階と基準額割合、さらには基金の取り扱いについて説明がなされ、承認を受けたところであります。

また、第7期の安八郡介護保険事業計画と安八郡老人福祉計画を合わせた、いわゆる高齢者プランというのを策定しておりますが、これは5回にわたる策定委員会を経て策定されたということを申し添えておきたいと思っております。

まず、御質問の内容に沿いまして、1つ目、基金の積み立てにつきましては、平成28年度末残高が1億3,090万9,000円、平成29年度末残高としては1億7,347万9,000円が見込まれております。

介護保険制度における月額保険料は、3年を1期とする中期的運営を見通して設定されるもので、1年目に発生する剰余を3年目の不足に充てるというのが基本的な考え方であることは12月議会でも申し上げたとおりであります。

平成30年度は第7期の1年目に当たり、3,840万1,000円の積立金は、先ほども申し上げたように、1年目に発生する剰余を3年目の平成32年度に予測される不足に備えて積み立てるものでありまして、これ自体は健全な介護保険制度の運営のため、制度自体がそもそもそういうこと、予定している積み立てであることを御理解いただきたいと思っております。

第7期の3年目に不足金として同額の3,840万1,000円を取り崩す予定と聞いておりますし、その意味では特段のそごはないんだろうと考えております。

なお、言わずもがなのことであるんですが、第7期の月額保険料の見直しは、新たな基金造成を目的としたものではないことを申し上げておきたいと思っております。

また、高齢者プランによりますと、第7期の第5段階の、これは基準の月額保険料ですが、5,600円になるんですが、この5,600円は、期間中の3年間のうちに第6期までに積み上げた基金のうちから3,820万円を取り崩すことを前提に、抑えて設定されたものであることをプランの中で明らかにしております。このことから、基金は、中・長期にわたる介護保険全般にわたる財源調整機能を有効に発揮しているものと考えております。

なお、累積している基金残高の多寡について、いろいろ御意見は分かれるところであるとは思いますが、第7期の安定した運営のみならず、次期、第8期の制度運営のあり方の検討、さらには、7期、8期、9期と続く月額保険料の推移というものも、その妥当性の是非を視野に入れながら、基金の取り扱いについては、長期展望に立って、安八郡広域連合議会の中で関係議員を交えながら議論を尽くしていきたいと考えております。

御質問の2つ目、月額保険料についてお答えをいたします。

月額保険料は、高齢者の増加や介護保険サービスの充実等を要因として上昇傾向にあるのが見てとれます。月額保険料の各段階と基準割合は、今の第5段階を基準として、低所得者への経済的負担への配慮と高所得者の応分の負担を考慮する観点から、第1段階から第9段階までありますが、いずれも国が示す標準的な段階と基準額割合を採用しております。

安八郡広域連合では、サービス給付については国が示す基準で各種サービスを提供しております。したがって、その保険料の段階や基準額割合についても、原則としては国が示す基準を採用しても特段の支障はないものと考えております。

なお、基準額割合については12月議会の一般質問でも御答弁させていただいておりますけれども、国では平成31年10月から第1段階から第3段階での基準額割合を変更する予定をしているとの情報もありますので、あわせて申し添えさせていただきます。

御質問の3つ目、第5期における最高段階の所得階層と人数についてのお尋ねがございました。第5期における最高段階の所得階層は500万円以上でありましたが、第7期における最高段階の所得階層は、300万円以上に基準の見直しが行われています。この最高段階の所得階層に該当する被保険者は、672名の見込みであります。

それから、御質問の4つ目、保険料の普通徴収者数と収納状況についてであります。普通徴収の方は1,034人、その方々の29年度普通徴収保険料、現年度分の収納率は87%を見込んでおります。

以上で、森島正司議員の答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、大樽川の水質浄化ですけれども、水質浄化について、今、町長は、協議会の中では、現在の見た目は汚れているけれども、水質は問題ないというような御答弁で、ということは、それほど重要な問題ではないんだというようなふうを受けとめたわけですが、大樽川の水質が悪化しているのは、やはり流れのない川だというのが根本だと思いますが、その辺の認識はどうなっているのか、改めてお伺いしたいと思います。

これは何回もこれまでも申し上げているところですが、ほとんどかんがい期には排水機場の禹閘門を締め切ったり、そして海松の水門で水をためて流れなくしている、そのようなことからほとんど浄化していない。

それから渇水期においても、今では自然排水を中心に行われているけれども、かんがい期でないときにはほとんど水源がない。そのために、今の上流のほうではほとんど水が流れていない、それが実態であります。それをいかに解決するのかというのが重要な

問題ではないかというふうに思っているわけであります。特に今指摘しました上大樽の上流部では、ほとんど水源がないために真っ茶になっているというのが実態であります。

したがって、そこにどのような水源を持ってくるかということですが、今の中江川方式でやれば、これはなかなか経費がかかって大変だというようなことから、せっかくつくられるほ場整備によるポンプ場、これを有効に活用できないのか。今、農業用だから、かんがい期以外は電源もないというふうなことも言われました。したがって、この建設されるポンプを共同建設というような格好に持っていけないのかどうか。そして、かんがい用につくられたポンプも建設費の一部を負担すれば、その負担の範囲内で非かんがい期でも使えるようにする、そういうふうなことを考えることができないのかどうかということをご提案したいというふうに思うわけでございます。

これは、今の本戸、あるいは既設のポンプについても、そういったことも含めた対策でやれば、もっと経費も軽減しながら水源を確保することができるのではないかというふうに思うわけですが、その辺の検討をすることができるのかどうか、検討に値しないのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、介護保険につきまして広域連合議会において承認されたということをごたびたび言われますけれども、これは先ほども言いましたけれども、提案がつかない限りそれを審議することはできないのが現実であります。もちろん、議員提案ということもできますけれども、なかなかそこまではできない。したがって、やはり提案者である執行部のほうからそういう案を出していただけないことには、新たなことについて議論することも困難であるというふうに思うわけであります。

したがって、提案そのものが介護保険料を値上げする、基金を積み立てる、こういう内容になっていたわけですから、その提案理由としてお伺いしたわけですが、基金については7期分において必要な部分を提案したんだというような御説明でしたけれども、5期、6期において異常にため過ぎた基金、これについての反省というか、その必要性、もちろん後期の8期、9期、10期についても必要だろうと、先のことを言われていますけれども、前回のときも言いましたけれども、被保険者というのは高齢者が中心であります。8期、9期、10期までその負担された方が利用できるかどうか、これは未知数であります。そういう先のことまで見据えて保険料を取る、あるいはこの基金を積み越していく、これはいかがなものかというふうに思うわけですが、このことについての見解をお伺いしたいというふうに思います。

それから、低所得者に負担が重くて高所得者にそれほどでもないというような状況について、これは国の基準だと、国の基準をあえて変えるという状況ではないというような御説明でしたが、今、普通徴収の方が1,034人、これは恐らく低所得に属する部分ではないかというふうに思うわけであります。それで、収納率が87%、13%の人が滞納しているというような状況である。これが多いのか少ないのかということですが、

ども、この当事者にとっては非常に大きな問題であるというふうに思います。

それで、高額所得者の状況がちょっと、私の質問に対して300万円以上の人数しか教えてもらえませんでしたけれども、500万円以上という人が今度の保険料では、500万円以上の人も300万円以上の人も同じ保険料になると。そういう500万とか1,000万とかいう高額所得者にとっては、非常に所得に対する負担率というのが低いわけでありまして。こういう人がそれなりの応分の負担をしていただければ、全体の資金を確保できれば低所得者にとっても軽減されるということになるわけですので、こういったこともしていただくことではないかというふうに思うわけでありまして。

今、答弁の中で500万円以上は集計されていないというようなことですが、結局、その姿勢そのものが高額所得者への優遇がなされている、そういうふうな結果ではないかと。もっと高額所得者の実態、低所得者の実態、こういったことをきちんとつかんで健全な運営に努めていただきたいと思うわけですが、その辺の見解を改めてお伺いしたい。要するに、高額所得者に対する適正な負担、低所得者に対する負担軽減、こういったことについて改めてお伺いしたいと思います。

#### ○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

幾つかの再質問、御意見を頂戴しました。

まず、第1点の大樽川の水質改善に係る先ほどの答弁の中で、水質に問題がなきゃあ汚れておってもいいのと、そういうふうに思っておるのかと、そういうふうにお聞きしましたけれども、決してそう思っているわけじゃないんですけれども、基礎的な部分で水質には特段健康上の問題なんかはないよということだけはまず押さえてかからないと、それからの問題の施策の優先度等々にもかかわってまいりますので、その辺において押さえていく部分として申し上げたということでございます。決して放置していい問題だと思っているわけではございません。

それから幾つか、水源地がない川というのは、およそ皆さんの一般的な理解の中で共通に理解されておるところでございます。まさしく、本来の意味の水源地がない川になってしまっているという現実でございます。したがって、この件については、いろんな意味でよそからの導水の問題だとか、自家水、地下水の問題だとか、いろいろ今まで検討されてきております。現在までの施策が100%有効に機能しているとは思いませんけれども、今まで御提案されたことも含めて、これからこの水質浄化への取り組みをしてまいりますと、そんなふうに思っております。

それからポンプ場の、言ってみれば共同利用的な考えについてでございますけれども、これはちょっと今お答えできる状況にはございませんので、またいろいろ研究をしてまいります必要も出てこようかと、そんなふうに思っております。

それから、介護保険の関係でございますが、最後のところ、詰まるところは基金の状況についてどう考えるかということと、低所得者の所得に対する負担の関係をどう考えるかということだろうと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、第7期の保険料は、5,600円を設定する経過の中の議論として、累積された過去の保険料の中から、その一部を保険料抑制のために充てているということを御理解いただきたいということが一つございます。それと、7期の保険料のときに基金の積み増しを目的としているのじゃありませんよということは、先ほど御答弁のときに申し上げました。この両方をセットで考えていただきますと、12月議会で申し上げたとおり、その3年間で均衡させるといふ議論と、長期的に、いわゆる財政負担を平準化していくということとは何ら矛盾していないと、私自身はそのように考えております。

それと、低所得者対策についてでございますけれども、これはいろんなその根本の議論というものは要るのかもしれませんが。そういう意味では、介護保険制度としての運用について、まだまだデータを積み重ねていかないと、それが個々の負担と相関関係をどのように解釈できるかということになってまいりますので、少し検討する必要はあるのかなと思っております。

ただ、高所得者優遇とか、低所得者云々という話ではありますが、低所得者については、先ほども申し上げましたとおり、これはやはり負担と受益をある部分どこかで切り離せない保険制度としての運用の中では、おのずからその設定にも限度が出てくると思います。ただ、先ほど申し上げましたように、31年10月、たしかこれは新しく消費税が導入される時期と符合してくるはずでありますけれども、そういったときには一般財源をつぎ込む中で低所得者対策をする予定があるという情報も得ておりますので、その辺のところを踏まえながら全体としての運営の中でやっていきたいと思っております。

それと、今申し上げておりますことは、安八郡広域連合の管理者、そして安八郡広域連合議会の決定された範囲を逸脱しているものではありません。私も副管理者でありますので、全体との意思以上のことをこの場の違う輪之内町議会でこれ以上答弁することは控えさせていただきます。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

水質問題については健康上は問題がないということだと、その上で、それを決して放置しているわけではないというふうに言われました。もちろん、私も、即健康上問題があるというふうに思っているわけではなくて、やはり見た目の美しさ、きれいさ、そういったものを追求すべきではないかというふうに思っておるわけで、そのために何をすべきかということを考えるべきではないか。今の協働水質改善の協議会においても、や

やはりそのところをもっと真剣に協議していただきたい。今でもまだ協議会は続いていると思いますけれども、流れる川にする、そのためにはどうしたらいいか、やはり水源を確保するというのが大原則であります。その水源をどこに求めるか、それが私は、最初から福東用水のもっと取水時期を拡大する、こういったことも提案しておるわけですが、これはなかなか進んでいない。それなら、今のほ場整備で建設したポンプをというところが今回の提案なんですけれども、違う用途で使うというのは、補助金ももらっている以上、これは難しいのかもしれませんが。したがって、先ほど言ったように共同設置、あるいは町のは町で必要経費を負担するというようなことを考えながらできないのかどうかということを検討していただきたいというふうに思っているわけであり、そういう共同利用について今後も研究をする必要があるというような答弁だったと思いますので、ぜひともそれを進めていただきたいというふうに思っております。

それから介護問題につきまして、この基金の第7期の増額分については、この7期中に使う目的で計上されたものだというふうに言われましたけれども、もちろんそれはそれでいいわけですが、5期、6期で行われた積み立て、これには基金の目的に反して積み上がっているわけですから、7期については今後どうなるかわかりませんが、異常に積み足してしまった基金残高の基金の有効活用、これを当然図るべきではないか。必要以上の基金を持っておるわけですから、これを使っていくのは当然のことだということに思っているわけです。これはこの場では、広域連合議会で議論することだから、ここでやってもこれ以上議論はできないということでしたけれども、それを承知の上でお尋ねしているわけですが、広域連合の執行部の一員として議案提案する前に、この今の考え方を協議すべきじゃないか。提案してしまったものは、もちろん議会で承認されなければそれはできない。否決されれば、それは実行できないというのは当然のことです。けれども、最初のときにも言いましたけれども、提案されていないものに議会で勝手にこれを継ぎ足すこと、あるいは抹消すると、そんなことはできないわけであり、執行部のほうで提案されない限り、それはできないわけですから、その提案段階でやっていただきたい。町長は副連合長である。それから、事務局員も、今の福祉課長とか、住民課長が入っていましたか、ちょっと忘れちゃったけれども、そういう執行部の方々も事務方の一員であります。そういったところでどういう検討をするのか、そういった努力をしていただきたい、そういうことで申し上げているわけであり、ぜひとも、これからも、今回決まってしまうことをこの場で修正ということではできないかもしれませんが、もちろん広域連合の議事を臨時招集して、臨時議事を開いてやってもらうことも不可能ではないわけですが、異常なこの基金の積み立て、これが余りにも不当なものであるということが明確になれば、これは臨時議事を開いてでもこれを改正するということが出てくると、そういったことを執行部の一員として執行部の中で協議していただきたいということでもあります。

以上で、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の御質問をいただきました。

結論から申し上げますと、第1点目の大樽川の水質浄化について、別に議員と意見を異にするわけではなく、我々も含めてきれいな川になればいいなど、そういう思いの中でやっております。

先ほど御提案のありましたいろんな施設ですね、新たな施設をつくるというよりも、もちろんコスト的には今あるものを共同利用できればということについてお考えになることは当然だと思いますけれども、やはり今までの設置に至る制度上の障害は当然あるから、それをどのように一枚ずつはいでいくかという議論ができるのかどうかということだと思っております。

なお、それを前提にいたしますと、結局、あの経営というか、事業を共同でやるという話だとすると、イニシャルコストは当然負担する。それから、当然経常費の負担も、環境目的での揚水ということになれば、その部分の負担は当然出てくると、それは御理解いただけたと思いますけれども、ただ、そこに至るまでにこの施設を使えるのか使えないのか、使うべきかどうかという議論がなかなかハードな議論になるであろうということは当然予想されますので、その辺だけは御承知おきいただきたいということ。

それから介護保険、再度のお尋ねの中で、結局、長きの3年間の基金の足し算、引き算については御理解いただけたと思いますけれども、要は6期までに積み上がった、今でいうと29年度末の1億7,000万という数字ですね、この数字をどうするのということ、これは先ほど御答弁で申し上げましたように、これが多いのか少ないのかということについては非常に議論がございます。ただ、その中で、先ほども申しましたように、7期の保険料5,600円をセットするに当たって、多少ではありますけれども、その累積された保険料の中から3,800万ほどが保険料の増嵩を抑えるために使うという前提の5,600円だということは高齢者プランの中でもはっきりと記述されておりますので、その部分は、さっきの繰り返しになりますけれども、長期の財政運営の中で基金が有効に機能しているだろうと、私はそう思っておりますし、それともう一つ、異常に累積された基金ということなんですけれども、これは各市町、それから広域連合が保険者になってやっておりますけれども、それぞれの保険者の基金保有高を見ております。1人当たりの保有高というのがありますが、決して安八郡の広域連合が異常に多いという状況ではないんです。

何度も申しますけれども、この基金のあり方について議論があることは承知しておりますけれども、一方で違う見方をすれば、他の市町、広域連合と比較して異常と言える

ような基金の積み増しはしておりませんので、その辺だけは御理解をいただきたい、そんなふうに思っています。以上です。

○議長（田中政治君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（田中政治君）

日程第3、議第3号から議第14号まで、議第17号、議第18号及び議第20号を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経緯並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 上野賢二君。

○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成30年第1回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査を付託されました案件について、3月12日と13日の2日間、ともに午前9時30分より協議会室において全委員の出席と、執行部側より町長、教育長、参事、教育参事、会計管理者及び関係調整監、各関係課長、職員出席のもとに審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第3号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今回の補正予算に議長交際費は含まれていないのかに対し、必要となる支出として何があるかわからないので補正はしていないとのことでした。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、不動産の払い下げはどこかに対し、道路は2件、大藪地内で株式会社ワタナベ石油に201.72平米、四郷地内で株式会社名晃に133.64平米、水路は1件、大藪地内で個人に65.14平米を払い下げたとのことでした。

今回の払い下げは、町からの依頼か、または地権者からの要望なのかに対し、開発等により払い下げの申し出があったため、町として検討した結果、用途廃止をして払い下げをしたとのことでした。

区長会研修の参加者は何名かに対し、台風の影響で延期した結果、今年度の研修会に参加した区長は8名である。来年度は、できるだけ多くの区長に参加していただけるように日程等を検討するとのことでした。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、防災行政無線の蓄電池取りかえ工事とあるが、蓄電池の寿命は何年かに対し、10年であるとのことでした。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、臨時財政対策債を発行しなくても普通交付税の基準財政需要額に算入されるのかに対し、臨時財政対策債を発行しなくても、発行可能額1億7,406万2,000円が翌年度から20年間、普通交付税の基準財政需要額に算入されることになるが、臨時財政対策債を発行するかどうかは自治体の判断であるとのことでした。

臨時財政対策債発行可能額を普通交付税として交付を受けられないのかに対し、推測の域を脱しないが、平成13年度から臨時財政対策債を発行するという制度が始まったが、国も財政が厳しい状況にあるため、普通交付税として交付できないのではないかと推測しているとのことでした。

臨時財政対策債発行可能額は、普通交付税本来の交付額が交付を受けられない分であり、普通交付税の一部と判断できるのであれば発行し、その分でもっと事業を行えばよいのではないのかに対し、真に必要な事業であれば、緊急性等を勘案し、取捨選択しながら必要と判断した場合は、町債を発行してでも実施していく考えであるとのことでした。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、法人数がふえたということだが、どれだけふえたのかに対し、当初249法人から259法人で、10法人の増加であるとのことでした。

業績好調ということだが、具体的にはどのようなことなのかに対し、修正申告及び確定申告が製造業を中心に見込みよりも多くの申告納税があったとのことでした。

法人町民税の均等割区分はどのようになっているのかに対し、1号から9号までの区分があり、増加したのは1号法人で、資本金の額が1,000万円以下で、従業員数が50人以下の法人であるとのことでした。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、利率はどれくらいかに対し、店頭金利では、普通預金は0.001%、定期預金は0.01%である。定期預金は、金額や期間によって利率が異なるが、0.01%から0.2%の間で運用できたとのことでした。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、特産品開発事業での実績による減額の内訳は何かに対し、今年度は日本酒「鵜舟」を試作したが、新規は難しいという事業者がほとんどで該当が

なかったため、減額となったとのことでした。

多面的機能支払交付金の減額理由は何かに対し、農業用施設の長寿命化に関して交付金の額が県より78.74%の割合で一律配分されることになったので減額したとのことでした。

町の花であるタンポポのキャラクターがあったが、活用しないのかに対し、現状はカワバタモロコ保護のPRを行うためにかわばたくんファミリーを積極的に活用しているが、タンポポも有効活用するとのことでした。

御膳米検査料の減額理由は何かに対し、今年度は農協が検査を行ったので減額したとのことでした。

機構集積協力金はどこが対象になったのかに対し、本戸宮農組合、中郷ファームが対象となった。当初はメガファームのみが対象であったが、今回、輪之内町として新規集積面積が大きく、優先的に追加配分があり、新たに対象になったとのことでした。

新たに配分される機構集積協力金の使途に制約はあるのかに対し、使途に制限はないが、新規の機械購入や農地の整備に使うように助言しているとのことでした。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、本戸地区の工事の延伸の理由は何か、また用地の買収は完了しているのかに対し、安八町の工事進捗の遅延によるもので、用地買収は平成28年度に完了しているとのことでした。

西海松地区の民間盛り土による道路の破損について、修繕は誰が行うのか、また実施業者や搬入期間を把握しているのかに対し、道路管理者である町が修繕を行った。また、実施業者は羽島市の吉川家具で、搬入期間は、岐阜県の埋め立て等の規制に関する条例による許可が平成32年までであるとのことでした。

議第3号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第3号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、受益者負担金がふえた理由は何かに対し、一括納付者の増加及び年度途中の新規加入者がふえたことが要因であるとのことでした。

下水道使用料の減額の理由は何かに対し、大口使用事業所が廃止したためであるとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第7号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1

号)については、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議第8号 平成30年度輪之内町一般会計予算について当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、負担金の全国町村議会、議長会研修会負担金は前年度になかったが新規のものかに対し、毎年開催される研修会で、平成29年度は流用で対応しているとのことでした。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、来年度の新規採用職員は何名かに対し、教育委員会の割愛を除き3名の採用予定であるとのことでした。

会計年度任用職員とは何かに対し、地方公務員法が改正され、平成32年度より制度が開始され、現在の日々雇用職員がこの制度に移行することとなる。会計年度任用職員になると、給与は月額となり、また期末手当、通勤手当等の手当が支給されるとのことでした。

東大藪の駐車場の舗装の面積はどれだけかに対し、面積は862平米で、舗装は700平米程度を実施するとのことでした。

浄化槽の保守にはプラネットプラザも含まれているのかに対し、予算編成時に確定していなかったため、予算に含まれている。下水道につなぐ時点で契約の変更等を行っていくとのことでした。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、Jアラート受信機の工事は、取りかえか、新設か、またJアラートは実際に稼働したことはあるのかに対し、取りかえを行う工事である。実際の稼働はないが、月1回のテスト放送を行っているとのことでした。

浸水被害軽減地区の看板が掲示された地区は、水害時に安全であるということかに対し、避難場所を示しているものではなく、あくまで浸水時に浸水の拡大を防ぐ堤防である旨を表示するものであるとのことでした。

水防監視員の人数及び任期、選出地区とその役割は何かに対し、18名の2年任期で、揖斐・長良・牧田川沿いの地区から選出されている。役割は、河川増水時における堤防の監視等であるとのことでした。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、企業立地奨励金の交付期間と対象事業者は何社あるのかに対し、操業を開始した翌年度から3年間、企業立地奨励金を交付する。対象事業者は、3事業者の予定であるとのことでした。

コミュニティー助成事業補助金が活用できることを各区に周知しているのかに対し、コミュニティー助成事業補助金の補助対象事業は、集会場建設時や地域防災組織の育成のために備品等の購入に活用するコミュニティー助成事業だけではなく、一般コミュニ

ティー助成事業もあり、その補助対象にやぐらや音響設備の備品も対象になることをみずから調べられた区長が申請されたもので、その点に関しては今まで周知していなかった。今後は、6月に開催予定の区長会にて説明をし、各区で検討してもらい、活用希望がある区には申請してもらうように周知するとのことでした。

コミュニティー助成事業補助金の交付要件は何かに対し、この助成事業の定義や要件、助成金額、助成対象事業費、対象外事業費の説明があり、この事業の実施要綱を提供するとのことでした。

創業・第二創業助成金の第二創業とは事業者が新たに別の事業を始めるという意味かに対し、そのとおりであるとのことでした。

地方創生関連事業をどのような方向性で実施していくのかに対し、三世代同居・近居助成金と創業・第二創業助成金の聞き合わせはあったものの、申請には至っていない現状を鑑み、今後は、不断の見直しを行い、幅広く助成ができるような工夫をしていきたいと考えているとのことでした。

地方がなぜ疲弊しているかの原因をつかみ、改善する取り組みをするべきではないのかに対し、これまでも地域の活性化に取り組んできた。地方創生事業は、平成26年度末に国からの取り組みの要請があり、実施しているが、狙った施策効果が見出せていないのが現状である。ただ、地方創生事業は、人口減少問題に警鐘を鳴らしたことは評価できるとし、今後も危機感を持って事業に取り組んでいきたいとのことでした。

三世代同居・近居助成金の予算額が60万円となっているが、平成29年度に引き続き300万円計上すべきではないのかに対し、実績に基づき60万円としたが、申請が多くあり不足すれば補正予算で対応するとのことでした。

三世代同居・近居助成金の助成要件は何かに対し、この事業の定義や要件、助成対象者、助成金額、助成対象事業費の説明がありました。また、輪之内町商工会の建築部会に、家を建てる時は三世代同居・近居助成金の制度を周知してもらうよう依頼しているとのことでした。

家のリフォームも三世代同居・近居助成金の対象になるのかに対し、対象になるとのことでした。

養老線管理機構負担金は沿線の市町で負担をすればよいのではないのかに対し、町民の中に利用者があること、あわせて広域的に公共交通網は維持すべきものと考えているので、今回の要請に対して支援していくとのことでした。

養老線管理機構への負担金の算出方法はどのようになるのかに対し、均等割と人口割で算出しているとのことでした。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、個人の所得は1人当たりで幾ら上がったのかに対し、税額の比較になるが、町・県民税の所得割額で1,500円程度上がったとのことでした。

所得割額の総額はどれだけで、何人に対するものかに対し、町・県民税の所得割は、平成29年度が4,322名で6億8,453万8,000円、平成28年度が4,326名で6億7,693万7,000円であるとのことでした。

町・県民税の滞納者は何人かに対し、平成28年度が289名、平成29年度が211名であるとのことでした。

前納報奨金の件数は何件あるのかに対し、2,221件であるとのことでした。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

主な質疑は、利子の金額が減ったということだが、どれくらいで運用しているのかに対し、店頭金利では、普通預金は0.001%、定期預金は0.01%であるが、定期預金は預け入れ期間や金額で利率がそれぞれ異なるので、平成29年度の実績は、0.01%から0.2%の間で運用できたとのことでした。

昨年度は0.01%から0.025%の金利で予算計上していたと思うが、今年度はどれくらいの金利を見込んでいるのかに対し、今年度の予算は、既に預けてある年度の途中に満期を迎える定期預金の金利が決まっているので、その利子の金額と、これから定期預金にするものが0.02%の金利で計上しているとのことでした。

次に、産業課所管分について産業課長より説明を受けました。

主な質疑は、田んぼアート設計委託料の増額理由は何か、また増額するに当たり、もっと町民の関心も高めていかないといけないのではないのかに対し、これまで以上にできばえのよい田んぼアートにするため、設計を綿密に行い、くいを細かく打つ等の費用がかかるために増額する。田んぼアートは本戸区の主催で、地域の方々、農協、各種団体の方々にも参加していただいている。今年から町民の関心を高めるため、近くの子ども会や町外の団体にも参加してもらおう計画であるとのことでした。

プレミアム商品券発行事業について、平成30年度は1,000セットふえる、販売の見込みと方法はどのようにするのかに対し、売れ残ることがないように、購入方法を含め実行委員会で検討して決めたい。また、適正な販売に努めたいとのことでした。

元気な農業産地構造改革支援事業について、輪之内育苗センターに係る事業規模はどれくらいかに対し、輪之内育苗センターの操作盤シーケンサー箱供給棚入れ修繕工事であるが、税込み事業費378万円で、うち4分の1が県補助率であるとのことでした。

平成29年度末の町内の街路灯の基数はどれくらいになるのかに対し、平成29年度は新設29基、平成30年度は、新設予定20基を含め583基になるとのことでした。

ジャンボタニシ駆除委託料の委託金はどこに支払うのか、また駆除の方法は住民の要望に応じて行っているのかに対し、ジャンボタニシ駆除は、シルバー人材センターに委託料を支払って行っている。住民からの要望の有無にかかわらず、町内全域で水路等に生息する成貝、卵を順次巡回し、くまなく駆除してもらっているとのことでした。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

主な質疑は、県営土地改良事業楡俣北部地区の次は四郷南部地区を予定しているということだが、どのように進めるのかに対し、平成29年度に四郷南部地区から要望書が提出され、営農組合も既に法人化されていることから選定した。平成30年度は事前調査を行う。地区面積が約60ヘクタールあり、事業費が10億円以上となるため、平成31・32年度の2カ年をかけて計画し、平成33年度の着手を目指すとのことでした。

次に、建設課所管分について建設課長より説明を受けました。

主な質疑は、松内取り付け道路の実施理由は何かに対し、町内道路は南北の幹線道路は比較的整っているが、東西に通過できる広幅員道路はなく、県道今尾・大垣線の堤防道路へのアプローチが容易にできるようになる。また、新養老大橋の計画も考慮し、選定しているとのことでした。

松内取り付け道路の計画位置はどこかに対し、地元説明を実施して、地元との調整を図りながら決定するとのことでした。

松内取り付け道路の完成までの期間はどれくらいかに対し、順調に進めることができれば4年ほどであるとのことでした。

議第8号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第8号 平成30年度輪之内町一般会計予算のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

主な質疑は、平成30年度で下水道整備は完了するのかに対し、平成30年度完成は難しい。平成29年度末で約90%整備できるが、国庫補助金が要望どおりつくとは限らないので、平成32年度の完了予定であるとのことでした。

十連坊の輪中堤より北側は施工するのかに対し、事業計画区域であるので施工する予定であるとのことでした。

浄化センターから搬出される汚泥の搬入先と、どのように処分されているのかに対し、上石津町にある株式会社りゅういきに搬入し、そこで乾燥して、最終的には地盤安定材やバイオマス燃料にしているとのことでした。

処理費と運搬費はどのようになっているのかに対し、処理費はトン当たり2万5,920円、運搬費はトン当たり1万1,340円とのことでした。

加入促進報償費とは何かに対し、下水道処理区域内の水洗化の普及と下水道接続への加入促進を推進する人で、推進した人へ実績に基づき報奨を支払う。平成30年度は、1件5,000円で、20件分を予算計上しているとのことでした。

自家用発電機借り上げ料で自家発電機をリースし、どこで使用するのかに対し、緊急の停電等でマンホールポンプが停止した際に使用するとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、

議第12号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議第13号 平成30年度輪之内町水道事業会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

主な質疑は、上水道施設整備計画とは何かに対し、管路や水源地等の施設の更新時期を検討、把握し、整備する計画を策定するとのことでした。

加入負担金で口径を13ミリから20ミリにする場合の納付額は幾らになるのかに対し、13ミリと20ミリの差額は、5,000円の納付になるとのことでした。

中央監視装置とは何かに対し、第1・第2水源地を監視するための装置であり、取水量や配水量等のデータ及び施設の故障を担当者に通報している。現在、経年劣化により、いつ故障してもおかしくない状態であるため、装置を入れかえるとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第13号 平成30年度輪之内町水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号 輪之内町浸水被害軽減地区である旨の標識を定める条例の制定についてを議題とし、危機管理課長から説明を受けました。

主な質疑は、浸水被害軽減地区はどこを指定するのかに対し、輪中堤を指定することでした。

輪中堤には民地も一部あると思うが、境界ははっきりしているのかに対し、境界ははっきりしているが、今回の指定は、輪中堤の町有地部分を指定する予定であるとのことでした。

看板に記載する堤防の高さとは標高なのかに対し、標高であるとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第14号 輪之内町浸水被害軽減地区である旨の標識を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議第17号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、税務課長から説明を受けました。

主な質疑は、国民健康保険税の課税目的が変更となるが、賦課算定方法は変わらないのかに対し、賦課算定方式に変更はないとのことでした。

滞納等により国民健康保険事業費納付金の納付に不足が生じた場合はどのように補うのかに対し、予算は収納率を見込んで計上している。不足が生じた場合には、国民健康保険税で積み立てた基金を充て、余れば基金に積むというように調整していくとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第17号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり

り可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

**○議長（田中政治君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 小寺強君。

**○文教厚生常任委員長（小寺 強君）**

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成30年第1回定例輪之内町議会の初日において当委員会に審査付託されました案件について、3月8日と9日の2日間、ともに午前9時30分より協議会室において審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

最初に、議第3号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今年度のマイナンバーカード発行枚数は何枚かに対し、3月5日現在の保管枚数は753枚、発行枚数は653枚で、平成29年度の申請数は93件、発行枚数は89枚とのことでした。

国保の保険基盤安定負担金は国庫支出金と県支出金の合計で1,537万5,000円であるのに一般会計から2,050万円を繰り出す根拠は何か、また今年度の最終金額は幾らになるのかに対し、最終金額は4,945万3,381円である。保険基盤安定負担金は、軽減分と支援分があり、支援分は、国が2分の1、町が2分の1、軽減分は、県が4分の3、町が4分の1であるので、その合計金額になるとのことでした。

国から1,700億円の支援があるが、当初予算に計上していなかったもので追加をしたということかに対し、当初予算には過去の平均で計上してある。軽減率は変わらないが、対象者がふえており、確定額を補正するとのことでした。

地域間幹線系統確保維持費補助金は、当初予算220万円から100万円減額するのは利用者が少ないということかに対し、これは輪之内線の補助金であるが、収益が上がったため補助が少なくなったとのことでした。

自主運行バス運行費の補助金増額は、利用者が少なくなったということかに対し、全体として利用者は伸びているが、国庫補助金が減ったため、精算した差額分を増額する

ものであるとのことでした。

南波の最終処分場の受入量が減った大きな要因は何かに対し、平成28年7月から搬入の規制を厳しくした。事業者が扱うものは産業廃棄物となるので最終処分場への搬入はできないが、個人で搬入される分を受け入れている。搬入量は6分の1から7分の1程度に減り、整地の委託が1回であったので減額したとのことでした。

必要以上に厳しくして使いにくくしたから減ったのではないのかに対し、搬入物を車に積んだ状態で確認している。個別の状況で搬入可否の判断をしており、取り壊し現場を確認することもある。今後も搬入理由の聞き取りのほか、搬入物や現場確認等、必要に応じて対応していくとのことでした。

浄化槽設置費の補助金は、川西のみが対象か、また対象は何件ぐらいあるのかに対し、対象となる塩喰川西、福東川西を合わせて25世帯ほどであるとのことでした。

浄化槽設置費の補助をどのように住民に周知しているのかに対し、補助金の説明パンフレットや設置を促進するチラシを区長を通じて周知しているとのことでした。

補助金は浄化槽設置費の何%に対し、浄化槽1基に対し補助金は57万6,000円であり、設置費は100万円を超えるので、おおよそ2分の1の補助であるとのことでした。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ケアプラン作成件数がふえているにもかかわらず、デイサービスや虚弱高齢者教室の利用が減っているのはなぜか、また利用の際、何か制限を設けているのかに対し、ケアプランの作成は、デイサービス等の介護保険サービスを利用する際に必要となるもので、件数の増加は、高齢者の増加に伴うものである。サービスの利用や教室への参加は、あくまでも高齢者の自由な意思によるものであり、特段の制限は設けていない。なお、虚弱高齢者教室は、介護保険外のものであり、ケアプランの作成件数とは関係がないとのことでした。

ライフサポート事業とはどのような活動か、またボランティアの登録者は何人いるのかに対し、ライフサポート事業は、有償のボランティアが、ごみ出し、洗濯、掃除などの高齢者の日常生活でちょっとした困り事を支援する活動である。昨年の8月から活動を開始し、利用者数は5名、2月までに延べ85件の利用があった。また、登録者数は、ライフサポーター養成講座を修了した方で30名であるとのことでした。

養護老人ホーム西濃清風園にはどのような方が入所しているのか、また施設の管理はどのようなになっているのかに対し、この施設は介護保険施設ではなく、社会的な支援が行われる施設である。病気がなく、自立した生活ができる身寄りのない高齢者が措置され、入所している。また、施設の管理・運営は、所在地の垂井町長を管理者として西南濃地区の8市町で構成する事務組合が行っているとのことでした。

児童手当の区分で被用者と非被用者の違いは何か、また出生児数の現状はどうなっているのかに対し、被用者とはサラリーマンの方であり、非被用者とは主に自営業者の方

である。また、出生児数の状況は、平成27年度が105名、平成28年度が64名であり、平成29年度の見込み数は、61名であるとのことでした。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、英語検定受験料補助の実績はどのような内訳になっているのかに対し、英語検定3級以上を対象とし、受験者の総数は30名で、内訳は、2級が1名、準2級が5名、3級が24名である。現在、19名が合格、合否の未定者が3名であるとのことでした。

児童鹿児島派遣事業はどのような内容であるのかに対し、小学5年生、6年生の児童を対象とし、各小学校から4名、計12名を派遣した。宝暦治水の歴史等を事前学習した上で2泊3日の行程で実施し、鹿児島市南方小学校の児童との交流会や薩摩義士の史跡をめぐる等、さまざまなつながりや歴史に触れることができ、大変有意義な研修事業であるとのことでした。

留守家庭児童教室負担金の減額理由は何かに対し、留守家庭児童教室の利用者は、通常時が平均で67名、夏休みには43名となり、当初予算の見込みに対する減額であるとのことでした。

子ども・子育て支援交付金の精算還付金とは何かに対し、平成28年度の留守家庭児童教室の実績に基づき精算した還付金であるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

議第3号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第3号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、基金の残高はどれだけあるのかに対し、7,000万円ほどであるとのことでした。

新たに積むと1億円になる、基金条例で規定する保険給付の12分の2の相当額は幾らになるのかに対し、1億2,000万円から3,000万円であるとのことでした。

国保税は基金を積むために集めているのではない、目的があって基金に積むのかに対し、平成29年度は保険給付費がさほど伸びなかったため基金に積めるのであり、次年度以降、何かあったときや、国保事業運営のために基金へ積み立てるとのことでした。

短期保険証の該当者は何人かに対し、100名ほどであるとのことでした。

国保被保険者2,000人に対し、おおよそ5%の100人、国保税を払えない人がいる、意味もなく基金に積むのはどうかとの意見がありました。

討論に入り、滞納者が100人近くいる、払えない現実があるのに、たくさん集まったからといって意味もなく基金に積み立てるのは間違っているため反対であるとの反対討

論がありました。

異議があるので挙手により採決を行いました結果、賛成多数で、議第4号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、歳出の保険料等納付金の補正に当たり財源補正として79万9,000円の減額が計上されているが、これは何かに対し、歳入の保険基盤安定繰入金を充当したものであるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第5号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第6号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号 平成30年度輪之内町一般会計予算について当委員会所管分を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、南波最終処分場管理委託料が減額となったが、利用数が減ったのか、また投棄できる日に変更はないのかに対し、申請数は減っている。投棄日に変更はなく、月・水・金と第3日曜日であるとのことでした。

町内の登録犬は何頭かに対し、おおよそ590頭で、新規登録は40頭を見込んでいるとのことでした。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、平成30年度の各こども園の園児数は何人か、また給食の自園調理をやめるのかに対し、各こども園の園児数は、仁木140名、福東87名、大藪152名で、合計379名の入園の希望者がある。また、こども園の給食は、これまでどおり自園調理を続けるとのことでした。

こども園利用料の3人目無償化は新規事業なのか、またこのことにより幾ら支出がふえるのかに対し、3人目の無償化は、以前から国の制度による無償化制度があるが、今回は、国の制度を拡大するような形になる。町の施策として、18歳未満の子が3人以上いる世帯の3人目以降の子供を対象とするものである。この制度では、保護者からいた

だくこども園利用料を無料とするものであるため、支出額が増減するのではなく、相当分の収入が減るものであるとのことでした。

健康ポイントとはどのようなものかに対し、保健センターが実施している検診の受診、健康教室や栄養教室への参加に対して、インセンティブとして健康ポイントを付与し、一定数量のポイントと景品を交換するものである。例えば、フレッシュ検診は1回100ポイント、乳がん検診で1回200ポイントを付与し、1ポイント当たり0.5円の率で交換する。交換できる景品は、1,000ポイントで500円分のクオカード、600ポイントでがん検診の無料券等を考えている。さらには、既存のポイント制度である観光ポイントやリサイクルポイントとの合算ができるようにすることによって産業課や住民課の景品との交換が可能になるようにしていくとのことでした。

民生委員・児童委員協議会の100周年記念事業はどのようなことを考えているのかに対し、記念講演や、民生委員・児童委員OBと現職委員との懇談会、記念写真の撮影を計画している。なお、OBは45名、現職は20名であるとのことでした。

指定管理者選定委員会はどのような人が委員になっているのか、また指定管理する施設をふやすのかに対し、委員数は10名以内とされているが、前回は、議会、民生委員・児童委員協議会、区長会、老人クラブ連合会、医師会から各1名、さらに町職員4名で、合計9名を選任した。現在はデイサービスセンターと児童センターを指定管理により運営しているが、平成30年度で期間満了となる。したがって、改めて指定管理者を選定するために開催するものである。なお、指定管理する施設をふやすことは考えていないとのことでした。

西濃清風園の入所者がいないのにもかかわらず予算が計上されているのは、施設管理費を計上したのかに対し、現在、入所者はいないが、今後、新たに入所者が発生した場合に備えて3カ月分の措置費を計上したものであり、入所者がいなければ予算執行はしない。施設管理費は、別途負担金にて予算計上しているとのことでした。

手話通訳者はどこへ依頼するのか、また費用は幾らかかるのかに対し、手話通訳者の派遣は、県の聴覚障害者センターに依頼することを考えている。派遣費は1人当たり1時間2,100円で、それ以降、30分ごとに1,050円の追加となる。派遣時間は打ち合わせから終了までで、2時間を超えると3人体制になる。また、別途交通費も要るとのことでした。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、特別支援教育連携協議会とはどのような組織であるのかに対し、学校の先生のほか、カウンセラーも同席し、どのような支援が必要か協議する場であるとのことでした。

英語教育のサマースクールの内容は決まっているのかに対し、希望者を募り、夏休み期間中にALTや大学の講師による英語講座を実施するとのことでした。

平成29年度の選奨生資金貸付金の実績は4名であったが、年々減少しているののかに対し、27年度は新規2名、継続6名、28年度は新規ゼロ、継続4名、29年度は新規2名、継続2名であり、年々減少傾向にあるとのことでした。

下水道への接続について、学校等、他の施設での接続の計画、予定はあるののかに対し、避難所として指定されている施設については、災害時において合併浄化槽は有効な設備になることもあり、今後は、下水道と合併浄化槽を併用して活用する方法等、考慮しながら進めていきたいとのことでした。

生涯学習事業委託料は何を予定しているののかに対し、落語を予定しているとのことでした。

学校給食の調理業務委託を進めるに当たりどのように審議されたのか、また衛生管理はどうなるののかに対し、業務委託を進めるに当たり、教育委員会及び学校給食センター運営委員会において審議している。衛生面については、ノウハウのある受託事業者に業務を委託することにより、今まで以上に衛生管理の向上が図れるものと考えているとのことでした。

給食の味について変更はないののかに対し、栄養教諭も今までどおりであることから、現在の質は維持していくとのことでした。

現在の調理員は今までどおり雇用されるのか、また給食費はどうなるののかに対し、調理員は、引き続き雇用されるようにする。給食費は原材料費を賄っているものであり、給食費に変更はないとのことでした。

中学校の防災士養成講座はどのように実施するののかに対し、中学2年生、全生徒を対象とし、防災教育の一環として授業の中に講座を組み込むほか、夏休みにも開講する予定であるとのことでした。

平成30年度より小学校の運動会と町民運動会を同日に開催ということを知っている、小学校の運動会を短縮するようなことにならないののかに対し、町民運動会開催日の見直しについては、スポーツ推進員や学校からも声があり、同日開催を検討している。小学校と地域住民が一緒になって参加していく方向で、プログラムの内容等も検討していきたいとのことでした。

議第8号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第8号 平成30年度輪之内町一般会計予算のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、精密検査費は1人1万円で15人分とは、1回の検査に2万円かかるということかに対し、補助金は検査費の2分の1で、上限が1万円であるとのことでした。

基金の財源は、前年度の保険税の一部で賄っている、余ったから基金に積むということとは取り過ぎではないのか、被保険者に返すことはできないのかに対し、平成29年度までは医療給付費が高額になった場合の対応としての基金であった。平成27年は、医療給付費が不足し、基金から繰り入れて支払ったこともある。年間の医療給付費の算定は困難であるので、基金の保有は必要であり、これは被保険者のために使う基金であるとのことでした。

当初予算のとき、国からの1,700億円の支援が決まっていた、それを想定して保険税を算定すれば安くなった。新しい制度になって県への納付金が少ないから基金に積むという、財源があるのに納税者に負担を求めるのはどうなのかに対し、所得が少ない被保険者に対して保険税の軽減措置を行い、所得に応じた保険税としている。月ごとの保険給付費は、多い月と少ない月との差が1,000万円ほどある。昨年度、5,000万円積み立てたが、1,000万円以上の高額な月が続くと5カ月でなくなることになる。医療費が伸びなかったのに5,000万円を基金に積むことができたが、医療費の見きわめは難しいので、ある程度基金は保有するべきであるとのことでした。

平成30年度では県への納付額が少なくなっている、理由は何かに対し、県が国から投入されているお金を差し引いて、医療費水準も考慮して、市町村ごとに標準保険税額を示している。平成30年度から国からの投資が3,400億円になるので、この分が差し引かれているためであるとのことでした。

医療費は下がっているのかに対し、ほぼ横ばいであるとのことでした。

平成27年度からの1,700億円は、当初予算に反映されていないのかに対し、今までは過去6年間の平均で計上していたが、平成30年度予算は、1,700億円の投入が始まった平成27・28・29年度の3年間を平均して計上したので反映しているとのことでした。

繰越金を基金に積み立てているが、保険税を減らせば少なくできるのではないのかに対し、県の標準保険税額を根拠に示している。保険税だけ県の示した数字を無視することはできない。その結果、歳入が多く、差額が出たため、被保険者のための基金として積むものであるとのことでした。

県が示す標準保険税額に従うことが義務ではないならば町で変えてもよいのではないのかに対し、現段階では、平成29年分の申告中で所得が確定しておらず、税率の改正が必要かどうかは5月末に検討することになるとのことでした。

討論に入り、制度改正で歳入があるとわかっていて歳入に入れずに税金を上げ、結果、余った財源を基金に積む。生活の苦しい人、医者へ行けない人もいる中、当初予算から基金に積むことは許されないのでは反対であるとの反対討論がありました。

国保会計については国から多くの財源が投入されている。余裕のあるときに積み立て、不測の事態に備えるのは、被保険者のためでもあるので賛成であるとの賛成討論がありました。

異議があるので挙手により採決を行いました結果、賛成多数で、議第9号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、被保険者は何人いるのか、普通徴収と特別徴収の方はそれぞれ何人いるのかに対し、平成30年2月末で被保険者は1,041名、内訳は、特別徴収が882名、普通徴収が159名であるとのことでした。

保険料を決めているのはどこかに対し、保険料の賦課は後期高齢者医療広域連合で行い、納付書等の発送や保険料の徴収は、町で行っているとのことでした。

保険料の滞納状況はどうなっているのかに対し、平成30年1月時点で特別徴収の滞納はなく、普通徴収の滞納は3万7,000円であるとのことでした。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第10号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、そらに通所しているのは何人で、予算は何人分を見込んでいるのか、また1回当たりの利用料は幾らかに対し、利用決定者は27名いる、そのうち予算に見込んだのは18名分である。また、1回当たりの利用料は、843円であるとのことでした。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第11号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号 輪之内町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今までは保険給付が不足する場合に基金で補填するという考えで、その必要がなくなったから、基金はもう要らないのではないかと、健全な保険事業の運営とはどういうことを意味するのかに対し、新しく県へ納付金等が発生し、それが不足する場合、基金から繰り入れたり、被保険者に対する各事業に不足が生じた場合、基金から投入する。保険収入が当初の見込みより不足し、支払いができない場合も、基金を取り崩す等、全ての保険事業のために使うことが健全な保険事業の運営であるとのことでした。

財源不足を生じるのはどういう場合かに対し、収納率が悪い場合や滞納者が多い場合であるとのことでした。

今までは保険給付費の2カ月を限度としていたが、基金の限度額を撤廃した。今回の予算で保険料の課税額が2億2,000万円で、そのうち2,000万円も3,000万円も滞納となるのは考えられない。今回、1,700万円を積み立てたが、そんなに滞納を見込んでいるのかに対し、平成30年度の納付金は2億円以上あり、平成31年度以降に他市町の医療費が伸び、輪之内町が減ったとしても、この納付額は変動する。平成30年度の納付額の1割程度は上がっても対応できる体制で基金が必要である。今までの経緯は、3年ごとに税を見直しているが、1年に納付額の1割ほどの3,000万円を3年分とすると1億円弱必要ではないかと考えているとのことでした。

医療費が急増しても、県は基金を持っており、ここから出すため、輪之内町で補填する必要がない。保険料が滞納のため、県に上納できないときの基金であれば6,000万円も7,000万円も必要ない。基金から充当するのは滞納分の補填と理解していいのかに対し、滞納分の補填もあるが、保健事業がふえ、被保険者がふえて受診率が上がった場合に不足が生じ、基金から取り崩して支払わなければならないため、1割から1.5割を見込んでおいたほうがよい。新制度になり、平成30年度にどのようなことが起こるかはまだわからないとのことでした。

基金は目的基金であり、目的以外に使えない。基金を使って町独自にどんな国保事業をやるのかに対し、国保の被保険者に対する事業で、メタボ健診、歯周病、糖尿病、特定保健指導、ジェネリック医薬品を優先的に使うとか、国保職員の研修などの事業等で不足が生じたら、基金から繰り入れて事業に充てるとのことでした。

それは当初予算で組めばいい、県から補助は来ないのかに対し、当初予算には組み込んであるが、事業の内容によって不足が生じた場合、基金から充当する、県からの補助はないとのことでした。

基金条例の第2条第2項、積み立てる金額は、保険給付に関する費用の総額、この金額は幾らかに対し、保険給付費は、療養給付費、療養費、高額療養費の3つで7億2,000万円ほど、平成30年度は、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等、介護給付費納付金等もないので1億3,700万円ほどであるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、保険税が主な財源で、苦しみの中から少しでも安くないかと思う保険税を財源にして、使う当てのない、目的が限定された基金に積むのは許されないので反対であるとの反対討論がありました。

異議があるので挙手により採決を行いました結果、賛成多数で、議第18号 輪之内町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、第10条の有価証券はあるのかに対し、幾つかの有価証券を会計室で保管しているとのことでした。

国民健康保険に対する有価証券はあるのかに対し、現在はないとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第20号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

**○議長（田中政治君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午後0時05分 休憩）

（午後0時58分 再開）

**○議長（田中政治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議第3号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）は、委員長

報告のとおり可決されました。

これから、議第4号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今度の補正予算ですけれども、滞納者がたくさんあるにもかかわらず、基金を非常に積み立ててしまっていると。本来なら基金は保険税減税に回すべきであって、意味もなく基金に積み立てられているという補正予算には反対であります。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

一般の家庭でもそうなのですが、余裕のある金があれば貯金したりして蓄えていくということでございますが、国保でも余裕のあるときに積み立て、必要なときに崩して使う、当然であります。よって、本案に賛成します。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第4号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

異議がありますので起立によって採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立5名）

○議長（田中政治君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第5号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告どおり可決をされました。

これから、議第6号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第7号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第8号 平成30年度輪之内町一般会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 平成30年度輪之内町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第9号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(田中政治君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

制度改正が30年度、新年度から行われるわけですけれども、やはり膨大な基金を積み立てようとしている。国から予算が配分されてくるにもかかわらず、それを納税者の負担軽減に回さずに、今回の場合、基金に積み立てることになっていると。余ったものを財源にゆとりがあるからといって基金に積み立てる、町民の生活の苦しさには全く目を向けていない、このようなやり方には反対であります。

○議長(田中政治君)

ほかに討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

委員会でも申し上げましたように、国保会計というものは軽減措置や、国からも多く財源が投入されております。余裕があるときに基金に積み立てる、不測のときに備えるというのは被保険者のためにというのがあると思います。それが財政調整基金だと、よって本案に賛成します。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

異議がありますので起立によって採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成する方は起立を願います。

(賛成者起立5名)

○議長（田中政治君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第10号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第10号 平成30年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第11号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第11号 平成30年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第12号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第13号 平成30年度輪之内町水道事業会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 平成30年度輪之内町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第14号 輪之内町浸水被害軽減地区である旨の標識を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第14号 輪之内町浸水被害軽減地区である旨の標識を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第17号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第17号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第18号 輪之内町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(田中政治君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

これも先ほど健全な財政運営のために必要だというような賛成討論がありましたけれども、どうもこの基金の本来の役割というのを御存じないのではないかというふうに私は思います。また、必要以上の基金をためることは全く異常であります。今までは保険給付に必要な額の2カ月分という限度があったものを、これを今度限度なしにしてしまう。健全な運営のためにというんですけれども、健全な運営というのは何も基金を持っておればよいというわけではない。やはり健全な運営というのは、必要以上の金をため込むことも不健全だと私は思います。

このような必要以上の基金をため込むような、それを認めるような条例改正には反対であります。

○議長(田中政治君)

ほかに討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(田中政治君)

8番 森島光明君。

○8番(森島光明君)

保険事業の財源に不足が生じたときに基金から出す、そして国民健康保険の健全な運営をするための基金条例の改正でございます。本案に賛成します。

○議長(田中政治君)

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

これで討論を終わります。

これから議第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

異議がありますので起立によって採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立5名)

○議長（田中政治君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第20号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第20号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決をされました。

---

○議長（田中政治君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託をし、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

---

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全て終了しました。

議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しいところ御出席を賜り、熱心な審議を賜り、議長として厚く御礼を申し上げます。また、議会を通じ議事進行等に各位の御協力、御支援を賜りましたことに対し、重ねてお礼を申し上げます。

一方、執行部各位におかれましては、本日成立しました各予算、法令を通じて輪之内町発展のために、より一層の御努力をいただきますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、お礼の御挨拶にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成30年第1回定例輪之内町議会を閉会します。

(午後1時14分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年3月16日

輪之内町議会 議長 田 中 政 治

署名議員 古 田 東 一

署名議員 小 寺 強